

全 児 相

(通巻第89号 別冊)

「親権者不同意の一時保護に関する調査」

報 告 書

平成22年8月

全国児童相談所長会

目 次

I 親権者不同意の一時保護に関する調査

1	調査の目的	3
2	調査の方法	3
3	用語の定義等	4
4	調査結果と考察	6
	(1) 機関調査	
1)	有効回答率	6
2)	相談件数	6
3)	一時保護	6
4)	家族再統合、家族援助プログラム	7
5)	保護者対応	11
6)	不同意の一時保護への組織的な対応	
①	専管組織等での対応	14
②	警察との連携	17
③	弁護士との連携	19
④	円滑な一時保護業務遂行のための職員への対応	22
⑤	その他組織的に対応している事柄	22
⑥	今後制度等で必要と思われる事柄	25
	(2) ケース調査	
1)	被虐待児の状況	
①	被虐待児の属性	27
②	被虐待児童自身の一時保護の意向	27
③	主たる虐待理由	29
④	虐待を受けた期間	30
⑤	通告機関	30
⑥	虐待の重症度	32
2)	親権者、虐待者等の状況	
①	児童の親権者	33
②	一時保護開始時点と一時保護解除時点における親権者の同意の状況	34
③	同意なし等の理由	35
④	同居家族	44
⑤	親権者以外の不同意の家族	46
⑥	一時保護についての抗議行動の内容	47

⑦主たる虐待者等の状況	49
3) 児童相談所の対応状況	
① 一時保護の実施状況	55
② 一時保護所・保護委託先等の状況	71
③ 一時保護中の面会通信制限	77
④ 行政訴訟等	78
4) 家族支援	
① 措置の状況	81
② 援助活動	86
おわりに	91
II 参考資料1	95
III 参考資料2 「親権者不同意の一時保護に関する調査」記入要領	105

I 親権者不同意の一時保護に関する調査

親権者不同意の一時保護に関する調査

－平成 21 年度全国児童相談所長会定例調査－

(全国児童相談所長会委託調査)

関西学院大学人間福祉学部、日本子ども家庭総合研究所 才村 純
大阪府立大学看護学部看護学科家族支援看護学 古山美穂

1. 調査の目的

一時保護の実施において、親権者等不同意の困難なケースが増加しているなか、円滑な業務遂行を図るため、その実情を把握するとともに、保護者援助の取り組みの方向について課題解決の道筋を探る。

2. 調査の方法

相談件数や一時保護児童数等の基礎的データや当該機関における対応方法などを求める「機関調査票」と、該当事例個々の内容や対応方法等を求める「ケース調査票」を、ブロック代表幹事児童相談所長に電子データでメール送信し、さらに都道府県中央児童相談所又は政令指定都市・中核市代表児童相談所長を経由して全国の児童相談所長あて送信した。各児童相談所からの調査回答（回答期限：3月18日）は、電子データにより都道府県中央児童相談所又は政令指定都市・中核市代表児童相談所長あて送信し、集約表に集約したうえで、全国児童相談所長会事務局に返信（回答期限：3月25日）することとした（図1参照）。

調査対象期間は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課が全国の児童相談所長を対象として平成21年9月に実施した虐待を主訴とする一時保護の状況に関するアンケート調査（以下、「国調査」という）と同一に設定した。すなわち、平成21年4月1日～7月31日の間に一時保護が終了した事例を調査対象とした。なお、一時保護が4月1日以前であっても、一時保護終了が4月1日～7月31日であれば、すべて回答の対象とした。

なお、機関調査における調査基準日は平成22年2月1日に設定した。

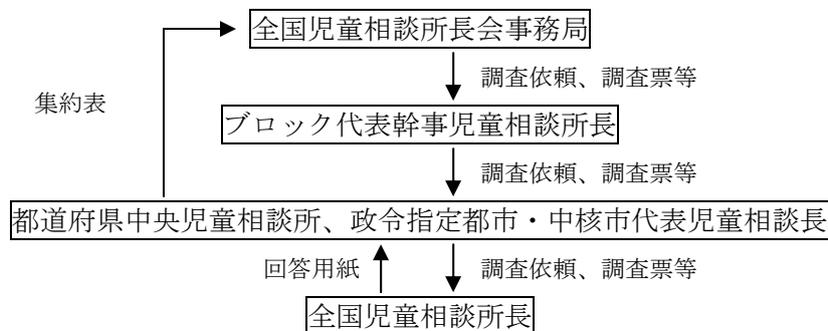


図1 調査票等の流れ

3. 用語の定義等

①「親権者」について

国調査と定義を同じにした。以下の記述は、国調査の内容を記したものである。

- ・ 本調査の「親権者」とは、未成年後見人を含む。
- ・ 一時保護の開始から終了までの間に、親権者の意向を確認できなかったケースがある場合、それを除く。

※ 「一時保護の開始から終了までの間に、親権者の意向を確認できなかったケース」とは、棄児ケース（親権者不明）と、「保護者」が親権者以外の者であることの明白な場合である。

前者について、一時保護期間中に親権者が現れて意向確認できた場合は、除外せずに件数に含めた。

後者の典型は、父母ともに行方不明で、親族が保護者となっていることを児童相談所も知っており、もっぱらその保護者とやりとりをした場合である。なお、児童相談所の実務では、少なくとも一時保護の段階では、保護者が自ら「私は親ではない」等と言わない限り、その保護者を親権者とみなして実務を進めることが多いので、親権者以外の者であることが「明白な」場合だけ、除外した。

②「虐待」について

- ・ 本調査の「虐待」のケースとは、当初の相談主訴が「虐待」のケース、一時保護中に主訴を「虐待」に変更したケース、主訴は虐待ではないが調査の中で「虐待」が確認できたケースとした。なお、虐待の事実がなかった（非該当）・虐待の事実が判明しなかったケースは、本調査の対象ケースから除いたが、虐待の疑いで一時保護を実施したケースのうち、平成22年2月1日時点までに虐待の事実があると判断した場合は、対象とした。

③「一時保護」について

- ・ ケース調査における「一時保護」とは、行政処分としての「一時保護」（「虐待」のみ）とした。一時保護の場所、一時保護委託か否かは問わない。
- ・ 一時保護開始後、親権者等が一方的に児童を取り返す、あるいは児童が自らの意思で一方的に離脱することなどもあるが、一時保護の終了を行政として判断して解除した時点が「終了時点」であり、それまでは一時保護が継続しているとした。

④「同意」「不同意」について

国調査と定義を同じにした。以下の記述は、国調査の内容を記したものである。

- ・ 本調査の「同意」「不同意」とは、「親権者の同意」の有無に着目する。児童の同意

の有無は問わない。

- 国調査の定義は次のとおりである。
 - ア 「同意がある」か「同意がない」か、及び一時保護中に意向が明確に変化したか否かは、以下のような例を目安に、親権者の対応ぶりから実質的に判断することとする。所内で「職権保護」と呼ばれているかどうかは問わない。なお、一時保護の開始時点での目安は「開始時」、一時保護中での目安は「継続中」と付記する。
 - イ 「同意がある」の例示
 - * (開始時・継続中) 親権者自ら児童の一時保護を積極的に求めている。
 - * (開始時・継続中) 児童相談所職員等の勧奨・説得により、一時保護について親権者が「わかりました」等と明確に意思表示している。
 - * (開始時) 親権者が、事前に協議した際には「わかりました」等と明確に意思表示はしていないが、一時保護を開始する児童相談所の手続には反対せず、一時保護を円滑に開始した。
 - * (継続中) 一時保護開始後、親権者が、「わかりました」等とは言わないが、児童取り返しの要求をしないまま、児童相談所への来所や家庭訪問などに応じ、相談援助が円滑に進んでいる。
 - ウ 「同意がない(不同意)」の例示
 - * (開始時) 「迷子」ケースについて、この調査では、一時保護開始時には「同意がない」とみなす。「置き去り」ケースや、「棄児」ケースで一時保護期間中に親権者が現れた場合も、同様に「同意がない」とみなす。
 - * (開始時) 学校や保育園で児童を一時保護し、親権者には事後に連絡をとるなど、親権者と協議しないまま児童相談所が一時保護を開始した(警察による身柄付き通告を含むが、警察が事前に親権者に一時保護を同意させている場合は除く。)
 - * (継続中) 親権者が、児童取り返しの要求はしないものの、「児童相談所が勝手に子どもを連れて行った」「こっちが頼んだわけではない」等と反発し、児童相談所への来所や家庭訪問などに保護者が応じないなど、相談援助が円滑に進まない。
 - * (継続中) 親権者が「子どもを返してください」等と児童取り返しの要求を明確に意思表示している。
- 親権者の意向が幾度も変化を繰り返した場合については、一時保護開始時点と終了時点のみに着目した。また、一時保護中に親権者が行方不明になるなどして意向が確認できなくなった場合は、最後に確認できた親権者の意向を、一時保護「終了時点」の意向とした。

4. 調査結果と考察

(1) 機関調査

1) 有効回答率

調査対象児童相談所数は 201 ヶ所、内有効回答が得られた児童相談所は 199 ヶ所、有効回答率は 99.0%であった（表 1）。

表 1 回答状況

調査対象となる児童相談所	201 ヶ所
有効回答を得た児童相談所	199 ヶ所
有効回答率	99.00%

2) 相談件数

平成 21 年 4 月から 7 月末日までの総相談件数は 119,799 件、1 ヶ所当りの平均は 602.0 件であった（表 2）。内、虐待相談件数の総数は 16,817 件、1 ヶ所当りの平均は 84.5 件で、相談件数全体の 14.0%を占める（表 2）。

表 2 相談件数

	相談件数	1 ヶ所平均
総相談件数	119,799 件	602.0 件
内虐待相談件数	16,817 件	84.5 件

3) 一時保護

① 一時保護所の定員数

平成 21 年 4 月 1 日現在における一時保護所の定員数は、1 ヶ所当り平均 13.5 人となっている（表 3）。最大は 104 人、最小は 4 人である。なお、一時保護所を所管している児童相談所は 122 ヶ所、所管していない児童相談所は 74 ヶ所となっている。

同期間における一時保護所の実員数は、1 ヶ所当り平均 7.4 人となっており、定員に対する比率は 54.8%となる。また、同期間において一時保護が終了した児童は 40.2 人となっている。内、被虐待児童で一時保護が終了したものは 15.9 人となっている。

表 3 一時保護所の定員数、実員数

a	定員数	17.5 人
b	実員数	7.4 人
c	b/a	54.80%

② 一時保護に際して親権者の同意を得ることについての考え方

「同意をとるよう最大限努力する」が最も多く 86 ヶ所 (43.2%)、次いで「なるべく同意をとるよう努力する」80 ヶ所 (40.2%)、「必ずしも同意をとることにこだわらない」31 ヶ所 (15.6%) などとなっており、8 割以上の児童相談所が同意をとるよう努力を払っている (表 4)。「その他」は 2 件 (1.0%) あり、具体的には「原則、同意を得るようにしている (表 4-1)」。しかし、虐待ケースで地域や関係機関での混乱を回避するために一時保護が先行し、事前に同意確認ができない場合がある」、「相談・通告内容によって異なる。虐待の場合には、『3 必ずしも同意をとることにこだわらない』だが、それ以外の場合には『同意をとるよう最大限努力する』のが方針」といった意見である。

表 4 一時保護に際して、「親権者の同意」を得ることについて n=199

	児童相談所数 (%)
同意をとるよう最大限努力する	86 (43.2)
なるべく同意をとるよう努力する	80 (40.2)
必ずしも同意をとることにこだわらない	31 (15.6)
その他	2 (1.0)

表 4-1 一時保護に際して、「親権者の同意」を得ることについて (その他) n=199

	児童相談所数 (%)
原則、同意を得るようにしている。しかし、虐待ケースで地域や関係機関での混乱を回避するために一時保護が先行し、事前に同意確認ができない場合がある	1 (0.5)
相談・通告内容によって異なる。虐待の場合には、「3 必ずしも同意をとることにこだわらない」だが、それ以外の場合には「1 同意をとるよう最大限努力する」のが方針	1 (0.5)

4) 家族再統合、家族援助プログラム

① 組織として確立・実施しているプログラムの有無

「ある」が 85 ヶ所 (42.7%)、「ない」が 99 ヶ所 (49.7%)、「準備中」が 14 ヶ所 (7.0%) となっており、準備中を含めプログラムを有する児童相談所と有しない児童相談所とがほぼ同数となっている (表 5)。

表5 組織として確立・実施しているプログラムの有無 n=199

	児童相談所数 (%)
ある	85 (42.7)
ない	99 (49.7)
準備中	14 (7.0)
無回答	1 (0.5)

② プログラムの実施体制

「ある」と回答した児童相談所について実施体制を尋ねたが（複数回答）、その結果、最も多いのは「専門チーム対応」で35ヶ所（17.6%）となっており、次いで「専門チームはないが心理、医師等が対応」29ヶ所（14.6%）、「児童福祉施設と共同実施」20ヶ所（10.1%）「民間機関と共同実施」5ヶ所（2.5%）などの順となっている（表6）。「その他」で最も多いのは「専門チームを中心にプログラムを作成、児童福祉司とともに施設職員にも協力してもらいながら実施している」（表6-1）。母親グループについては民間のファシリテーターと協働して実施している」というものであり、4ヶ所（2.0%）となっている。

表6 プログラムの実施体制（複数回答） n=199

	専門チーム 対応	心理、医師等が 対応	民間に委託	精神科に委託	他の行政機関 委託
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
ない	47 (23.6)	53 (26.6)	77 (38.7)	80 (40.2)	81 (40.7)
ある	35 (17.6)	29 (14.6)	5 (2.5)	2 (1.0)	1 (0.5)
不明	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答	116 (58.3)	117 (58.8)	117 (58.8)	117 (58.8)	117 (58.8)

表6 プログラムの実施体制（複数回答） n=199

	民間機関と 共同実施	児童福祉施設 委託	保健センター 等と共同実施	児童福祉施設 と共同実施	その他
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
ない	75 (37.7)	0 (0.0)	81 (40.7)	62 (31.2)	65 (32.7)
ある	7 (3.5)	81 (40.7)	1 (0.5)	20 (10.1)	18 (9.0)
不明	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答	117 (58.8)	118 (59.3)	117 (58.8)	117 (58.8)	116 (58.3)

表6-1 プログラムの実施体制（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	181 (91.0)
専門チームを中心にプログラムを作成、児童福祉司とともに施設職員にも協力してもらいながら実施している。母親グループについては民間のファシリテーターと協働して実施している。	4 (2.0)
児童福祉司、児童心理司による対応をしている。	2 (1.0)
ケースごと、職員の中から担当をつけ実施。心理、医師が入ることもある。	1 (0.5)
家族支援担当と地区担当の児童福祉司と共同で実施。	1 (0.5)
児童心理司、児童福祉司、保健師	1 (0.5)
児童福祉司・児童心理司がペアで、児童福祉施設や市町窓口など子どもや家族にかかわる機関と連携して実施している。	1 (0.5)
児童福祉司、児童心理司、養護施設等職員と一緒に実施。	1 (0.5)
所内職員（心理司・児童福祉司等）で実施。	1 (0.5)
静岡県、静岡市、浜松市で作成した、家族支援（再統合/再生・強化）のためのガイドブックに基づき、担当福祉司、心理司を中心に実施している。	1 (0.5)
専門チームはないが、心理司、児童福祉司、嘱託医師で対応。	1 (0.5)
担当児童福祉司、児童心理司等でチームを組み、対応している。	1 (0.5)
担当児童福祉司と担当児童心理司	1 (0.5)
地区担当、心理、専門職員が対応。	1 (0.5)
地区担当福祉司を中心に、児童心理司と共にチームを組んでいる。	1 (0.5)

③ プログラムの対象

導入プログラムの対象（複数回答）では、「親子」「両親」が最も多く、それぞれ47ヶ所（23.6%）、46ヶ所（23.1%）となっており、次いで「母親のみ」31ヶ所（15.6%）、「家族」25ヶ所（12.6%）、「父親のみ」24ヶ所（12.1%）、「子ども」18ヶ所（9.0%）の順となっている（表7）。対象が多岐に亘っていることは、児童相談所がケースバイケースで必要と認めた人を対象にしていることを伺わせる。

表7 プログラム対象者（複数回答） n=84

	父親のみ	母親のみ	両親	親子	子ども	家族	その他
	児童相談所 数 (%)						
なし	60 (30.2)	53 (26.6)	38 (19.1)	37 (18.6)	66 (33.2)	59 (29.6)	81 (40.7)
あり	24 (12.1)	31 (15.6)	46 (23.1)	47 (23.6)	18 (9.0)	25 (12.6)	3 (1.5)

④ プログラムの実施方法

導入プログラムの実施方法では、「個別」が最多で74ヶ所（37.2%）、次いで「グループ」37ヶ所（18.6%）、「セルフグループ」3ヶ所（1.5%）の順となっている（表8）。

表8 プログラムの実施方法 n=85

	グループ	セルフグループ	個別
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
なし	48 (24.1)	82 (41.2)	11 (5.5)
あり	37 (18.6)	3 (1.5)	74 (37.2)

⑤ 活用しているプログラム

活用しているプログラムで最も多いのは「ペアレントトレーニング」で、54ヶ所（27.1%）となっており、次いで「児童相談所で作成したプログラム」52ヶ所（26.1%）、「サインズオブセーフティ」30ヶ所（15.1%）、「カウンセリング」29ヶ所（14.6%）、「マイツリー」8ヶ所（4.0%）の順となっている（表9）。なお「その他」は15ヶ所（7.5%）であり、この中で最も多かったのは「コモンセンスペアレンティング」で、5ヶ所（2.5%）となっている（表10）。ペアレントトレーニングや児童相談所独自で作成したプログラムを中心に、様々なプログラムが導入されており、家族再統合や家族援助に向け児童相談所が努力していることを伺わせる。

表9 活用しているプログラム n=84

	ペアレント トレーニング	マイトリー	サインズオブ セーフティ	カウンセリ ング	児童相談所で 作成した プログラム
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
なし	30 (15.1)	76 (38.2)	54 (27.1)	55 (27.6)	32 (16.1)
活用	54 (27.1)	8 (4.0)	30 (15.1)	29 (14.6)	52 (26.1)

表10 活用しているプログラム（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	182 (91.5)
コモンセンスペアレンティング	5 (2.5)
セカンドステップ	2 (1.0)
コモンセンスペアレンティング CRC	1 (0.5)
ケアリングダッド（良い父になるためのグループプログラム）	1 (0.5)
MCG	1 (0.5)
ジェノグラム・カンファレンスとサインズのスコアを取り入れたもの。家族、施設、児童相談所内、どんな場面でも使用可能なカンファレンス方法。	1 (0.5)
ケースバイケースで、ペアレントトレーニング、サインズオブセーフティ、カウンセリング、児童相談所で作成したプログラムで対応	1 (0.5)
プレイセラピー	1 (0.5)
家族療法（家族合同面接）	1 (0.5)
児童に対する心理治療	1 (0.5)
抱っこ法	1 (0.5)
該当なし	1 (0.5)

5) 保護者対応

① 不同意の一時保護担当者とその後の援助者との分離の状況

「原則分けていない」が170ヶ所（85.4%）と大半を占めており、「原則分けている」は15ヶ所（7.5%）にとどまっている（表11、表11-1）。

表 11 不同意の一時保護担当者とその後の援助者との分離の状況 n=199

	児童相談所数 (%)
原則分けている	15 (7.5)
原則分けていない	170 (85.4)
その他	14 (7.0)

表 11-1 不同意の一時保護担当者とその後の援助者との分離の状況（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	185 (93.0)
ただし、一時保護後、親権者との関係が改善し、援助ベースに乗った場合は、他課に引継を行っている。	1 (0.5)
虐待ケースの場合は、原則分けている。	1 (0.5)
虐待事例についてのみ分けている。初期介入は虐待対応班が対応し、援助方針が確立後、地区担当の児童福祉司が引き継ぐ。	1 (0.5)
虐待専掌福祉司が初期対応から措置をとるまで対応する。	1 (0.5)
虐待専任と地区担当児童福祉司がおり、役割分担を行なう形となっているが、どの時点で引き継ぐかはケース状況に応ずる。	1 (0.5)
極力分けられるようにしているが、状況によっては出来ないこともある。	1 (0.5)
事例毎に異なると思うが、そのような事例が無い。	1 (0.5)
児童福祉司が4人しかおらず、人力的余裕がないこと、地区担当者の方が地域に繋がっていることから特別分けることはしていないが、複数で対応する等の配慮はしている。	1 (0.5)
初期対応は対応班、支援は地区担当福祉司と必要に応じて対応班の職員で行う。	1 (0.5)
初期対応専任職員と地区担当に分けているが、保護の同意が無い場合でも、すぐに地区担当に引き継ぐことはない。しばらく初期対応で関わりながら対応している。	1 (0.5)
場合による。「親権者不同意の一時保護」は地区担当児童福祉司が行う場合と虐待対応チーム職員が行う場合がある。一時保護後は地区担当児童福祉司が担当。	1 (0.5)
人的に余裕があれば、ぜひとも不同意の一時保護の担当者と、その後の援助担当者を分けたい。現状では、対策班が地区担と複数対応が限界。	1 (0.5)
該当なし	2 (1.0)

筆者らは、平成 17 年度及び平成 18 年度に、それぞれ全国の児童相談所を対象に、強制介入（立入調査、職権保護、28 条申立、親権制限申立など行政権限としての親の意に反して行った対応）を行う前と行った後とで児童相談所と保護者との関係の変化について調査

を行った（注1、注2）。その結果、強制介入を行った後も「対立の関係が続いている」は、平成18年度では強制介入ケース全体の17.7%（平成17年度では15.4%）にとどまっているのに対し、「表面的には良好な関係に転じた」46.1%（同49.1%）、「明らかに良好な関係に転じた」18.5%（同22.0%）と、良好な関係に転ずるケースが多いことが分った。その要因（複数回答）として、「援助を受けなければ子どもを返してもらえないという保護者の思惑」と答えた児童相談所が68.0%（同63.5%）、「児童相談所の毅然とした態度」を挙げた児童相談所が69.3%（同66.2%）、「担当者への信頼感の形成」が60.0%（同62.2%）、「保護者のあきらめ」が46.7%（同48.6%）となっている。このことは、強制介入そのものが関係性の形成にマイナスに作用するケースは少なく、児童相談所職員の毅然たる姿勢のなかに保護者は担当職員の真摯さ、誠実さを感じ取り、担当職員への信頼感が形成されるケースが多いことを物語っている。したがって、不同意の一時保護担当者とその後の援助担当者を分離するのが妥当なのかどうかは、実践例の集積とこれらを踏まえた慎重な検討が必要となる。

② 虐待を認めない保護者との関係改善のために実施している事柄

家族再統合のために、虐待を認めていない保護者との関係改善のために実施している事柄を尋ねたが（複数回答）、「今後の方針・条件の提示」が182ヶ所（91.5%）と大半を占め、次いで「家族再統合プログラム参加奨励」65ヶ所（32.7%）、「家族再統合までの見込み期間の提示」50ヶ所（25.1%）などとなっている（表12、表12-1）。

表12 虐待を認めない保護者との関係改善のために実施している事柄 n=199

	今後の方針・条件の提示	家族再統合までの見込み期間の提示	家族再統合プログラム参加奨励	その他
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
いいえ	15 (7.5)	147 (73.9)	131 (65.8)	185 (93.0)
実施	182 (91.5)	50 (25.1)	65 (32.7)	12 (6.0)
無回答	2 (1.0)	2 (1.0)	3 (1.5)	2 (1.0)

表12-1 虐待を認めない保護者との関係改善のために実施している事柄（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	186 (93.5)
危険に備えた地域ネットワークの見守りも固持し、子育て支援、経済的支援などを前面に提示し、継続的な援助関係に持ち込む。	1 (0.5)
・面会、外泊、 ・心理診断や行動観察の所見の伝達、 ・保護者参加の関係機関セッション	1 (0.5)

1 虐待を認め振り返りができる。2 学校や保育園等に登校・登園させる。3 児相や関係機関への通所・訪問を受け入れ、指導に従う。4 子どもが面会や帰宅を拒否しない。の4条件を提示している。	1	(0.5)
これまでの養育状況、保護者の児童への行為、等を振り返ることなどの面接。	1	(0.5)
とにかく、被害感が強く、人の提案を受け入れにくいいため、話を聞くことに専念する。	1	(0.5)
家族の主体性や当事者性を少しでも高める工夫として“何で我々児相があなた達に関するのか”その具体的な理由を明確にする擦り合わせを丁寧に行う。	1	(0.5)
家庭訪問、通所面接の実施。	1	(0.5)
虐待を認めていない保護者に対しては実施していない。	1	(0.5)
親が困っていることは何なのか、児相が問題としたことは何か、虐待とならない解決方法を一緒に考えて行く。	1	(0.5)
親のカウンセリング	1	(0.5)
当面の家庭訪問、学校（園）訪問の応諾、来所の奨励	1	(0.5)
保護者カウンセリングやペアレント・トレーニングへの参加勧奨	1	(0.5)
面接で親がしたことは何だったのか、それが子どもに及ぼす影響について話し合う。	1	(0.5)

①において、保護者との関係改善を図るうえで児童相談所職員の毅然たる対応が重要な要因になっていると考えられることを述べたが、その際、どういう状況になれば子どもを引き取れるのか、そのためには何をすべきかといった先の見通しを伝え、保護者の理解を得る努力を一貫して行うことが重要である。このような努力が欠如すると、保護者は「児童相談所に子どもを取り上げられるのではないか」との不安から一層怒りの感情を抱き、結果的に無用な対立を生じがちである。この意味において、大半の児童相談所が「今後の方針・条件の提示」を行っていることは評価できる。

6) 不同意の一時保護への組織的な対応

① 専管組織等での対応

不同意の一時保護への円滑な対応を図るため、専管組織等での対応状況を尋ねたが、「課・班の専管独立組織で対応」は 52 ヶ所 (26.1%) にとどまり、「組織はないが担当職員を配置」が 12 ヶ所 (6.0%)、「専管組織・担当職員配置はない」が 122 ヶ所 (61.3%) を占めている (表 13、表 13-1)。

なお、「課・班の専管独立組織で対応」、「担当職員を配置」している児童相談所に対し、当該組織における職員の専任・兼任等の状況を尋ねたところ、「専任」が 59 ヶ所 (29.6%)、「兼任」が 12 ヶ所 (6.0%) であった (表 14、表 14-1)。職員数は表 15 のようになっている。当該組織の具体的な職務内容 (複数回答) であるが、「通告受理」65 ヶ所 (32.7%)、

「初期調査」73ヶ所(36.7%)、「援助方針決定」54ヶ所(27.1%)、「援助全般」44ヶ所(22.1%)、「法的対応」57ヶ所(28.6%)、「その他」11ヶ所(5.5%)となっている(表16)。「その他」の中では、「要保護児童対策地域協議会への参加」が4件(2.0%)見られる(表16-1)。通告の受理から初期対応を中心に虐待対応全般に亘って幅広い内容となっている。

表13 専管組織等での対応状況 n=199

	児童相談所数 (%)
課・班等の専管独立組織で対応	52 (26.1)
組織はないが担当職員を配置	12 (6.0)
組織はないが担当職員を配置/その他	1 (0.5)
その他	11 (5.5)
専管組織・担当職員配置はない	122 (61.3)
無回答	1 (0.5)

表13-1 専管組織等での対応状況(その他) n=199

	児童相談所数 (%)
	185 (93.0)
虐待事例については、虐待対応班が対応している。	2 (1.0)
S V・班長等複数で対応	1 (0.5)
S V r が虐待を告知したり、区切り区切りで同席し、C W との関係が悪化しないように工夫している。基本的にはC W が担当する。	1 (0.5)
ケースの都度、地区担当福祉司を中心に子ども対応と親対応に分担しチームで対応する。	1 (0.5)
虐待ケースの場合は担当職員を配置。	1 (0.5)
虐待対応グループを設置しており、同意・不同意に関わらず、虐待相談・通告後の一時保護に専管的に対応。	1 (0.5)
虐待対策室と地区担当のワーカーとで協働。	1 (0.5)
虐待班と地区担当と共同で対応する。	1 (0.5)
専管組織(虐待対応チーム)を中心に、地区担当児童福祉司、児童心理司等児童相談所組織を挙げて対応。	1 (0.5)
担当は配置するが同時に課長も対応	1 (0.5)
担当児童福祉司と虐待対策班の協働の中で対応をする。	1 (0.5)
不同意の一時保護に限らず、虐待通告の初期対応については、虐待専掌児童福祉司が対応。措置決定後の施設入所や児童福祉司指導における保護者対応等は一般の地区担当児童福祉司が対応している。	1 (0.5)
平成21年4月から児童虐待の初期対応のための専門チームを設置している。	1 (0.5)

表 14 当該組織における職員の専任・兼任等の状況 n=74

	児童相談所数 (%)
専任	59 (29.6)
兼任	12 (6.0)
その他	3 (1.5)

表 14-1 当該組織における職員の専任・兼任等の状況（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	194 (97.5)
H15年度～「子ども救援隊」という虐待専門の初期調査・法的対応をする職員を配置している。	1 (0.5)
児童虐待専掌児童福祉司を配置。地区担当児童福祉司等とチーム対応する。	1 (0.5)
専任1名、兼任1名	1 (0.5)
専任と兼任で虐待対策班を構成	1 (0.5)
専任と兼任で構成	1 (0.5)

表 15 職員数 n=199

	児童相談所数 (%)
	125 (62.8)
1	4 (2.0)
2	19 (9.5)
3	5 (2.5)
4	11 (5.5)
5	10 (5.0)
6	9 (4.5)
7	3 (1.5)
8	5 (2.5)
9	1 (0.5)
10	2 (1.0)
13	3 (1.5)
20	1 (0.5)
専任12名兼任5名	1 (0.5)

表 16 当該組織の具体的な職務内容（複数回答） n=76

	通告受理	初期調査	援助方針 決定	援助全般	法的対応	その他
	児童相談所 数 (%)					
なし	11 (5.5)	3 (1.5)	22 (11.1)	32 (16.1)	19 (9.5)	65 (32.7)
あり	65 (32.7)	73 (36.7)	54 (27.1)	44 (22.1)	57 (28.6)	11 (5.5)

表 16-1 当該組織の具体的な職務内容（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	187 (94.0)
要保護児童対策地域協議会への参加	5 (2.5)
一時保護のため児童移送（一時保護所は中央子相にあるため）	1 (0.5)
援助方針については、所の援助方針会議で決定。	1 (0.5)
市町村児童家庭相談窓口支援担当，児童福祉施設支援担当，里親担当等	1 (0.5)
初期介入，一時保護，関係機関との連携，要保護児童対策地域協議会への協力	1 (0.5)
訪問調査・保護者対応/児童移送等	1 (0.5)
夜間対応 緊急対応 虐待関係事業全般 普及啓発（市町村職員、教職員）	1 (0.5)
該当なし	1 (0.5)

② 警察との連携

円滑に対応するための警察との連携状況（複数回答）については、「児童相談所からの援助要請」が最多で 184 ケ所（92.5%）となっており、次いで多い順に「保護者等からの業務妨害・威力妨害（疑い含む）等への対応」111 ケ所（55.8%）、「所轄署単位で協議会」69 ケ所（34.7%）、「児童相談所からの援助要請以外のケースへの一時保護の協力」54 ケ所（27.1%）、「都道府県単位で協議会」50 ケ所（25.1%）、「OB を職員配置」22 ケ所（11.1%）、「連携窓口の設置」10 ケ所（5.0%）となっており、「連携していない」は 0 ケ所（0.0%）であった（表 17）。「その他」のうち、「児童相談所ごとに県警本部及び所管警察署との連絡会を開催し、虐待事例などへの取組みについて連携を図るようにしている」が 4 件（2.0%）あった（表 17-1）。特に個別のケースの介入場面における警察との連携は積極的であるといえよう。

表 17 円滑に対応するための警察との連携状況（複数回答） n=199

	OB を職員配置	都道府県単位で 協議会	所轄署単位で協議会	児相からの援助要請
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
なし	176 (88.4)	148 (74.4)	129 (64.8)	14 (7.0)
連携あり	22 (11.1)	50 (25.1)	69 (34.7)	184 (92.5)
無回答	1 (0.5)	1 (0.5)	1 (0.5)	1 (0.5)

表 17 円滑に対応するための警察との連携状況（複数回答） n=199

	ケースへの一時保護 の協力	保護者等からの業務 妨害・威力妨害（疑い 踏む）等への対応	連携窓口の設置	連携していない
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
なし	144 (72.4)	87 (43.7)	188 (94.5)	0 (0.0)
連携あり	54 (27.1)	111 (55.8)	10 (5.0)	198 (99.5)
無回答	1 (0.5)	1 (0.5)	1 (0.5)	1 (0.5)

表 17-1 円滑に対応するための警察との連携状況（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	163 (81.9)
児童相談所ごとに県警本部及び所管警察署との連絡会を開催し、虐待事例などへの取組みについて連携を図るようにしている。	4 (2.0)
定期的に県警少年課（県児童福祉主管課経由）に被虐待事例の情報を提供し事例の共有化を図っている。	2 (1.0)
県本庁児童担当部門に警察本部より警察職員が1名配置され児童の業務を担当している。	1 (0.5)
・各市町村要保護児童対策地域協議会への警察の参画。・各警察署と児童相談所のブロック会議	1 (0.5)
H18 年度途中～虐待ケースで支援レベル3以上と必要なケースの情報共有をしている。	1 (0.5)
OBについては22年度から配置	1 (0.5)
ケース会議、個別ケース検討会議で警察署員と協議。	1 (0.5)
管内の警察署と情報交換会を実施している。	1 (0.5)
管内警察署との連絡会を年1回開催	1 (0.5)
管内市町村の要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡協議会等	1 (0.5)
協議会ではないが、連携強化のための会議を開催している。	1 (0.5)

警察・保健所との連絡会の開催	1 (0.5)
警察からの専用電話・FAX を児童相談所に設置している。	1 (0.5)
警察と児童相談所との担当者ブロック会議の実施	1 (0.5)
警察の応援を要請するような事例がなかったが、事例が発生すれば、4、5を要請する。	1 (0.5)
県単位で年に複数回警察との意見交換会	1 (0.5)
現役の警察官を派遣職員として受入れ、虐待相談対応を共に行っている。	1 (0.5)
個別ケースの情報交換・相談、虐待防止法等法によらない援助要請	1 (0.5)
市単位での連絡協議会開催（政令指定都市のため）。	1 (0.5)
児相と管内各警察署が一同に会しての業務連絡会の実施	1 (0.5)
児相所管単位で連絡協議会を開催（児相と5所轄署、警察のサポートセンター。年1～2回、不定期）	1 (0.5)
児童相談所の所管内の警察署との協議会を実施している。	1 (0.5)
児童相談所管轄地域における警察署との連絡協議会設置	1 (0.5)
児童相談所単位での管轄の警察署との協議会の開催	1 (0.5)
児童相談所単位で連絡協議会	1 (0.5)
人事交流を実施。	1 (0.5)
定期的連絡会議	1 (0.5)
年に1回程度、管内警察署との連絡会議を開催している。	1 (0.5)
年に1度、児相と警察との連絡協議を行っている。	1 (0.5)
年に1度警察署生活安全担当課と連絡会を開催。	1 (0.5)
要保護児童地域対策協議会における必要なときの情報共有・相談。	1 (0.5)
連絡会議を年1回実施	1 (0.5)

③ 弁護士との連携

円滑に対応するための弁護士との連携状況（複数回答）については多い順に、「会議等のスーパーバイズ」71ヶ所（35.7%）、「顧問弁護士を定期契約」66ヶ所（33.2%）、「顧問弁護士を随時契約」41ヶ所（20.6%）、「職員（非常勤を含む）配置」22ヶ所（11.1%）となっており、「連携していない」は8ヶ所（4.0%）にとどまっている（表18）。なお、「その他」のうち、「県として『児童虐待法律アドバイザー』『児童虐待対応専門員』『児童虐待対応協力医師』を契約し必要に応じてアドバイスを受けることができる」という回答が4件（2.0%）あった（表18-1）。定期契約及び随時契約を含め顧問弁護士の雇用が過半数を占めている。

表 18 円滑に対応するための弁護士との連携状況（複数回答） n=199

	職員（非常勤 含む）配置	顧問弁護を 定期契約	顧問弁護を 随時契約	会議等のスー パーバイズ	連携して いない
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
なし	176 (88.4)	133 (66.8)	158 (79.4)	128 (64.3)	8 (4.0)
連携あり	23 (11.6)	66 (33.2)	41 (20.6)	71 (35.7)	191 (96.0)

表 18-1 円滑に対応するための弁護士との連携状況（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	154 (77.4)
県として「児童虐待法律アドバイザー」「児童虐待対応専門員」「児童虐待対応協力 医師」を契約し必要に応じアドバイスを受ける事ができる。	4 (2.0)
法律アドバイザーとして委嘱	2 (1.0)
児童虐待等対策検討アドバイザー事業による助言（アドバイザーに弁護士がお り、年間契約の中で、必要に応じ随時相談し、法的助言を受ける。）	1 (0.5)
児童虐待等対策検討アドバイザー事業、子どもの虹情報研修センター	1 (0.5)
児童虐待対応プロジェクトチーム委員に弁護士を委嘱し、ケース検討を実施。 法的対応機能強化事業で個々に相談をしている。	1 (0.5)
法的対応強化事業を活用し登録弁護士に個別に相談、児童相談所虐待対応プロジ ェクトチーム会議に弁護士出席	1 (0.5)
1 法的対応機能強化事業 2 プロジェクトチーム委員	1 (0.5)
NPOに属する弁護士と県が協定を結び連携	1 (0.5)
アドバイザーとして委嘱した弁護士に、その都度助言を受ける。	1 (0.5)
県としてキャプナ弁護団と契約している。	1 (0.5)
危機介入援助チームの構成メンバーとして、必要に応じアドバイスをもらってい る。	1 (0.5)
虐待対応プロジェクトチームを設置しており、その委員として弁護士を委嘱して いる	1 (0.5)
契約弁護士への個別相談（顧問弁護ではない）	1 (0.5)
月1回（必要に応じて臨時開催）弁護士相談の機会を設定し、法的対応答につい て助言を得ている。	1 (0.5)
県の虐待対応弁護士設置事業により対応している。	1 (0.5)
県弁護士会（子どもの権利委員会）と月1回の会議及び研修を実施。	1 (0.5)
個別ケースの随時の相談（電話、訪問、審判申立書作成等）の他、隔月（奇数月） で三所合同の法律相談勉強会を、隔月（偶数月）で各所単位の法律相談会を定例	1 (0.5)

開催している。	
個別ケースの法律相談（専門的・技術的助言）、職員研修を実施。	1 (0.5)
顧問弁護士ではないが、弁護士との連携制度あり	1 (0.5)
国庫補助事業（児童虐待防止対策支援事業）の活用	1 (0.5)
子どもの権利委員会と連携し、月1回定期的な弁護士相談を実施。その他必要に応じ、随時弁護士相談を実施している。	1 (0.5)
児童虐待ケースマネジメント事業として、弁護士による相談援助活動チームを持っている。相談・調整・実践的介入・28条・告発等の支援を受けている。	1 (0.5)
児童虐待等対応専門アドバイザー設置運営事業に弁護士を登録し、対応相談している	1 (0.5)
児童相談センターとして弁護士と相談出来る体制が設けられている。	1 (0.5)
相談担当弁護士を確保し、相談体制の強化を目的に「児童相談所法律相談実施事業」を実施している。	1 (0.5)
定期的に懇談の機会を設けている。	1 (0.5)
定期的に相談をおこない、その都度謝礼を支払っている。	1 (0.5)
年10回の法律相談で弁護士から専門的なアドバイスを受けている。	1 (0.5)
年間を通じて定期的に弁護士に相談・協議する機会を設けているほか、必要に応じて臨時的にも設けている。	1 (0.5)
必要に応じ、特定の弁護士に相談（予算措置あり）	1 (0.5)
必要に応じ、福祉総合相談センターが実施する法律相談を活用している。	1 (0.5)
弁護士による定期の法律相談を実施	1 (0.5)
弁護士への法律相談事業	1 (0.5)
弁護士への法律相談事業として、弁護士相談に係る旅費及び相談料の予算を組んでいる。	1 (0.5)
弁護士会との間で、協力援助に関する協定を結んでいる。立入調査などの場合に協力依頼。	1 (0.5)
弁護士会推薦の弁護士と随時契約	1 (0.5)
保護者への法的対応に関するスーパーバイズ（厚労省補助事業：法的対応機能強化事業）	1 (0.5)
法28条審判申し立ての際の代理人委任。	1 (0.5)
法律相談	1 (0.5)
法律相談事業として必要に応じて相談している。	1 (0.5)
本庁主体で、アドバイスを受けられる事業を実施している。	1 (0.5)

④ 円滑な一時保護業務遂行のための職員への対応

円滑な一時保護業務遂行のための職員への対応（複数回答）として最も多いのは「OJTの中で対応」113ヶ所（56.8%）であり、次いで「集合研修に盛り込んで実施」52ヶ所（26.1%）、「マニュアル等の作成」49ヶ所（24.6%）、「不同意による一時保護に対応について特別研修を実施」3ヶ所（1.5%）の順となっており、研修の実施が多くなっている。「特になし」は55ヶ所（27.6%）となっている（表19、表19-1）。

表19 円滑な一時保護業務遂行のための職員への対応（複数回答） n=199

	不同意による一時保護の対応について特別研修を実施	集合研修に盛り込んで実施	OJTの中で対応	マニュアル等の作成	特になし	その他
	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)	児童相談所数 (%)
なし	196 (98.5)	147 (73.9)	86 (43.2)	150 (75.4)	55 (27.6)	192 (96.5)
実施	3 (1.5)	52 (26.1)	113 (56.8)	49 (24.6)	144 (72.4)	7 (3.5)

表19-1 円滑な一時保護業務遂行のための職員への対応（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	193 (97.0)
所内でのスーパーバイズ実施や、所内会議での対応方法の検討。ケースによって、対応のチーム編成も検討する	1 (0.5)
管理職、SVとのケース協議を随時行っている	1 (0.5)
緊急受理会議の中で児童の置かれている状況、一時保護、児童の安全確保について十分に検討を行い、不同意の保護の必要性の有無について職員間の合意を図っている。	1 (0.5)
金曜日定例の虐待対応班ミーティングや随時のミーティングで職制や課長からのスーパーバイズを行っている。また、三児相の虐待チーム会議の中で研修やケース検討を実施している。	1 (0.5)
児童虐待法律アドバイザーから助言を受け法的対応を行う	1 (0.5)
児童相談センターとして集合研修に盛り込んでいる。所としての実施はない。	1 (0.5)

⑤ その他組織的に対応している事柄

その他組織的に対応している事柄については表20のとおりである。様々な取り組みがなされている。

表 20 円滑な一時保護業務遂行のためのその他組織的な対応 n=199

	児童相談所数 (%)
	125 (62.8)
虐待対応課の協力体制で全所的取り組み	3 (1.5)
福祉事務所職員と連携し児相職員が複数以上で対応	3 (1.5)
担当の要請により在勤役職者、スーパーバイザー、副担当、関係職員による随時適宜の検討を欠かさない。	2 (1.0)
虐待ケースや保護者不同意の一時保護などの対応については、複数職員での対応をするようにしており、虐待の告知については係長・課長で対応するよう心掛けている。	1 (0.5)
要保護児童対策地域協議会による関係者会議実施、関係者会議による役割分担	1 (0.5)
複数職員で対応、外部専門家への業務点検	1 (0.5)
SVによる同席面接	1 (0.5)
スーパーバイザーを配置し、SVを中心に複数で困難ケース対応にあたる。	1 (0.5)
スーパーバイズ職員が必ず同行	1 (0.5)
その都度、所内でケース検討を実施している。	1 (0.5)
チームで対応している。(子どもの保護と保護者対応を別の職員が対応する等)	1 (0.5)
チームで対応に当たっている。	1 (0.5)
ベテラン職員と経験の浅い職員の複数対応を心がけている。	1 (0.5)
一時保護検討のためのリスクアセスメントをすべての被虐待ケースに義務付けている。	1 (0.5)
一時保護実施のための関係機関との打合せ、シュミレーション等を綿密に行なっている。	1 (0.5)
課内、班内の定例会議の際、相互に意見交換したり、既存のクレーマー対策の資料等を情報交換する。	1 (0.5)
介入的な関わり・一時保護を必要とする事案については、虐待対応課が協働して相談対応を行う	1 (0.5)
各種連絡会議を開催。	1 (0.5)
学校から保護する場合に、保護者への通告は学校職員も同席して行う。子どもの安全について学校も児相も同一立場であることを示す。	1 (0.5)
管内の教育委員会との情報交換会を実施している。	1 (0.5)
虐待に関する専門研修の実施	1 (0.5)
虐待対応チームを設置し、組織的な取り組みを実施している。	1 (0.5)
虐待対策支援課への相談、法律相談、巡回相談、医療サポートの実施	1 (0.5)
緊急受理会議の開催や定期的に会議を開き、組織内での情報共有を行っている。	1 (0.5)
緊急受理会議の後初期調査を行い、緊急援助方針会議を開催。情報の共有と、	1 (0.5)

所内の役割分担を迅速に決定して対応。	
具体的ではありませんが、児童の安全確保のために可能な行政処分として必要な一時保護をしています。	1 (0.5)
権利擁護部会（学識経験者、民生委員、医師等）の開催	1 (0.5)
公用携帯電話（3台）を配置し、時間外の緊急な保護者対応が行える体制を整備している。	1 (0.5)
困難ケースの面接においては、随時、担当課長等の同席面接で対応。	1 (0.5)
査察指導員とともに一時保護した理由を説明するとともに、一時保護は終わりではなく始まりなのでこれから話し合っていくつもりであることを誠意を持って話すようにしている。	1 (0.5)
事前打ち合わせで、職員の役割分担を明確にする。	1 (0.5)
児童虐待対応専門チームが主に対応する	1 (0.5)
児童福祉司と弁護士が参加して、ケース事例検討と法律研修を実施している。また弁護士会の要請で連絡会議を実施している。	1 (0.5)
受理会議及び援助方針会議など週1回実施。ケースを全員で周知し、対応できるようにしている。	1 (0.5)
所全体の対応として、全員と情報共有し役割分担を明確視している。	1 (0.5)
少人数体制であるため、問題発生時、組織全体で対応するようにしている。	1 (0.5)
状況に応じて、専管組織以外の職員（非行等相談担当や心理職員など）も含めた総動員態勢をとり、その意識を全員が常に持っていること	1 (0.5)
随時、対応について組織的な検討を行なう 市町村等、他機関との連携を図りながら進めて行く	1 (0.5)
対応方法を決定するため随時臨時判定会議を開催している。	1 (0.5)
担当職員だけの対応にならないよう複数職員での対応をしている。	1 (0.5)
担当職員以外でも電話等の対応に支障を来さないよう、事態の推移等進捗状況の情報共有を所内全体で図っている。	1 (0.5)
担当任せにせず、他の課員が手伝えることは手伝っている。	1 (0.5)
地区担当の福祉司・心理司と共に、事例に応じてS Vや他の職員がチームとして加わり対応している。経験的に必ずしも専管組織が良いとは考えていない。	1 (0.5)
中央児相虐待対策支援課への相談、法律相談、巡回相談、医療サポートの実施	1 (0.5)
定期的なケースカンファ	1 (0.5)
電話による保護者への保護実施の告知は、児童福祉係長が行なうことが多い。	1 (0.5)
特定の中核市（市所管課、教育委員会、保健センター）と毎月1回虐待ケースに関する情報交換を行っている（全ケースについて）。	1 (0.5)
日常的なケース協議を通じて、円滑かつ迅速的確な対応について検討を行っている。	1 (0.5)

複数の職員で対応。（スーパーバイザーと）	1 (0.5)
複数職員で対応。	1 (0.5)
保護を行った保育園、幼稚園、学校等に対して保護者からの抗議があった場合の対応方法について説明している。	1 (0.5)
保護当日、電話で一時保護を連絡。当日中に文書送付。職権の一時保護については、警察に情報提供。	1 (0.5)
要保護児童対策協議会（実務者会議等）における、関係機関の協議。	1 (0.5)
要保護児童対策地域協議会による関係者会議実施、関係者会議による役割分担	1 (0.5)
要保護児童対策地域協議会担当学会を緊急開催し警察や市町村保健師、児童の所属機関等に児相と保護者の対立時の協力を依頼する。	2 (1.0)
臨時ケース会議を開催し、その都度対応を協議する。	1 (0.5)
これまで親権者不同意での一時保護はなく、組織的に対応していることはない	1 (0.5)
特になし	8 (8.0)

⑥ 今後制度等で必要と思われる事柄

円滑に対応するため、今後制度等で必要と思われる事柄（複数回答）を上位2位まで尋ねたが、上位1位で、最も多かったのは「児童福祉司の増員」89ヶ所（44.7%）であり、次いで多い順に「一時保護実施における司法関与」34ヶ所（17.1%）、「児童虐待防止への社会的な認知」30ヶ所（15.1%）、「一時保護実施における警察の関与」18ヶ所（9.0%）などとなっている（表21-1、表21-2、表21-3）。

上位2位で、最も多かったのは「職員の対応技術の向上」55ヶ所（27.6%）、であり、次いで「一時保護実施における警察の関与」43ヶ所（21.6%）、「一時保護実施における司法関与」33ヶ所（16.6%）、「専門職の任用」21ヶ所（10.6%）などとなっている。

児童福祉司の増員や職員の対応技術の向上等、児童相談所の体制強化が最も切実な課題として取り上げられている。

表 21-1 円滑に対応するため、今後制度等で必要と思われる事柄 上位 1 位 n=199

	児童相談所数 (%)
児童相談所の役割の PR	5 (2.5)
児童虐待防止への社会的な認知	30 (15.1)
児童福祉司の増員	89 (44.7)
弁護士の職員配置	7 (3.5)
一時保護実施における司法の関与	34 (17.1)
一時保護実施における警察の関与	18 (9.0)
家族再統合プログラムの充実	6 (3.0)
職員のメンタルヘルス	2 (1.0)
職員の対応技術の向上	5 (2.5)
専門職の任用	2 (1.0)
無回答	1 (0.5)

表 21-2 円滑に対応するため、今後制度等で必要と思われる事柄 上位 2 位 n=199

	児童相談所数 (%)
児童相談所の役割の PR	1 (0.5)
児童虐待防止への社会的な認知	6 (3.0)
児童福祉司の増員	10 (5.0)
弁護士の職員配置	2 (1.0)
一時保護実施における司法の関与	33 (16.6)
一時保護実施における警察の関与	43 (21.6)
家族再統合プログラムの充実	14 (7.0)
職員のメンタルヘルス	6 (3.0)
職員の対応技術の向上	55 (27.6)
専門職の任用	21 (10.6)
その他	5 (2.5)
無回答	3 (1.5)

表 21-3 円滑に対応するため、今後制度等で必要と思われる事柄（その他） n=199

	児童相談所数 (%)
	195 (98.0)
児童福祉司の増員、一時保護実施における司法の関与、一時保護実施における警察の関与、職員のメンタルヘルス、職員の対応技術の向上、専門職の任用	1 (0.5)
司法の関与	1 (0.5)
司法機関等が保護者に医療機関受診を命令するなど指導する制度の創設	1 (0.5)
児童相談所以外の各関係機関の早期対応能力の向上（教育・保育機関で早期発見は浸透したが、早期対応が遅れているところがいまだにある）	1 (0.5)

(2) ケース調査

1) 被虐待児の状況

① 被虐待児の属性

対象児童（平成 21 年 4 月 1 日～7 月 31 日の間に一時保護された被虐待児童で、一時保護開始時と終了時のいずれかに「親権者が一時保護に不同意」である児童）614 人の内訳は、男児 315 人（51.3%）、女児 299 人（48.7%）となっている（表 22）。年齢は最年少が 0 歳で 32 人（5.2%）、最年長が 17 歳で 15 人（2.4%）、平均は 8.5 歳となっている。

表 22 被虐待児童の性別 n=614

	ケース数 (%)
男児	315 (51.3)
女児	299 (48.7)

② 被虐待児童自身の一時的保護の意向

一番最初に確認した児童自身の一時的保護に対する意向は、「希望」が最多で 301 人（49.0%）と半数近くを占めており、次いで「年齢的に確認できず」110 人（17.9%）、「意向不明」86 人（14.0%）、「確認していない」29 人（4.7%）であり、意向を確認できた児童の大半は一時的保護に同意しており、「拒否」は 43 人（7.0%）にとどまっている（表 23、表 23-1）。

被虐待児自身の一時的保護意向 と 虐待理由（種別）とのクロス集計では、身体的虐待においては「希望」（57.6%）、「年齢的に確認できず」（17.9%）、「意向不明」（10.3%）、ネグレクトにおいても「希望」（34.1%）、「年齢的に確認できず」（25.8%）、「意向不明」（18.4%）となっている。心理的虐待が「希望」（58.1%）、「拒否」、「意向不明」とも 10.8%、性的虐待においては「希望」（54.8%）、「意向不明」（25.8%）と比較して、「希望」できない「年

「年齢的に確認できない」状況の児童が一時保護の対象となっていることに注目する必要がある。ネグレクトは身体的虐待に比し、ケース数が少ないにも関わらず、「年齢的に確認できず」(50.9%)、「意向不明」(46.5%)と、身体的虐待における「年齢的に確認できず」(47.3%)、「意向不明」(34.9%)を上回っており、ネグレクトが被虐待児が一時保護を「希望」するほど家庭での生命の危険、居心地の悪さを感じていることを示している。

表 23 被虐待児自身の一時保護意向 n=614

	ケース数 (%)
希望	301 (49.0)
拒否	43 (7.0)
意向無回答	86 (14.0)
年齢的に確認できず	110 (17.9)
確認していない	29 (4.7)
その他	43 (7.0)
無回答	2 (0.3)

表 23-1 被虐待児自身の一時保護意向（その他） n=614

	ケース数 (%)
	567 (92.3)
しぶしぶ同意	3 (0.5)
児相の意向に同意	3 (0.5)
当初、拒否。説明の上、納得。	3 (0.5)
同意	3 (0.5)
だまっとうなずく	2 (0.3)
拒否はなく、うなずいたのみ	2 (0.3)
一時保護されることに納得したので、拒否はないが、希望とまではいかない感じ。	2 (0.3)
家を離れることに不安があり、一時保護をする際に時間を要した。強い拒否はなかったものの、かといって保護を希望するほどでもなかった。	2 (0.3)
説得に応じた	2 (0.3)
説明の上、本児同意。	2 (0.3)
保護について理解ができなかったのか、保護に関して拒否を示さないばかりか、家を離れることの不安もなかった。福祉司と一緒にいくことについては、合意。	2 (0.3)
お泊まりをしょうねと話したところ、抵抗がなかった。	1 (0.2)
一時保護の必要性について説明し、本児が納得した。	1 (0.2)

家に帰るのを拒否	1 (0.2)
希望でも拒否でもなく、仕方がないと諦めていた。	1 (0.2)
希望でも拒否でもなく、母にお願いされて仕方がないと諦めていた。	1 (0.2)
虐待を受けた弟を探していて、一緒に保護された。直ぐに帰れると思っていた。	1 (0.2)
拒否はしないものの、戸惑っていた。	1 (0.2)
仕方なく同意	1 (0.2)
児相の勝手にしてくださいという反応	1 (0.2)
自ら積極的に希望したわけではないが、当所の説明に対して特に抵抗なく同意	1 (0.2)
実母の内夫の暴力から逃げて自ら交番に助けを求め、未明に警察からの身柄付保護となったが、自分が仕事をしていれば暴力は受けないので、早く家に帰りたいと言う。	1 (0.2)
重度の障害があり確認できず	1 (0.2)
消極的同意	1 (0.2)
説明により納得。	1 (0.2)
知的の関係で確認できず	1 (0.2)
知的障害のため確認できなかった（一時保護入所に抵抗はなかった）。	1 (0.2)
父方祖母が父親からの虐待を心配して児童相談所に連れてきた。一時保護をした。	1 (0.2)
保護者と一緒に生活することについて、どういう気持ちでいるか。	1 (0.2)
保護理由の説明に拒否せず当所の指示に従った。	1 (0.2)
保護理由の説明に了解した。	1 (0.2)
本児自ら一時保護を希望したということではなく、担当CWが一時保護について説明し同意を得たもの。	1 (0.2)

③ 主たる虐待理由

一時保護の主たる虐待理由として、「身体的虐待」が最多で290人(47.2%)、次いで「ネグレクト」219人(35.7%)、「心理的虐待」74人(12.1%)、「性的虐待」31人(5.0%)となっている(表24)。

表 24 主たる虐待理由 n=614

	ケース数 (%)
身体的虐待	290 (47.2)
心理的虐待	74 (12.1)
性的虐待	31 (5.0)
ネグレクト	219 (35.7)

④ 虐待を受けた期間

一時保護開始までの被虐待期間は、「1 月未満」104 人 (16.9%)、「1 月以上 3 月未満」57 人 (9.3%)、「3 月以上 6 月未満」51 人 (8.3%)、「6 月以上 1 年未満」82 人 (13.4%)、「1 年以上 3 年未満」124 人 (20.2%)、「3 年以上」146 人 (23.8%)、「不明」50 人 (8.1%) となっており、1 年以上が半数近くを占めている (表 25)。

被虐待児自身の一時保護意向と被虐待期間のクロス集計では、「希望」の比率は被虐待期間が長くなるほど高くなり、「拒否」の比率も被虐待期間が長くなるほど高くなる傾向がある (別紙クロス表 2)。後者では児童自身が虐待環境になじんでしまっているからと考えられる。

親権者不同意のまま一時保護しなければならないケースは重篤なものであると考えられるが、このようなケースにおいても半数近くが 1 年以上という長期に亘って虐待を受け続けてきたわけであり、子どもの心身の成長・発達に及ぼす甚大な悪影響は想像に難くない。重篤なケースであるにもかかわらず、なぜ発見が遅れたのかについて今後精査していく必要がある。

表 25 虐待を受けた期間 n=614

	ケース数 (%)
1 月未満	104 (16.9)
1 月以上 3 月未満	57 (9.3)
3 月以上 6 月未満	51 (8.3)
6 月以上 1 年未満	82 (13.4)
1 年以上 3 年未満	124 (20.2)
3 年以上	146 (23.8)
無回答	50 (8.1)

⑤ 通告機関

児童相談所に通告した機関は、「警察」が最多で 153 人 (24.9%)、次いで「市区町村の相談窓口」125 人 (20.4%)、「学校」106 人 (17.3%)、「家族親族」48 人 (7.8%)、「医療機関」37 人 (6.0%)、「本人」26 人 (4.2%)、「保育園」26 人 (4.2%)、「近隣知人」21 人

(3.4%)、「虐待者」12人(2.0%)、「幼稚園」9人(1.5%)、「児童家庭支援センター」8人(1.3%)、「保健センター・保健所」8人(1.3%)の順となっている(表26、表26-1)。

厚生労働省の社会福祉行政業務報告によれば、平成19年度において児童相談所が処理した虐待相談の経路は、「福祉事務所」が最多で15.5%、次いで「家族」14.5%、「近隣知人」14.2%、「学校等」12.9%、「警察等」10.0%、「医療機関」4.1%、「児童福祉施設」3.5%、「親戚」3.5%、「児童本人」1.2%、「保健所」0.9%、「児童委員」0.3%となっており、親権者の不同意による一時保護ケースの場合、警察や本人などからの通告・相談の比率が特に高くなっている。それだけ重篤で緊急性の高いケースが多いことを示唆している。

表26 通告機関 n=614

	ケース数 (%)
本人	26 (4.2)
警察	153 (24.9)
医療機関	37 (6.0)
児童家庭支援センター	8 (1.3)
市区町村の相談窓口	125 (20.4)
都道府県	6 (1.0)
近隣知人	21 (3.4)
虐待者	12 (2.0)
家族親族	48 (7.8)
学校	106 (17.3)
幼稚園	9 (1.5)
保育園	26 (4.2)
保健センター保健所	8 (1.3)
その他	29 (4.7)

表26-1 その他の通告機関 n=614

	ケース数 (%)
	585 (95.3)
地元法定協	5 (0.8)
母子生活支援施設	3 (0.5)
28条で措置をしていた児童養護施設	2 (0.3)
教育委員会	2 (0.3)
当所が継続的に指導中	2 (0.3)
施設	2 (0.3)

県女性家庭センター	1 (0.2)
市教育委員会	1 (0.2)
児相が児童福祉司指導中	1 (0.2)
児童委員	1 (0.2)
児童養護施設	1 (0.2)
「こうのとりのゆりかご」経由	1 (0.2)
NPO 法人	1 (0.2)
弟の実父からの相談	1 (0.2)
不登校児居場所	1 (0.2)
弁護士 (子どもの人権 110 番)	1 (0.2)
母がメール友達に「虐待している」と送信した。そのことを心配したメール友達から市町窓口を通じて相談があった。	1 (0.2)
母子福祉施設	1 (0.2)
通告なし	1 (0.2)

⑥ 虐待の重症度

重症度は、「生命の危機あり」が 38 人 (6.2%)、「重度虐待」158 人 (25.7%)、「中程度の虐待」254 人 (41.4%)、「軽度の虐待」124 人 (20.2%)、「虐待の危惧あり」23 人 (3.7%) となっている (表 27)。

重症度の定義は、平成 21 年 3 月、全児相が実施した「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」において実施した調査項目と同様に、下記のとおりとした。

- ・「生命の危機あり」：身体的虐待等によって、生命の危機に関わる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの。
- ・「重度虐待」：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性があるもの。
- ・「中程度の虐待」：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。
- ・「軽度の虐待」：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理がみられない。
- ・「虐待の危惧あり」：虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

全国児童相談所長会は、平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 までの 3 ヶ月間の被虐待ケースに対する児童相談所の相談援助活動等についての実態調査を行っているが (注 3)、これによれば、3 ヶ月間に親権者の同意の有無に関係なく一時保護された児童の虐待の重症度別の内訳は、「生命の危機あり」58 件 (3.6%)、「重度虐待」219 件 (13.5%)、「中度虐

待」715件(43.9%)、「軽度虐待」495件(30.4%)、「虐待の危惧あり」125件(7.7%)となっており、これらと比較すると、今回の調査では、特に「生命の危機あり」「重度虐待」の比率が相当高くなっている。やはり親権者の意に反してでも一時保護する必要のあるケースは重症度が高いことを裏付けている。

被虐待児自身の一時保護意向と虐待の重症度とのクロス集計では、重症度が高くなるほど「希望」の比率が低くなり、「拒否」に比率は逆に高くなっている(別紙クロス表3)。その理由については詳細な検討が必要であるが、虐待が重症化するほど保護者の圧倒的な支配の下で、自身の判断力を奪われているからとも考えられる。いずれにしろ、重症な事例ほど児童自身「希望」や「拒否」を表明しないことが多いことに留意する必要がある。

表 27 虐待の重症度 n=614

	ケース数 (%)
生命の危機あり	38 (6.2)
重度虐待	158 (25.7)
中程度の虐待	254 (41.4)
軽度の虐待	124 (20.2)
虐待の危惧あり	23 (3.7)
無回答	17 (2.8)

2) 親権者、虐待者等の状況

① 児童の親権者

一時保護した時点における児童の親権者(複数回答)は、実父241人(39.3%)、実母514人(83.7%)、継養父55人(9.0%)、継養母7人(1.1%)、父母の兄弟姉妹7人(1.1%)、祖(曾)父母16人(2.6%)、実父の内縁の妻0人(0.0%)、実母の内縁の夫16人(2.6%)、児童の兄弟姉妹48人(7.8%)となっている(表28、表28-1)。

表 28 一時保護した時点における児童の親権者(複数回答) n=614

	実父	実母	継養父	継養母	父母の兄弟姉妹
	ケース数 (%)				
親権者	241 (39.3)	514 (83.7)	55 (9.0)	7 (1.1)	7 (1.1)
そうでない	373 (60.7)	99 (16.1)	559 (91.0)	607 (98.9)	607 (98.9)
無回答	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 28 一時保護した時点における児童の親権者（複数回答） n=614

	祖（曾）父母	実父の内縁の妻	実母の内縁の夫	児童の兄弟姉妹	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
親権者	16 (2.6)	0 (0.0)	16 (2.6)	48 (7.8)	6 (1.0)
そうでない	598 (97.4)	614 (100.0)	598 (97.4)	566 (92.2)	608 (99.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 28-1 一時保護した時点における児童の親権者（その他） n=614

	ケース数 (%)
	603 (98.2)
母方叔母	2 (0.3)
* 兄弟が 4 名おり、本児 19, 11, 3 歳	1 (0.2)
* 兄弟が 4 名おり、本児 19, 11, 6 歳	1 (0.2)
* 兄弟が 4 名おり、本児 19, 6, 3 歳	1 (0.2)
祖父 56、祖母 54、長男 8、次男 6	1 (0.2)
異父姉 3 歳と 5 歳	1 (0.2)
異父弟が 2 名いる。	1 (0.2)
弟は 10 歳	1 (0.2)
母の交際者	1 (0.2)
母方伯父	1 (0.2)

② 一時保護開始時点と一時保護解除時点における親権者の同意の状況

「同意なし→同意なし」144 件（23.5%）、「同意なし→同意あり」403 件（65.6%）、「同意あり→同意なし」37 件（6.0%）、無回答 30 件（4.3%）となっており、当初は同意のなかったものが同意に転ずるケースが過半数を占めているが、一方で解除時点において同意が得られていないものが約 3 割みられる（表 29）。

なお、本調査では意思の変化についてそれぞれ次のように定義した。

- ・「同意なし→同意なし」とは、一時保護開始時点で保護者の同意がなく、一時保護解除時点においても同意がないもの
- ・「同意なし→同意あり」とは、一時保護開始時点で保護者の同意がないが、一時保護解除時点においては同意があったもの
- ・「同意あり→同意なし」とは、一時保護時点では保護者の同意があったが、一時保護解除時点においては同意がないもの

表 29 一時保護開始と解除時の親権者の同意 n=614

	ケース数 (%)
同意なし→同意なし	144 (23.5)
同意なし→同意あり	403 (65.6)
同意あり→同意なし	37 (6.0)
無回答	30 (4.9)

③ 同意なし等の理由

ア 「同意なし→同意なし」の理由

「虐待を否定」が最も多く 103 件 (16.8%) となっており、続いて「児童相談所への信頼欠如・不満」73 件 (11.9%)、「担当者への不信・不満」23 件 (3.7%)、「児童に会いたい」44 件 (7.2%)、「期間が長い・家庭復帰の見通しが不明」32 件 (5.2%)、「世間体・親族等の意見による」16 件 (2.6%)、「その他」33 件 (5.4%) の順となっている (表 30、表 30-1)。

表 30 「同意なし→同意なし」の理由 n=614

	「虐待行為」を否定	児相への信頼欠如・不満	担当不信・不満	児童に会いたい
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
理由ではない	511 (83.2)	541 (88.1)	591 (96.3)	570 (92.8)
理由	103 (16.8)	73 (11.9)	23 (3.7)	44 (7.2)

表 30 「同意なし→同意なし」の理由 n=614

	期間が長い・家庭復帰の見通しが不明	世間体・親族等の意見による	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
理由ではない	582 (94.8)	598 (97.4)	578 (94.1)
理由	32 (5.2)	16 (2.6)	33 (5.4)

表 30-1 「同意なし→同意なし」の理由 (その他) n=614

	ケース数 (%)
	581 (94.6)
親権者に相談無しに、勝手に子どもを保護をしたことに関して、不当介入であると全く話し合いにならない状況	4 (0.7)
虐待に対する意識が低い	3 (0.5)
28 条での児童養護施設入所ケースで、母の連れ去り等の懸念から一時保護となった	2 (0.3)

児童は発達障害であり、母親の虐待行動は児童の問題行動に起因すると主張。	2	(0.3)
実母の虐待行為により子供が一時保護委託されたことを実父に知られたくない。実父から実母への暴力あり。	2	(0.3)
親が見相との面会を拒否し、意志確認ができなかった。	2	(0.3)
当初、所在不明、その後面接に応じず。	2	(0.4)
「児童に問題がある」との理由で、養育を拒否。	1	(0.2)
一時保護決定通知を保留中に保護者（虐待者）が帰国した。	1	(0.2)
学校へ通えない。	1	(0.2)
関わられるのが面倒	1	(0.2)
今後一切本児のことに関わらないと言って対応を拒否。	1	(0.2)
傷害事件のため児童福祉法第28条を適用、加えて実母を告訴。	1	(0.2)
親と接触できない	1	(0.2)
親権者の信仰上の理由による自らの行為の正当化。	1	(0.2)
親権者行方不明のため。	1	(0.2)
親権者不在	1	(0.2)
通告した学校に対する不信・不満	1	(0.2)
保育園で児童を一時保護し、親権者には事後に連絡をとった。	1	(0.2)
保護者行方不明	1	(0.2)
本児の訴えにより保護した後保護者との連絡がとれないままに本児が帰宅を希望した。	1	(0.2)
本人の意思による通告で、近隣宅より保護したもの。	1	(0.2)
離婚した母親が、親権者の父親の元で生活していた児童を連れて来所。父親の元への帰宅拒否し、そのまま一時保護をした。	1	(0.2)

イ 「同意なし」→「同意あり」における「同意なし」の理由

「虐待行為を否定」177件（28.8%）、「児童相談所への信頼欠如・不満」84件（13.7%）、「担当者への不信・不満」30件（4.9%）、「児童に会いたい」49件（8.0%）、「期間が長い・家庭復帰の見通しが不明」40件（6.5%）、「世間体・親族等の意見による」26件（4.2%）の順となっている（表31）。なお、「その他」156件（25.4%）である（表31-1）。

表31 「同意なし」→「同意あり」における「同意なし」の理由 n=614

	「虐待行為」を否定	児相への信頼欠如・不満	担当不信・不満	児童に会いたい
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
理由ではない	435 (70.8)	528 (86.0)	582 (94.8)	563 (91.7)
理由	177 (28.8)	84 (13.7)	30 (4.9)	49 (8.0)
無回答	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)

表 31 「同意なし」→「同意あり」における「同意なし」の理由 n=614

	期間が長い・家庭復帰の見通しが不明	世間体・親族等の意見による	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
理由ではない	572 (93.2)	586 (95.4)	456 (74.3)
理由	40 (6.5)	26 (4.2)	156 (25.4)
無回答	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)

表 31-1 「同意なし」→「同意あり」における「同意なし」の理由（その他） n=614

	ケース数 (%)
	457 (74.5)
警察からの身柄通告	10 (1.6)
学校で現認し、緊急保護	4 (0.6)
警察からの身柄を伴う通告で一時保護のため、親の同意は無い。	3 (0.5)
精神状態不安定により判断できず。	3 (0.5)
親権者である父親の児童放置により、父親と連絡がつかないまま、一時保護を行ったため。	3 (0.5)
父親は不在で、母親は泥酔状態で警察に保護されたため、3人の子どもを警察から身柄付通告となったもの。よって、母の意思が確認できない状態であったもの。	3 (0.5)
保護者が、傷害罪で逮捕され、本児は身柄つき通告されたため、その時点で保護者の同意はなかった。	3 (0.5)
本人の安全を優先して、親権者の意向を確認せずに学校から直接緊急保護し、その後保護者との面接において同意を得たため	3 (0.5)
職権保護したため	2 (0.3)
警察から身柄付き通告	2 (0.3)
警察による身柄保護	2 (0.3)
親権者は施設に帰らずに、行方不明	2 (0.3)
身柄通告	2 (0.3)
学校で一時保護した後、親権者に事後に連絡するなかで、同意した。	2 (0.3)
保育所から職権で一時保護したため。	2 (0.3)
保育所に現認し、緊急保護	2 (0.3)
虐待行為としての意識が薄い	2 (0.3)
近隣通告で現認すると、幼児のみで家庭にいたため緊急保護	2 (0.3)
施設から引き取って母子でうまくやろうと努力している途中で引き離されたら今までの苦労が水の泡になってしまう。	2 (0.3)

実父はDVのため 実母は精神不安で入院していたため	2	(0.3)
保護者不在のため、保護時点では同意を得られず職権保護。	2	(0.3)
母、置き去りの為、親族が母に話しをすることなく預けたことへの怒りと不満	2	(0.3)
本人の安全を優先して、親権者の意向を確認せずに保育所から直接緊急保護し、その後保護者との面接において同意を得たため	2	(0.3)
立入調査を実施し、一時保護したため	2	(0.3)
母が家におらず職権保護を行ったため	2	(0.3)
収監中で確認できず	2	(0.3)
児童が悪いことをしているのであって、体罰には理由がある。誘拐だと思う。	1	(0.2)
本児が帰宅を拒否していることに反発したため	1	(0.2)
本児と離れたくないので、環境改善を図ると申し出があり。	1	(0.2)
異父兄弟も児童相談所に保護されて、施設入所しているため。	1	(0.2)
医療機関に対する不満。	1	(0.2)
一時保護の効果や意味に疑問がある。	1	(0.2)
一時保護時に親権者不在であったため。	1	(0.2)
一時保護当日、実父の所在不明	1	(0.2)
家出中の本児からの要請により保護したため。	1	(0.2)
家庭児童相談室からの通告で体重増加不良のため立入調査して緊急保護	1	(0.2)
家庭訪問時、きょうだいのみで保護者不在のため緊急保護	1	(0.2)
家庭訪問時本児のみ在宅放置されていたので緊急保護	1	(0.2)
学校からの通告で職権保護したため。	1	(0.2)
学校からの通告により、学校にて一時保護したため	1	(0.2)
学校から直接保護し、保護者に説明・指導したところ同意した。	1	(0.2)
学校で現認。その場で職権保護と判断	1	(0.2)
学校で薬物により泥酔状態である児童を緊急保護したため	1	(0.2)
学校通告により、学校にて一時保護したため	1	(0.2)
関係機関への不信感で。	1	(0.2)
棄児のため	1	(0.2)
緊急一時保護だったため。	1	(0.2)
警察からの身柄通告の為、夕方から夜にかけての保護だったので、連絡がつかなかった。	1	(0.2)
警察からの身柄付きで保護者不在時に一時保護したため	1	(0.2)
警察からの身柄付通告。職権による一時保護。	1	(0.2)
警察からの身柄付通告で、本人が自ら交番に飛び込んできたことから、保護者に連絡する前に一時保護となったもの。保護者の意思確認できず。	1	(0.2)
警察からの通告が夜中で、住所もはっきりしなかったため保護を先にした。	1	(0.2)

警察からの通告により緊急一時保護を決定。その後に保護者に対して保護の説明を行った。	1	(0.2)
警察から事前連絡がなく、保護されたので不満があった。(土曜日身柄通告)	1	(0.2)
警察が身柄付通告して緊急保護	1	(0.2)
警察保護	1	(0.2)
姉の学校からの通告により、保育園にて一時保護したため	1	(0.2)
支援センターからの送致、保護	1	(0.2)
施設は絶対反対、家で育てる	1	(0.2)
施設入所となれば、生活保護の受給費が減るため	1	(0.2)
児相の判断で職権保護した。初回の保護者面接では「直ぐに帰してほしい」という訴えはなかった。児相の指導に対して協力的であった。施設入所を承諾した。	1	(0.2)
児童が一時保護を希望、親に知られることを拒否。	1	(0.2)
児童が帰宅を拒否したため、学校で保護した。その後児相にて親権者に説明し同意した。	1	(0.2)
児童が帰宅拒否をしたため、学校で保護した。その後児相にて親権者に説明し同意した。	1	(0.2)
児童と面接し、緊急一時保護を決定して後で、親権者との面接を実施。	1	(0.2)
児童と面接し、保護を決定して後で保護者との面接実施。	1	(0.2)
児童自らが保護を求めて近隣宅へ避難。児童を保護した後、事後で親権者へ連絡するなかで同意した。	1	(0.2)
実母は、同居の叔母に本児の養育を任せてであると認識していた。	1	(0.2)
小学校で一時保護し、親権者に事後連絡を取った。	1	(0.2)
職権保護した当日母と面会し説得の上同意を得る。	1	(0.2)
職権保護のため、同意の有無の確認はせず。	1	(0.2)
親と接触できなかった	1	(0.2)
親に連絡がとれず、職権で保護したものの。	1	(0.2)
親権者である実母に連絡がつかなかった。	1	(0.2)
親権者と協議しないままほごした。	1	(0.2)
親権者と連絡がとれなかったため。	1	(0.2)
親権者の母が、大伯母の所に置き去りの状態で、保護をしたため。	1	(0.2)
叩くなどの行為は認めるが、「しんどい思いをして子育てしている。」「子どもがいないと生きていけない。」などの理由で保護に同意しない。	1	(0.2)
置き去りで連絡がとれなかった。	1	(0.2)
調査目的の保護をする際に児相から積極的に保護者の同意をあえて取らなかった。	1	(0.2)
通報後、保護者と接触前に一時保護をした。	1	(0.2)
病院からの通告で現認し、緊急保護	1	(0.2)

病院から保護をした後、親権者に話しをした。	1 (0.2)
父行方不明	1 (0.2)
父行方不明のため	1 (0.2)
父母ともに警察に保護され、児童のみ身柄付通告。	1 (0.2)
父母別居。母、友人宅に預け行方不明になる。	1 (0.2)
保護をした後に通知した為。	1 (0.2)
保護を先に実施してから保護者に連絡をしたため。	1 (0.2)
保護を優先し、事後に実母に同意を求めたが、家庭で発言力の強い養父が不在であったため。	1 (0.2)
保護を優先し、保護者への説明を事後に行ったため。	1 (0.2)
保護者が子ども家庭支援センターで面接中に居なくなり、自宅にも戻らず行方がわからなかった。	1 (0.2)
保護者と連絡がとれなかった	1 (0.2)
保護者に同意を取る前に、一時保護を決定した。	1 (0.2)
母が混乱状態で同意が取れず	1 (0.2)
母が子どもたちを置いたまま外出して直接会えず、一時保護の話も出来ず、同意も取れなかった。	1 (0.2)
母の精神的不安定（精神病）	1 (0.2)
母自身が一人になることへの不安	1 (0.2)
母不在の際、祖母の訴えで、一時保護をしたため。	1 (0.2)
本児が家に帰りたくないと言ったため33条で先に保護した。	1 (0.2)
本児と面接して、虐待の疑いがあり、保護を決定してから保護者面接を実施。	1 (0.2)
本児と面接を実施し、保護決定してから、保護者面接を実施。	1 (0.2)
本児の訴えで一時保護	1 (0.2)
本人からの連絡に基づき対応したもので、親権者と協議する前に一時保護した。	1 (0.2)
本人が保護を求めて来たから	1 (0.2)
迷子（姉がまもなく帰宅するだろうと思い、母がバイトに出かけ、本児は外へ出て迷子になったもの。）	1 (0.2)
迷子で警察から「身柄付き通告」を受けたもので、保護者の意思確認ができなかったもの。	1 (0.2)
夜間、横浜市の運営する子ども虐待ホットラインに姉から、本児が虐待を受けていると通報。保護を強く求めているので緊急保護した。その時点で親には断っていなかった。	1 (0.2)
夜間児童本人が父からの身体的虐待を訴え、保護を求めて来所したため緊急保護したもの	1 (0.2)
夕方から夜間にかけての保護だったので、連絡がつくまで時間がかかった。	1 (0.2)

<p>養護施設退所後、祖父宅に引き取られて就労していたが、実母が出所して実母と生活することに。いい加減な生活をする母に嫌気がさして、母の知人宅に居候していたが、そこもトラブルが起きて、自ら児相に保護を求めて来所したもの。</p>	1 (0.2)
<p>連絡がつかなかった</p>	1 (0.2)

ウ 「同意なし」→「同意あり」における「同意あり」の理由

「虐待行為を認める」が最も多く 185 件 (30.1%)、続いて「あきらめ」101 件 (16.4%)、「児童相談所への信頼」99 件 (16.1%)、「期間が短い・今後の家庭復帰に見通しがたった」93 件 (15.1%)、「児童に会える」62 件 (10.1%)、「担当者を信頼」61 件 (9.9%)、「世間体・親族等の意見による」14 件 (2.3%) の順となっており、「その他」は 51 件 (8.3%) である (表 32、表 32-1)。

表 32 「同意なし」→「同意あり」における「同意あり」の理由 n=614

	「虐待行為」を認める	担当者を信頼	児童に会える	期間が短い・今後の家庭復帰の見通しがたった
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
理由ではない	425 (69.2)	552 (89.9)	551 (89.7)	520 (84.7)
理由	185 (30.1)	61 (9.9)	62 (10.1)	93 (15.1)
無回答	4 (0.7)	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)

表 32 「同意なし」→「同意あり」における「同意あり」の理由 n=614

	世間体・親族等の意見による	あきらめ	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
理由ではない	599 (97.6)	512 (83.4)	562 (91.5)
理由	14 (2.3)	101 (16.4)	51 (8.3)
無回答	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)

表 32-1 「同意なし」→「同意あり」における「同意あり」の理由 (その他) n=614

	ケース数 (%)
	561 (91.4)
連絡が取れたため	4 (0.7)
母自身の治療が優先であることを理解された。	3 (0.5)
警察の介入により行為を認めた。	2 (0.3)
児童のメンタルケアをしてほしいとの希望があった。	2 (0.3)
実際は父の生活が不安定で居所も定まらず、養育が不可能。入所の承諾書にサインをしたわけではないが、児童相談所の働きかけに反応なく、同意とみなした。	2 (0.3)

子どもの気持ちがわかった。子どもが施設に戻りたいというのであればそれがかまわない。	2	(0.3)
本児の意向を理解し、施設入所を認めたため	1	(0.2)
養育環境改善の約束を実行できなかったから	1	(0.2)
養育が負担である	1	(0.2)
もともと養育のしんどさは訴えていた	1	(0.2)
医療入院で入院していた親権者と面接し、一保護、施設入所の同意を得る	1	(0.2)
医療入院で入院していた親権者と面接し、一保保護、施設入所の同意を得る。	1	(0.2)
一時保護後、正式に父母離婚。家庭養育が物理的に困難となったこと。直接の一時保護要因であった、兄への体罰を認め、施設入所へ同意したこと。施設入所後、トラブルから、入所同意を撤回。	1	(0.2)
家裁による調査を逃れるために、同意書に記名・押印したものと思われる。	1	(0.2)
家庭で発言力の強い養父に後日面会で同意を得た。	1	(0.2)
関係機関関与への反発	1	(0.2)
警察の捜査が進む中で母が虐待を告白し、その後母逮捕となり、父から同意を得た。	1	(0.2)
三男・四男を家庭引取りになるため	1	(0.2)
三男・四男を家庭引取りになるので	1	(0.2)
子どものわがままで、しょうがない。	1	(0.2)
子どもの面倒を見られないと自覚	1	(0.2)
児童にとって環境がよいとはいいがたいこと、実母が離れており、養父のみでは全面的児童の面倒をみるのが難しいとの認識のため	1	(0.2)
児童の養育に困難を感じていた。	1	(0.2)
児童相談所が家裁に申し立てると伝えた。	1	(0.2)
実母が本児の養育に困難を感じていた。	1	(0.2)
主な虐待要因は生活苦による不衛生な環境にあり、虐待行為とするよりは不衛生な環境は事実として認める。	1	(0.2)
新家である実母に連絡がつき同意が得られた。	1	(0.2)
担当者の説得	1	(0.2)
父が家出をして、母（保護者）は病院通院が必要な状態で、一人では面倒をみることができない。	1	(0.2)
保護後に理由等を説明し同意が得られた。	1	(0.2)
保護者が発見されたため	1	(0.2)
保護者自身も養育に疲れていた。	1	(0.2)
母の交際者による虐待行為がほぼ予想されたため	1	(0.2)
母の死亡による	1	(0.2)
母の精神状態が落ち着いた	1	(0.2)

母も警察へ通報し探していた。	1 (0.2)
母行方無回答。親権者である父から同意を受ける。	1 (0.2)
母親から施設入所を希望。	1 (0.2)
本児・四男を家庭引取りになるため	1 (0.2)
本児と四男を家庭引取りになるため	1 (0.2)
本児については、元々本児の希望もあり児童養護施設に入所させるつもりであったため	1 (0.2)
両親の不仲で、母親が家を出ており、子どもどころではなくなった。母は遠方に行き、電話のやりとりで一時保護の同意を得ている。	1 (0.2)
連絡が付き、来所面接の結果、状況に納得したもの。	1 (0.2)

エ 「同意あり」→「同意なし」の理由

「児童相談所への信頼欠如・不満」19件(3.1%)、「『虐待行為』を撤回」18件(2.9%)、「担当者への不信・不満」10件(1.6%)、「期間が長い・家庭復帰の見通しが不明」9件(1.5%)、「児童に会いたい」6件(1.0%)、「世間体・親族等の意見による」2件(0.3%)の順となっている。なお、「その他」5件(0.8%)である(表33、表33-1)。

虐待の重症度と、一時保護開始と解除時の親権者の同意とのクロス集計では、「同意なし→同意なし」では重度の比率が、「同意なし→同意あり」では軽度・中度の比率が相対的に高くなっている(別紙クロス表4)。

一時保護開始と解除時の親権者の同意と、児童への虐待に対する意識とのクロス集計によれば、「同意なし→同意なし」では「行為は認めるが虐待は否認」(50.7%)、「行為も虐待も否認」(33.3%)の比率が高く、「同意なし→同意あり」では「行為は認めるが虐待は否認」(35.9%)の比率が高くなっている(別紙クロス表5)。親権者の「同意なし」は、「虐待」という行為そのものの否定や、行為を「虐待」と呼ぶことへの否定が考えられる。

表33 「同意あり」→「同意なし」の理由 n=614

	「虐待行為」を撤回	児相への信頼欠如・不満	担当不信・不満	児童に会いたい
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
理由ではない	595 (96.9)	594 (96.7)	603 (98.2)	607 (98.9)
理由	18 (2.9)	19 (3.1)	10 (1.6)	6 (1.0)
無回答	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)

表 33 「同意あり」→「同意なし」の理由 n=614

	期間が長い・ 家庭復帰の見通しが不明	世間体・親族等の 意見による	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
理由ではない	604 (98.4)	611 (99.5)	608 (99.0)
理由	9 (1.5)	2 (0.3)	5 (0.8)
無回答	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)

表 33-1 「同意あり」→「同意なし」の理由（その他） n=614

	ケース数 (%)	
	610	(99.3)
父は経済困窮を主訴にしていたため	2	(0.3)
親権者が変更となった。	1	(0.2)
措置に同意なし。措置先が地域として不適切という意見による	1	(0.2)

④ 同居家族

「実父」が 222 人 (36.2%)、「実母」が 469 人 (86.4%)、継養父 70 人 (11.4%)、継養母 13 人 (2.1%)、親権者の兄弟姉妹 26 人 (4.3%)、祖（曾）父母 64 人 (10.4%)、実父の内縁の妻 9 人 (1.5%)、実母の内縁の夫 66 人 (10.7%)、児童の兄弟姉妹（再婚等による連れ子を含む）429 人 (69.9%)、「その他」24 人 (3.9%) となっている（表 34、表 34-1）。「同居家族がない」は 22 人 (3.6%) である。

表 34 同居家族 n=614

	実父	実母	継養父	継養母
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
同居でない	392 (63.8)	145 (23.6)	544 (88.6)	601 (97.9)
同居	222 (36.2)	469 (86.4)	70 (11.4)	13 (2.1)

表 34 同居家族 n=614

	親権者の 兄弟姉妹	祖（曾）父母	実父の内縁の妻	実母の内縁の夫
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
同居でない	588 (95.8)	550 (89.6)	605 (98.5)	548 (89.3)
同居	26 (4.3)	64 (10.4)	9 (1.5)	66 (10.7)

表 34 同居家族 n=614

	児童の兄弟姉妹	その他	同居家族がない
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
同居でない	185 (30.1)	590 (96.1)	22 (3.6)
同居	429 (69.9)	24 (3.9)	592 (96.4)

表 34-1 同居家族（その他） n=614

	ケース数 (%)
	585 (95.3)
28条での同じ児童擁護施設へ兄妹を措置していたケース。世帯は母と兄妹の3人世帯。	2 (0.3)
兄は施設入所中	2 (0.3)
実母の育ての母（血縁・法的な関係なし）	2 (0.3)
母方叔母	2 (0.3)
祖母の姉（大伯母）	2 (0.3)
母の父の妹（フィリピン人、外国人登録者）	1 (0.2)
叔母	1 (0.2)
児童の兄弟姉妹は2名	1 (0.2)
異父妹2名、異父弟1名同居。	1 (0.2)
甥が2人	1 (0.2)
継母の連れ子	1 (0.2)
姉の夫とその子	1 (0.2)
叔父	1 (0.2)
親権者の兄弟姉妹（母方叔母）の実子である従兄が二人	1 (0.2)
親権者の知人で、住居（アパート）の契約者。男性。	1 (0.2)
知人宅に転々と預けていた。	1 (0.2)
内縁の妻の子（男・7歳）	1 (0.2)
伯父の妻、いとこ	1 (0.2)
父方伯母、父方叔母	1 (0.2)
母の交際者は母宅に出入りして、母の不在中に本児に虐待をした	1 (0.2)
母の知人	1 (0.2)
母方伯母夫婦	1 (0.2)
本児の元養父	1 (0.2)
里父母	1 (0.2)

⑤ 親権者以外の不同意の家族

親権者以外で一時保護期間中に 1 回以上「不同意」の意思表示のあった家族（別居を含む）は、「実父」が 51 人（8.3%）、「実母」が 71 人（11.6%）、継養父 17 人（2.8%）、継養母 8 人（1.3%）、親権者の兄弟姉妹 14 人（2.3%）、祖（曾）父母 67 人（10.9%）、実父の内縁の妻 1 人（0.2%）、実母の内縁の夫 31 人（5.0%）、児童の兄弟姉妹 20 人（3.3%）、「その他」10 人（1.6%）であり、「親権者以外の不同意の家族はいない」が 267 人（43.5%）となっている（表 35、表 35-1）。

表 35 親権者以外の不同意家族 n=614

	実父	実母	継養父	継養母
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
不同意でない	559 (91.0)	539 (87.8)	593 (96.6)	602 (98.0)
不同意	51 (8.3)	71 (11.6)	17 (2.8)	8 (1.3)
無回答	4 (0.7)	4 (0.7)	4 (0.7)	4 (0.7)

表 35 親権者以外の不同意家族 n=614

	親権者の 兄弟姉妹	祖（曾）父母	実父の内縁の妻	実母の内縁の夫
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
不同意でない	596 (97.1)	543 (88.4)	609 (99.2)	579 (94.3)
不同意	14 (2.3)	67 (10.9)	1 (0.2)	31 (5.0)
無回答	4 (0.7)	4 (0.7)	4 (0.7)	4 (0.7)

表 35 親権者以外の不同意家族 n=614

	児童の兄弟姉妹	その他	親権者以外の 「不同意」の家族はいない
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
不同意でない	590 (96.1)	600 (97.7)	267 (43.5)
不同意	20 (3.3)	10 (1.6)	343 (55.9)
無回答	4 (0.7)	4 (0.7)	4 (0.7)

表 35-1 親権者以外の不同意家族（その他） n=614

	ケース数 (%)
	597 (97.2)
いない	8 (1.3)
親権者の前夫と前夫のきょうだい	2 (0.3)
母方祖母	2 (0.3)
父方伯父の子	1 (0.2)
父方伯母、父方叔母	1 (0.2)
別居の母方祖母がいるが、確認していない。	1 (0.2)
本児の元養父	1 (0.2)
里父母	1 (0.2)

⑥ 一時保護についての抗議行動の内容

「特になし」が最も多く 359 件 (58.5%) であり、続いて「頻回な苦情」157 件 (25.6%)、「暴言」155 件 (25.2%)、「自殺自傷又はほのめかし」53 件 (8.6%)、「脅迫」49 件 (8.0%)、「職員への暴力 (未遂を含む)」19 件 (3.1%)、「威力業務妨害 (疑いを含む)」15 件 (2.4%)、「職員への名誉毀損 (疑いを含む)」8 件 (1.3%)、「ブログでの非難」5 件 (0.8%)、「児童連れ去り」5 件 (0.8%)、「設備破壊」4 件 (0.8%) の順となっており、「その他」は 47 件 (7.7%) である (表 36、表 36-1)。

表 36 一時保護に対する抗議行動 n=614

	特になし	頻回な苦情	暴言	脅迫
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
(特に) なし	359 (58.5)	457 (74.4)	459 (74.8)	565 (92.0)
あり	254 (41.4)	157 (25.6)	155 (25.2)	49 (8.0)
無回答	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 36-1 一時保護に対する抗議行動 n=614

	職員への暴力 (未遂含む)	ブログでの 非難	地域への抗議の ビラまき	第三者団体を通じた 集団圧力
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
(特に) なし	595 (96.9)	609 (99.2)	614 (100.0)	614 (100.0)
あり	19 (3.1)	5 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 36 一時保護に対する抗議行動 n=614

	職員への名誉毀損 (疑を含む)	威力業務妨害 (疑を含む)	設備破壊	自殺自傷又はほ のめかし
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
(特に) なし	606 (98.7)	599 (97.6)	610 (99.3)	561 (91.4)
あり	8 (1.3)	15 (2.4)	4 (0.7)	53 (8.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 36 一時保護に対する抗議行動 n=614

	児童連れ去り	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)
(特に) なし	609 (99.2)	567 (92.3)
あり	5 (0.8)	47 (7.7)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)

表 36-1 一時保護に対する抗議行動 (その他) n=614

	ケース数 (%)
	568 (92.5)
長時間の居座り	4 (0.7)
いろいろ理由をつけて家庭に戻させようとする。	3 (0.5)
実母の交際相手や友人から、児童相談所へ電話・来所にて苦情を言わせた。	3 (0.5)
知人を名乗るものから他府県の児童相談所に、家族が暴力団関係者であるとの電話。	3 (0.5)
深夜来所 座り込み	2 (0.3)
県庁主管課に相談	2 (0.3)
号泣し取り乱し、返してくれるように訴え続けた。	2 (0.3)
消極的な抵抗、連絡がとれない、訪問しても出てこない、	2 (0.3)
面会の要求	2 (0.3)
面接場面のビデオ撮影・録音	2 (0.3)
質問に対する回答を書面で要求、不服申し立て	1 (0.2)
一時保護委託施設に訪問し、本児の引き渡しを強要。	1 (0.2)
一時保護処分に対する審査請求の提起	1 (0.2)
一時保護所への不法侵入	1 (0.2)
家庭が壊れ、具合もわるくなった。誰が責任をとると追求してくる	1 (0.2)

居座り	1 (0.2)
県への不服申し立て	1 (0.2)
県庁の主務課へ苦情と行政不服申したて手続きの方法の問い合わせ(最終的に行政不服申し立てはせず)	1 (0.2)
座り込み	1 (0.2)
司法書士を通じた講義行動	1 (0.2)
司法書士を連れてきた	1 (0.2)
児童相談所宛に手紙	1 (0.2)
質問状の送付。	1 (0.2)
職員の制止を振り切って保護所へ押し入り、児童の名前を叫び帰宅するよう喚く。複数職員で制止し何とか帰宅させる。(警察へも通報した) 関係機関(市、学校、県)へ苦情の電話。	1 (0.2)
通告先(保育園)への抗議	1 (0.2)
不服申し立て	1 (0.2)
保護者が趣意書(一時保護に対する疑義等について、所長への面談回答をもとめたもの)を当所に提出した。	1 (0.2)
母、内夫の執拗な言い訳。	1 (0.2)
母の虐待ではないことの主張。	1 (0.2)
本庁への苦情(「都民の声」)	1 (0.2)
来所拒否、連絡拒否	1 (0.2)

⑦主たる虐待者等の状況

ア 主たる虐待者

主たる虐待者は、「実父」が 151 人 (24.6%)、「実母」が 354 人 (57.7%)、継養父 46 人 (7.5%)、継養母 7 人 (1.1%)、祖(曾)父母 3 人 (0.5%)、実父の内縁の妻 1 人 (0.2%)、実母の内縁の夫 38 人 (6.2%)、「その他」9 人 (1.5%) となっている(表 37、表 37-1)。

厚生労働省の社会福祉行政業務報告によると、平成 19 年度に児童相談所が受理した虐待相談における主たる虐待者は、実父 22.6%、実母 62.4%、実父以外の父(継養父、実母の内縁の夫を含む) 6.3%、実母以外の母(継養母、実母の内縁の妻を含む) 1.4%などとなっており、親権者不同意による一時保護ケースでは、実父、実父以外の父の比率が高くなっている。

表 37 主たる虐待者 n=614

	ケース数 (%)	
実父	151	(24.6)
実母	354	(57.7)
継養父	46	(7.5)
継養母	7	(1.1)
祖(曾)父母	3	(0.5)
実父の内縁の妻	1	(0.2)
実母の内縁の夫	38	(6.2)
その他	9	(1.5)
無回答	5	(0.8)

表 37-1 主たる虐待者(その他) n=614

	ケース数 (%)
	603 (98.2)
兄	1 (0.2)
姉	1 (0.2)
身体的虐待の虐待者は不明。身体的虐待が行われた際に、適切な保護者が不在であった放任虐待としては、実母・祖母が該当する	1 (0.2)
父方叔母	1 (0.2)
保護者によるネグレクト環境下において、知的障害の兄が本児を深夜風呂場に置き去りにした。	1 (0.2)
母の交際者	1 (0.2)
母方祖母	1 (0.2)
母方伯父の妻	1 (0.2)
里母	1 (0.2)
実母	1 (0.2)
無回答	1 (0.2)

イ 主たる虐待者の年齢

主たる虐待者の年齢は、最低年齢 18 歳、最高年齢 69 歳となっている (表 38)。

表 38 一時保護時点の主たる虐待者の年齢 n=614

	ケース数 (%)	
18	2	(0.3)
20	3	(0.5)
21	9	(1.5)
22	6	(1.0)
23	8	(1.3)
24	12	(2.0)
25	12	(2.0)
26	11	(1.8)
27	11	(1.8)
28	13	(2.1)
29	12	(2.0)
30	24	(3.9)
31	16	(2.6)
32	32	(5.2)
33	32	(5.2)
34	31	(5.0)
35	25	(4.1)
36	35	(5.7)
37	29	(4.7)
38	34	(5.5)
39	45	(7.3)
40	22	(3.6)
41	27	(4.4)
42	21	(3.4)
43	22	(3.6)
44	14	(2.3)
45	15	(2.4)
46	16	(2.6)
47	14	(2.3)
48	13	(2.1)
49	9	(1.5)
50	7	(1.1)
51	4	(0.7)
52	4	(0.7)

53	2	(0.3)
54	3	(0.5)
55	5	(0.8)
56	1	(0.2)
57	3	(0.5)
60	1	(0.2)
65	2	(0.3)
69	1	(0.2)
無回答等	6	(1.0)

ウ 主たる虐待者の就労状況

主たる虐待者の就労状況では、「無職」が最多で216件(35.2%)、次いで「正規就労(自営含む)」177件(28.8%)、「非正規雇用」124件(20.2%)、「家事専念」61件(9.9%)、「家事手伝い」5件(0.8%)、「学生」3件(0.5%)となっている(表39、表39-1)。

表39 主たる虐待者の就労状況 n=614

	ケース数 (%)	
正規就労(自営含む)	177	(28.8)
非正規雇用	124	(20.2)
家事手伝い	5	(0.8)
家事専念	61	(9.9)
無職	216	(35.2)
学生	3	(0.5)
無回答	14	(2.3)
その他	12	(2.0)
無回答	2	(0.3)

表39-1 主たる虐待者の就労状況(その他) n=614

	ケース数 (%)	
	599	(97.6)
生活保護受給	4	(0.7)
ホステス	2	(0.3)
メンタル疾患で休職中	2	(0.3)
求職活動中	2	(0.3)
飲食店接客業(キャバレー)	1	(0.2)

昼間 障害者施設のパート	1 (0.2)
夜間 棚卸し	
風俗業で正規雇用か非正規か不明	1 (0.2)
風俗店	1 (0.2)
無回答	1 (0.2)

エ 主たる虐待者の心身状況

主たる虐待者の心身の状況（疑いを含む）（複数回答）は、「人格障害」が最多で 108 件（17.6%）、次いで「精神病（うつ状態）」99 件（16.1%）、「アルコール依存」48 件（7.8%）、「精神病（統合失調症）」32 件（5.2%）、「精神病（その他）」31 件（5.0%）、「知的障害」28 件（4.6%）、「発達障害」28 件（4.6%）、「疾病」27 件（4.4%）、「神経症」24 件（3.9%）、「薬物依存」21 件（3.4%）、「身体的問題」13 件（2.1%）の順となっている（表 40）。「特になし」は 266 件（43.3%）である。

表 40 主たる虐待者の心身状況（複数回答） n=614

	人格障害	知的障害	アルコール依存	薬物依存
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	506 (82.4)	586 (95.4)	566 (92.2)	593 (96.6)
あり	108 (17.6)	28 (4.6)	48 (7.8)	21 (3.4)

表 40 主たる虐待者の心身状況（複数回答） n=614

	発達障害	身体的問題	疾病	特になし
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	586 (95.4)	601 (97.9)	587 (95.6)	348 (56.7)
あり	28 (4.6)	13 (2.1)	27 (4.4)	266 (43.3)

オ 主たる虐待者の「児童への虐待に対する意識」

主たる虐待者の「児童への虐待に対する意識」を尋ねたが、「虐待を認知」は 122 件（19.9%）となっており、「行為は認めるが虐待は否認」241 件（39.3%）、「虐待認知について曖昧」104 件（16.9%）、「行為も虐待も否認」104 件（16.9%）となっている（表 41）。

また、虐待の重症度と児童への虐待に対する意識とのクロス集計によると、「生命の危険」では「行為も虐待も否認」の比率が、「重度」では「行為も虐待も否認」及び「行為は認めるが虐待を否認」の比率が、「中度」では「行為は認めるが虐待を否認の」比率が、「軽度」では「行為は認めるが虐待を否認」及び「虐待を認知」の比率が相対的に高くなっている（別紙クロス表 6）。

親権者が一時保護に不同意な背景には、親権者が自己の虐待を認めなかったり、認知が

曖昧といった虐待に対する認知度が低いことが重要な要因となっていると考えられることから、親権者に対していかに自身の行為を虐待として認知させるかが、親権者の同意を得るうえでの重要なポイントになることを本結果は示唆している。

表 41 主たる虐待者の「児童への虐待に対する意識」 n=614

	ケース数 (%)
虐待も否認	104 (16.9)
行為は認めるが虐待は否認	241 (39.3)
虐待認知について曖昧	104 (16.9)
虐待を認知	122 (19.9)
不明「答えない」	37 (6.0)
無回答	6 (1.0)

カ 主たる虐待者の「児童相談所からの指導への理解」

主たる虐待者の「児童相談所からの指導への理解」は、「概ね指導受入」232件(37.8%)、「消極的に指導受入」212件(34.5%)、「指導拒否」115件(18.7%)となっており、7割以上の虐待者は指導を受け入れている(表42、表42-1)。

児童への虐待に対する意識と児童相談所からの指導への理解とのクロス集計では、「行為も虐待も否認」するケースでは「消極的に指導受入」及び「指導拒否」の比率が、行為は認めるが虐待は否認」のケースでは「消極的に指導受入」の比率が、「虐待認知について曖昧」のケースでは「消極的に指導受入」及び「概ね指導受入」に比率が、「虐待を認知している」ケースでは「概ね指導受入」が多くなっている(別紙クロス表7)。これらの結果を踏まえると、指導受入に向けた調整を行うには、虐待の告知と認知が先決課題になるといえる。

表 42 主たる虐待者の「児童相談所からの指導への理解」 n=614

	ケース数 (%)
概ね指導受入	232 (37.8)
消極的に指導受入	212 (34.5)
指導拒否	115 (18.7)
不明	23 (3.7)
その他「答えない」	21 (3.4)
無回答	11 (1.8)

表 42-1 主たる虐待者の「児童相談所からの指導への理解」 (その他) n=614

	ケース数 (%)
	589 (95.9)
DV 事案であり、確認せず	4 (0.7)
気分の変動が激しく対応が一定していない	2 (0.3)
数回電話があったが、不明の状態。	2 (0.3)
不安定で指導の効果ははかりにくい。	2 (0.3)
保護後、親権者 (母) は虐待者 (内縁男性) と別居したことから、虐待者へ児童相談所から、直接指導等はしていない。	2 (0.3)
DV ケースのため指導していない	1 (0.2)
概ね指導を受け入れ、児童の特性への理解は示したが、感情的に暴力が止められない。	1 (0.2)
虐待者が統合失調症なので指導が入らなかった。	1 (0.2)
虐待者への接触困難	1 (0.2)
指導を受け入れる姿勢は見せるが、現実的には拒否的。	1 (0.2)
児相の指導を全て受け入れるという発言をすることもあるが、自らの意向に沿わない内容の場合、繰り返し強く、納得できないと、自身の正当性を主張する。	1 (0.2)
児相は自分の指示に従って子どもの指導改善に努めるべき	1 (0.2)
児童が別れた母親の元での生活を希望し、親権者である父親は、勝手にしろとして、以後の関わりを拒否。	1 (0.2)
児童の問題性に転化	1 (0.2)
接触なし。	1 (0.2)
服役中	1 (0.2)
母方祖母は同居者であったが、親権者ではなく、母と妹は祖母から非難し母子自立支援施設に逃げたため、母方祖母には指導せず。	1 (0.2)
離婚し親権のない実父が同居状態で暴行。実父は行方不明となったが約 20 日後に逮捕された。	1 (0.2)

3) 児童相談所の対応状況

① 一時保護の実施状況

ア 一時保護に至るまでに実施した調査等 (複数回答)

一時保護に至るまでに実施した調査等は、「来所面接」197 件 (32.1%)、「家庭訪問調査」228 件 (37.1%)、「関係機関訪問調査」378 件 (61.7%)、「立入調査」21 件 (3.4%)、「出頭要求」1 件 (0.2%)、「再出頭要求」2 件 (0.3%)、「臨検搜索」1 件 (0.2%)、「その他」104 件 (17.0%) となっている (表 43、表 43-1)。

表 43 一時保護に至るまでに実施した調査等（複数回答） n=614

	来所面接 (調査のための面 接に限る)	家庭訪問調査	関係機関訪問調査	立入調査
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	417 (67.9)	386 (62.9)	235 (38.3)	593 (96.6)
実施	197 (32.1)	228 (37.1)	378 (61.6)	21 (3.4)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)

表 43 一時保護に至るまでに実施した調査等（複数回答） n=614

	出頭要求	再出頭要求	臨検捜索	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	613 (99.8)	612 (99.7)	613 (99.8)	475 (77.4)
実施	1 (0.2)	2.0 (0.3)	1.0 (0.2)	104 (17.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	35 (5.7)

表 43-1 一時保護に至るまでに実施した調査等（その他） n=614

	ケース数 (%)
	509 (82.9)
警察からの身柄付き通告	11 (1.8)
新規の警察からの身柄付保護であり、特に調査はしていない。	4 (0.7)
一時保護実施	3 (0.5)
警察からの身柄を伴う通告であるため、事前の調査事項等は無し。	3 (0.5)
警察からの聴取、協議	3 (0.5)
電話で保護者調査	3 (0.5)
身柄のためなし	3 (0.5)
2年間にわたり関係機関カンファレンス、関係機関による支援、父のニーズによる一保などを継続していた。	2 (0.3)
H18年3月措置解除後継続指導中	2 (0.3)
ケース会議	2 (0.3)
これまでに相談が繰り返しあった。	2 (0.3)
それまで関りなく警察の身柄付通告を受け一時保護となった	2 (0.3)
関係機関への電話による調査。(他県の児相からの移管ケースであるので電話による調査が主となる。)	2 (0.3)
虐待で児童福祉司指導中であった。	2 (0.3)

親族調査	2	(0.3)
保護後調査	2	(0.3)
今回以前に取り扱い無し。	1	(0.2)
病院に受診状況を調査、児童福祉司指導中だったが、保護者が児相の指導に応じていなかった	1	(0.2)
1年間、母のニーズによる相談、一時保護や関係機関カンファレンスを継続していた	1	(0.2)
家庭訪問後、一家で転居したためCA情報発信。	1	(0.2)
学校からの通告後、本児と面接し同意したため保護。保護前の調査はなし。	1	(0.2)
学校での本児との面接	1	(0.2)
学校と電話連絡をとった。	1	(0.2)
学校等関係機関とのケース検討会議を実施	1	(0.2)
学校訪問 本児面接	1	(0.2)
関係機関、関係者から状況聴取	1	(0.2)
関係機関が家庭訪問して状況調査、その結果を児童相談所へ連絡後、医療機関へつなぎ、そこから一時保護となった。	1	(0.2)
関係者会議	1	(0.2)
関係者会議出席	1	(0.2)
休日、警察から一保へ。身柄は通告。	1	(0.2)
警察からの身柄通告	1	(0.2)
警察からの身柄通告（土曜日）	1	(0.2)
警察からの身柄付き通告前の情報提供及び来所時の説明	1	(0.2)
警察からの通告内容の確認	1	(0.2)
警察からの迷子による保護依頼。保護者とも連絡つかない状況での緊急保護となった。	1	(0.2)
警察から身柄付通告	1	(0.2)
警察による身柄通告	1	(0.2)
警察より身柄付きで一時保護した	1	(0.2)
警察署からの身柄付通告	1	(0.2)
警察署からの迷子での身柄通告であり、事前に調査等していない。	1	(0.2)
警察署で保護。	1	(0.2)
事前の情報なく、緊急一時保護	1	(0.2)
児童が家出して警察からの身柄通告	1	(0.2)
児童福祉司指導中だったが、保護者が指導に応じず連絡が取れていなかった	1	(0.2)
所轄警察署からの来所前及び来所時（身柄付き通告）の情報提供	1	(0.2)
傷害事件のため警察から児童通告。	1	(0.2)

身柄つき通告受理	1 (0.2)
身柄つき通告書受理	1 (0.2)
身柄送致・保護のため、特に調査実施していない。	1 (0.2)
身柄送致・保護のため特に調査等実施していない。	1 (0.2)
身柄通告だったから	1 (0.2)
身柄通告による保護の為	1 (0.2)
全くの新規ケース。警察署からの身柄付き児童通告。	1 (0.2)
地域の機関（子ども家庭支援センター）に父子面接などの調査を依頼した。	1 (0.2)
通報があり、翌日に一時保護をし、5その後、調査を開始した。	1 (0.2)
通報後、児童と面接し一時保護した。	1 (0.2)
通報者宅訪問	1 (0.2)
通報当日一時保護をした。	1 (0.2)
電話での確認後、来所依頼	1 (0.2)
電話による関係機関からの聞き取り調査。	1 (0.2)
電話調査	1 (0.2)
突然、児童が保護を求めて来たから関わりが無い。	1 (0.2)
病院から虐待通報ダイヤルへネグレクト通告。兄、入院。双子の兄は変死体で発見され母は逮捕予定。	1 (0.2)
病院から通報があり、その場で職権保護した。	1 (0.2)
病院で診察を受けさせて、診断書を出してもらった	1 (0.2)
母の大量服薬等で一時保護歴が2回あり。兄も施設入所中で関わりあり。関係機関でも支援体制を組んでいる。	1 (0.2)
本人の希望により保護後調査	1 (0.2)
夜間、緊急保護であったため事前の調査の実施はない。	1 (0.2)
夜間の警察署長からの身柄付き通告	1 (0.2)
夜間の身柄通告	1 (0.2)
夜間の身柄付通告。調査は実施せず。	1 (0.2)
無し	1 (0.2)

イ 警察署長への援助要請

児童虐待防止法に基づく警察署長への援助要請の実施状況は、「実施した」が36件(5.9%)、「実施せず」が574件(93.5%)となっている。援助要請の内容では、「職員への危害の場合の制止」が最多で12件(37.5%)、次いで「念のため警察署・居所・保護所等付近で待機」8件(25.0%)、「児童の安全確認」4件(12.5%)、「危害予防・損害拡大・被害者救済の立ち入り(警察官職務執行法)」2件(6.3%)、「保護者への説得」2件(6.3%)などとなっている(表44、表45、表45-1)。

表 44 虐待防止法の警察署長援助要請の実施 n=614

	ケース数 (%)
実施した	36 (5.9)
実施せず	574 (93.5)
無回答	4 (0.7)

表 45 虐待防止法の警察署長援助要請の実施内容 n=614

	ケース数 (%)
念のため警察署・居所・保護所等付近で待機	8 (1.3)
危害予防・損害拡大・被害者救済の立ち入り（警察官職務執行法）	2 (0.3)
職員への危害の場合の制止	12 (2.0)
保護者への説得	2 (0.3)
児童の安全確認	4 (0.7)
その他	4 (0.7)
無回答	582 (94.8)

表 45-1 虐待防止法の警察署長援助要請の実施内容（その他） n=614

	ケース数 (%)
	610 (99.3)
一時保護に納得せず退室しないため、退去命令を出したが、居座ったため、110番通報し警察官が臨場し、やっと退所した。	3 (0.5)
母が興奮し、精神的に不安定となったため、警察官の協力を得近隣の医療機関へ移送した。	1 (0.2)

ウ 一時保護実施の説明に要した時間

一時保護を行った当日、親権者への一時保護実施の説明に要した時間について尋ねたが、「4時間超」が22件(3.6%)ある一方、「接触なし(0分)」も150件(24.4%)あり、多岐に亘っている。最長時間は9時間、最短時間は1時間、平均は4.0時間となっている(表46)。

表 46 親権者への一時保護実施の説明に要した時間 n=614

	ケース数 (%)
接触なし・0分	150 (24.4)
接触有り・0分 (接触したが、前日までに説明が済んでおり了解が得られていた)	25 (4.1)
5分以内	22 (3.6)
5分超～30分以内	146 (23.8)
30分超～1時間以内	103 (16.8)
1時間超～2時間以内	101 (16.4)
2時間超～3時間以内	32 (5.2)
3時間超～4時間以内	9 (1.5)
4時間超	22 (3.6)
無回答	4 (0.7)

エ 親権者に対応した職員

一時保護を行った当日、親権者に対応した職員は、「1人」が106件(17.3%)ある一方、「14人」が1件(0.2%)みられる(表47)。平均職員数は1.7人である。親権者が一時保護に不同意のケースでは、親権者等による職員への加害・妨害防止ならびに対応の客観性を確保するため複数対応をするべきであるが、現実には対応職員の数も2名にも満たず、児童相談所における職員体制の脆弱さを物語っている。

表 47 親権者と対応した職員数 n=614

	ケース数 (%)
0	88 (14.3)
1	106 (17.3)
2	286 (46.6)
3	72 (11.7)
4	13 (2.1)
5	3 (0.5)
6	3 (0.5)
14	1 (0.2)
無回答	42 (6.8)

オ 一時保護実施後の児童相談所から親権者への連絡手段(複数回答)

一時保護実施後、児童相談所から親権者への連絡手段は、「面接(来所・訪問等)」が546件(88.9%)、平均の面接回数は4.1回(最小値1回、最大値31回)、連絡手段が「電話」は523件(85.2%)、平均の電話回数は6.8回(最小値1回、最大値68回)、連絡手段が「手

紙」は 98 件（16.0%）、平均の手紙回数は 2.1 回（最小値 1 回、最大値 12 回）となっている（表 48、表 48-1）。

表 48 児相から親権者への連絡方法 n=614

	面接 (来所・訪問等)	電話	手紙	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	67 (10.9)	91 (14.8)	516 (84.0)	578 (94.1)
あり	546 (88.9)	523 (85.2)	98 (16.0)	36 (5.9)
無回答	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 48-1 児相から親権者への連絡方法（その他） n=614

	ケース数 (%)
	578 (94.1)
保護者入院中であったため、病院との連絡調整を実施。	4 (0.7)
28 条での児童養護施設入所ケースで、母の連れ去り等の懸念から一時保護となつたため、一時保護について母に伝えていない。	2 (0.3)
関係者会議への出席 メール	2 (0.3)
警察に依頼	2 (0.3)
市町村担当者を通じて保護者に面接実施の連絡を行った。	2 (0.3)
祖父母、警察	2 (0.3)
受診同伴	2 (0.3)
・母子面会 ・医師面接	1 (0.2)
一時保護し、翌日に 3 号措置をした。	1 (0.2)
一時保護所で児童と面会（2 回）、小学校で父を入れた関係者会議	1 (0.2)
一時保護当初は、母が当所との交渉を拒否していたため母方祖父母と協議を進めていた	1 (0.2)
家庭訪問するがやり取りできず	1 (0.2)
学校訪問	1 (0.2)
学校訪問（母）	1 (0.2)
学校訪問及び電話連絡	1 (0.2)
関係者会議に呼びかけ	1 (0.2)
警察署から父らしき人が来ているとの電話あり、父への来所依頼を伝えてもらった。	1 (0.2)
親権のない実父の職場訪問 1 回、同実父への電話 1 回	1 (0.2)
親権者の母が婦人一時保護所へ入り、そこで面接実施	1 (0.2)

接触なし。	1 (0.2)
逮捕拘留中の保護者に面会	1 (0.2)
同居親族に伝言、関係者会議に実母同席	1 (0.2)
内縁男性	1 (0.2)
入院中	1 (0.2)
父子の面会	1 (0.2)
母子面会	1 (0.2)
母方親族から連絡をしてもらった。	1 (0.2)

カ 一時保護実施後の親権者から児童相談所への連絡手段

一時保護実施後、親権者から児童相談所への連絡手段（複数回答）は、「面接（来所・訪問等）」が 257 件（41.9%）、平均の面接回数は 2.4 回（最小値 1 回、最大値 10 回）、連絡手段が「電話」は 470 件（76.5%）、平均の電話回数は 5.5 回（最小値 1 回、最大値 78 回）、連絡手段が「手紙」は 32 件（5.2%）、平均の手紙回数は 4.3 回（最小値 1 回、最大値 25 回）となっている（表 49、表 49-1）。

表 49 親権者から児相への連絡方法 n=614

	面接 (来所・訪問等)	電話	手紙	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	357 (58.1)	143 (23.3)	582 (94.8)	591 (96.3)
あり	257 (41.9)	470 (76.5)	32 (5.2)	23 (3.7)
無回答	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 49-1 親権者から児相への連絡方法（その他） n=25

	ケース数 (%)
入院中のため、親権者からの接触はなし。	3 (0.5)
28 条での児童養護施設入所ケースで、母の連れ去り等の懸念から一時保護となったため、一時保護について母に伝えていない。	2 (0.3)
メール	2 (0.3)
電話は回数数えることができないくらい無数にあった。	2 (0.3)
一時保護の翌日の 3 号措置をした。	1 (0.2)
荷物（学校教科書・衣類）	1 (0.2)
議員、民生委員児童委員を通して働きかけ	1 (0.2)
県庁（担当の部）宛に抗議のメール	1 (0.2)
親権のない実父からの電話	1 (0.2)

接触なし。	1 (0.2)
祖父母からの電話連絡及び面接依頼等	1 (0.2)
弁護士を通して働きかけ	1 (0.2)
母が緊急入院となったため、接触できず。	1 (0.2)
本庁への苦情（「都民の声」）	1 (0.2)
該当なし	6 (1.0)

キ 「虐待の疑い」という言葉を使つての告知の状況

「虐待の疑い」という言葉を使つて告知したかどうかを尋ねた。「告知した」が 403 件（65.6%）、「告知しない」が 178 件（29.0%）となっている（表 50）。「虐待の疑い」以外の告知内容では、「不適切な養育の疑い」が最多で 87 件（虐待の疑い以外の告知内容の 52.1%）、「養育困難」28 件（同 16.8%）、「児童の心身の調査」22 件（同 13.2%）となっており、「特に理由を告知していない」も 11 件（同 6.6%）みられた（表 51、表 51-1）。

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」（注 4）では、保護者から相談のあったケースで、「現に重大な虐待が発生しているため、一時保護が必要と判断されるケースでは、保護者の意を汲んだ形での対応をしてしまうと、保護者が引き取り要求をしてきた際に、時期尚早であると思われても保護者の要求を拒む理由がなくなってしまう可能性がある」と述べている。また、関係機関から通告のあったケースでは、「保護者の意図がどうであれ、保護者の行為が子どもにとって有害であれば、児童虐待に当たり、必要に応じて保護することがあることを、毅然とした態度で保護者に伝える」こととしている。いずれにしろ、「子ども虐待対応の手引き」は、一時保護が必要と判断されるケースでは、保護者の行為が虐待に当たることを告知することを求めている。保護者の行為が虐待に当たることを告知し、自身の行為が虐待に当たることを認知させることは援助の基本であることを再認識する必要がある。

表 50 「虐待の疑い」という言葉を使つての告知の状況 n=614

	ケース数 (%)
した	403 (65.6)
しない	178 (29.0)
無回答	33 (5.4)

表 51 「虐待の疑い」以外の告知内容 n=614

	ケース数 (%)
不適切な養育の疑い	87 (14.2)
児童の心身の調査	22 (3.6)
養育困難	28 (4.6)
特に理由を告知していない	11 (1.8)
その他	19 (3.1)
無回答	447 (72.8)

表 51-1 「虐待の疑い」以外の告知内容（その他） n=614

	ケース数 (%)
	596 (97.1)
虐待にあたる	3 (0.5)
28条での児童養護施設入所ケースで、母の連れ去り等の懸念から一時保護となつたため、一時保護について母に伝えていない。	2 (0.3)
虐待者（母）は拘留され、父は不適切な養育であることを認めている。	2 (0.3)
親権者が行方不明の為	2 (0.3)
本児のぐ犯行為と不適切な養育（心理的虐待であったが告知しない）	1 (0.2)
家庭内で原因不明の怪我をしており、調査が必要。	1 (0.2)
疑いとは言わず、不適切な養育である、虐待であると伝えている。	1 (0.2)
原因不明の出血・骨折があり、調査が必要なため。	1 (0.2)
傷があったので保護した、事情を聞きたいので来所して欲しい、と来所勧奨。	1 (0.2)
接触できない	1 (0.2)
接触なし。	1 (0.2)
本児が、母自身が治療に専念しない限り、母のところには帰りたくないと主張していることを伝えた。	1 (0.2)
本児が殴られたと知っているがどうか	1 (0.2)

ク 一時保護決定通知書の交付状況

一時保護決定通知書の交付状況は、「交付した」549件（89.4%）、「交付しなかった」52件（8.5%）となっている（表 52、表 52-1）。

表 52 一時保護決定通知書の交付状況 n=614

	ケース数 (%)
交付した	549 (89.4)
交付しなかった	52 (8.5)
その他	9 (1.5)
合計	610 99.3
無回答	4 (0.7)

表 52-1 一時保護決定通知書の交付状況（その他） n=614

	ケース数 (%)
	604 (98.4)
DV 事案であり、父親には一時保護を通知せず	4 (0.7)
保護の際保護者不在のため職権で保護しており、かつ保護当日に家庭引き取りとなったため。	2 (0.3)
母が大量服薬で入院したため、自宅に文書を置いてくる形で交付。	2 (0.3)
受け取らなかったのがので郵送したが、送り返してきた	1 (0.2)
不明回答	1 (0.2)

「交付した」事案について、交付時期・交付方法は「一時保護当日」が 194 件 (31.6%)、「後日 (手交による)」173 件 (28.2%)、「後日 (事前に電話等の連絡後、郵送等による)」102 件 (16.6%) となっている (表 53、表 53-1)。

表 53 交付時期・交付方法 n=614

	ケース数 (%)
一時保護当日交付	194 (31.6)
後日交付 (手交による)	173 (28.2)
後日交付 (事前に電話等の連絡後、郵送等による)	102 (16.6)
後日交付 (事前に電話等で連絡せず、郵送等による)	31 (5.0)
その他	6 (1.0)
無回答	108 (17.6)

表 53-1 交付時期・交付方法（その他） n=614

	ケース数 (%)
	608 (99.0)
電話で連絡を試みたが連絡がつかず、配達証明つきで郵送した。	2 (0.3)
一時保護当日の夜（20：00）に訪問したが、不在のため自宅郵便ポストに決定通知書を投函した。	1 (0.2)
拘置所にて口頭説明。その後通知書を差し入れ。	1 (0.2)
入院中だったため、伯母に手渡した。	1 (0.2)
郵便受けに差し置き	1 (0.2)

「交付しない」理由としては、後日保護者の同意が得られたといった内容が 10 件程度あった。たとえ、その後保護者が同意するに至ったとしても、一時保護は行政処分であり、保護者には行政不服申立権があること等から、その旨の教示を含めた一時保護決定通知書の交付の徹底を図る必要がある。一時保護決定通知書を交付した事案で、当日交付しなかった理由については、「当日、親権者等に会っていない」116 件（39.7%）、「その場で一時保護の判断をしたので準備ができなかった」101 件（34.6%）が主なものとなっている（表 54、表 54-1、表 55、表 55-1）。

表 54 当日交付しない理由 n=614

	ケース数 (%)
その場で一時保護の判断をしたので準備できなかった	101 (16.4)
親権者が混乱していた（又は混乱すると予測された等）ため当日交付しなかった	13 (2.1)
当日、親権者等が受け取らなかった（又は事前に受け取り拒否を表明していた等）	2 (0.3)
当日、親権者等に会っていない	116 (18.9)
親権者等の問題ではなく、事務処理の都合による	33 (5.4)
その他	27 (4.4)
無回答	322 (52.4)

表 54-1 当日交付しない理由（その他） n=614

	ケース数 (%)
	585 (95.3)
一時保護時点は週末で夜間。保護者を呼び出したのは週明けで、呼び出しと同時に家庭引取となったため。	2 (0.3)
親権者が施設を出て行方不明で渡せなかった	2 (0.3)
親権者が措置入院中であったため	2 (0.3)
本児1人を自宅において、母は内夫宅で生活しており、所在が確認できなかったため。	1 (0.2)
休日夜間に警察から身柄付通告を受けたため	1 (0.2)
警察からの身柄通告	1 (0.2)
警察逮捕	1 (0.2)
傷害事件で逮捕されたため後日の面会となった。よって口頭説明・通知書は差し入れと言う形となった。	1 (0.2)
親権者が県外在住のため、直接交付が困難。	1 (0.2)
親権者が行方不明で、送付先が確認できなかったため。	1 (0.2)
親権者が逮捕・拘留中であった。	1 (0.2)
親権者が逮捕され拘置されていたため	1 (0.2)
親権者行方不明のため、送付先不明で、困難であったため。	1 (0.2)
身柄月通告	1 (0.2)
土曜日の身柄通告で連絡は月曜日になった。	1 (0.2)
当日、連絡し来所を求めたが、養父の都合で来所が後日になった。	1 (0.2)
当日は、親権者に電話で了解をもらい、先ず「こうのとりのゆりかご」から身柄を引き受け、後日、自宅を訪問し、正式に通知文を手交した。	1 (0.2)
当日家庭訪問したが、母が面会を拒否した	1 (0.2)
当日親権者等に面接を要請したが拒否されたため翌日訪問し交付した。	1 (0.2)
閉庁時、警察からの身柄つき要保護児童通告	1 (0.2)
保護者が収監中であったため	1 (0.2)
保護者には保護した時点で、一時保護について説明していた	1 (0.2)
夜間での緊急対応により交付が困難であった。	1 (0.2)
翌日父に来所してもらおうことになっていたので直接渡す。（当日電話では通告している。）	2 (0.2)
無回答	1 (0.2)

表 55 交付しなかった理由 n=614

	ケース数 (%)
受け取りを拒否された	7 (1.1)
誰が親権者等なのかは判明しているが、連絡がつかなかった	5 (0.8)
その他	22 (3.6)
無回答	580 (94.5)

表 55-1 交付しなかった理由 (その他) n=614

	ケース数 (%)
	589 (95.9)
職権保護以外は決定通知書を交付しておらず、本件については保護者との初回面接時に同意の意思が確認できたため。	5 (0.8)
保護者の希望で保護開始。短期保護	3 (0.5)
28条での児童養護施設入所ケースで、母の連れ去り等の懸念から一時保護となったため、一時保護について母に伝えていない。	2 (0.3)
一時保護時点は週末で夜間。保護者を呼び出したのは週明けで、呼び出しと同時に家庭引取となったため。	2 (0.3)
対応に追われ時期を逸した	2 (0.3)
警察からの保護要請で、母親はそのまま入院したため	2 (0.3)
休日の保護であり、口頭説明。休日明けに母と会い、親族の協力により引き取りのめどが立ったため、母同意。決定通知書を渡さず。	1 (0.2)
警察からの保護要請のため	1 (0.2)
親権者は所在不明。本児は、里子委託中に里母より虐待を受けたために保護したものであり、一時保護を通知する対象がいなかった。	1 (0.2)
親権者面接で同意が取れ、一時保護を開始した当日中に保護解除したため、交付を省略。	1 (0.2)
接触拒否	1 (0.2)
早期に保護者の同意に転じたため	1 (0.2)
通知を保留中に保護者(虐待者)が帰国した。	1 (0.2)
母が児童相談所からの手紙を見た後に電話を掛けてきた。その際に一時保護に同意し、その後、すぐ来所、状況等聞き取りを実施したのち引き取りとなった。	1 (0.2)
面接予定ができず、電話での対応で終了	1 (0.2)

ケ どの場所から一時保護を実施したか

「学校」が最も多く 159 件 (25.9%)、次いで「警察の身柄通告」131 件 (21.3%)、「自宅」85 件 (13.8%)、「保育園」44 件 (7.2%) などとなっている (表 56、表 56-1)。なお、学校からの帰宅途中で一時保護した場合も「学校」に含まれている。

表 56 どの場所から一時保護を実施したか n=614

	ケース数 (%)
自宅	85 (13.8)
近隣知人宅	13 (2.1)
医療機関	40 (6.5)
学校	159 (25.9)
幼稚園	15 (2.4)
保育園	44 (7.2)
親族宅	11 (1.8)
警察の身柄通告	131 (21.3)
市区町村の相談窓口	27 (4.4)
保健センター・保健所	1 (0.2)
その他	80 (13.0)
無回答	8 (1.3)

表 56-1 どの場所から一時保護を実施したか (その他) n=614

	ケース数 (%)
	539 (87.8)
児童相談所	12 (2.0)
児童福祉施設	4 (0.7)
児童養護施設	3 (0.5)
別居の親族が連れて来た。	3 (0.5)
保護者が自宅から連れて来た	3 (0.5)
母子生活支援施設	3 (0.5)
28 条で措置していた児童養護施設	2 (0.3)
警察で保護、身柄通告はなし	2 (0.3)
施設	2 (0.3)
祖父母宅	2 (0.3)
他県の児相により一時保護されたケースの移管を受けたもの。	2 (0.3)
連れて来てもらった	2 (0.3)
こうのとりのゆりかご	1 (0.2)

以前から保護者と本児に一時保護を勧めてきたが、本児が拒否をしていた。	1	(0.2)
しかし本児が警察に助けを求めたため一時保護となった。身柄通告ではなく、児相が警察に迎えに行った。		
学校から先生に連れてきてもらった。	1	(0.2)
学校から先生に連れて来てもらった。	1	(0.2)
近隣知人宅にいた本児を児相に警察身柄付通告	1	(0.2)
空港内派出所	1	(0.2)
警察（身柄付き通告ではない）	1	(0.2)
警察からの身柄付通告で一時保護所に連れてきたもの	1	(0.2)
県女性家庭センター	1	(0.2)
子ども虐待ホットライン経由で、姉、本児と電話連絡の上自宅近くの学校の前で待ち合わせて保護を実施した。	1	(0.2)
児相	1	(0.2)
児童がシェルター（弁護士）に保護を求めた	1	(0.2)
児童が来所したため、児童相談所で保護	1	(0.2)
児童委員宅	1	(0.2)
児童館	1	(0.2)
児童自らが児童相談所に来所した。	1	(0.2)
児童相談所に来所後、一時保護。	1	(0.2)
児童相談所内	1	(0.2)
児童来所。	1	(0.2)
自宅近くの路上	1	(0.2)
実父が本児を連れ、離婚した実母宅に入り込んでいたため、実母宅から。	1	(0.2)
祖父母の同行により、本児が保護を求めて児童相談所へ来所。	1	(0.2)
当子ども家庭センター（児童相談所）	1	(0.2)
当児童相談所に本人らが直接相談に来所し、保護に至る。	1	(0.2)
別件で一時保護していた児童擁護施設	1	(0.2)
別件で一時保護委託していた児童擁護施設	1	(0.2)
別件で一時保護委託していた児童養護施設	1	(0.2)
別件で一時保護委託していた養護施設	1	(0.2)
別件で一時保護委託先の児童養護施設	1	(0.2)
母子福祉施設	1	(0.2)
本児が逃げ込んだ知り合いの会社から。	1	(0.2)
本児が来所し児相から	1	(0.2)
本児来所後	1	(0.2)
本人が近隣知人に連れられて児相に来た。	1	(0.2)

本人が立ち寄った児童養護施設	1	(0.2)
----------------	---	-------

② 一時保護所・保護委託先等の状況

ア 一時保護先

一時保護先は、「一時保護所」502件(81.8%)、「福祉施設」155件(25.2%)、「病院」20件(3.3%)などとなっている(表57、表57-1)。

表57 一時保護先 n=614

	一時保護所	福祉施設(一時保護委託)	福祉施設(一時保護委託)	病院(一時保護委託)
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	112 (18.2)	112 (18.2)	459 (74.8)	594 (96.7)
保護先	502 (81.8)	502 (81.8)	155 (25.2)	20 (3.3)

表57 一時保護先 n=614

	里親(一時保護委託)	警察(一時保護委託)	市区町村のショートステイ(一時保護委託)	その他市区町村機関(一時保護委託)
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	608 (99.0)	612 (99.7)	613 (99.8)	614 (100.0)
保護先	6 (1.0)	2 (0.3)	1 (0.2)	0 (0.0)

表57 一時保護先 n=614

	民間シェルター(一時保護委託)	その他(一時保護委託)
	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	613 99.8	612 99.7
保護先	1 0.2	2 0.3

表57-1 一時保護先(その他) n=614

	ケース数 (%)
	612 (99.7)
某児童相談所	1 (0.2)
短時間の保護であったので、子どもの所属先で、児童相談所の職員が職務権限で保護していた。	1 (0.2)

イ 一時保護期間

最短は「1日」24件（3.9%）、最長は「1年以上」6件（1.0%）となっている（表58）。一時保護期間が2ヶ月を超えた一番の理由で、最も多いのは「親権者への説得に時間がかかった」で49件（33.8%）、次いで「28条審判待ち」32件（22.1%）、「施設入所調整に時間がかかった」22件（15.2%）、「親権者との連絡がなかなかつかない」10件（6.9%）などとなっている（表59、表59-1）。

表58 一時保護期間 n=614

	ケース数 (%)
1日	24 (3.9)
2～3日	34 (5.5)
4～7日	38 (6.2)
8～14日	58 (9.4)
15～21日	65 (10.6)
22～28日	53 (8.6)
28～35日	58 (9.4)
36日～2か月未満	125 (20.4)
2か月以上～3か月未満	66 (10.7)
3か月以上～4か月未満	19 (3.1)
4か月以上～5か月未満	23 (3.7)
5か月以上～6か月未満	6 (1.0)
6か月以上～1年未満	37 (6.0)
1年以上	6 (1.0)
合計	612 99.7
無回答	2 (0.4)

表 59 一時保護期間が2ヶ月を超えた一番の理由 n=614

	ケース数 (%)
施設満床	5 (0.8)
施設入所調整に時間がかかった	22 (3.6)
里親不足	1 (0.2)
28条審判待ち	32 (5.2)
児童の入院治療の影響	3 (0.5)
親権・監護権申し立て審判待ち	5 (0.8)
親権者との連絡がなかなかつかない	10 (1.6)
親権者への説得に時間がかかった	49 (8.0)
児童の説得に時間がかかった	2 (0.3)
その他	15 (2.4)
特になし	1 (0.2)
無回答	469 (76.4)

表 59—1 一時保護期間が2ヶ月を超えた一番の理由（その他） n=614

	ケース数 (%)
	596 (97.1)
家庭での引取のための条件整理に時間を要したため	3 (0.5)
親権者の連絡拒否	2 (0.3)
母子には援助者が必要であり、県外の親戚宅の受け入れ調整に時間を要した。	2 (0.3)
家庭引き取り調整のため	1 (0.2)
虐待者である父親の捜査の進行状況によって、保護の継続が必要となったため。	1 (0.2)
施設入所調整に時間がかかっている間に父方祖母から引き取り希望有り、児童も最初は拒否していたが、祖母のところへ行くことを希望するようになったため調整に時間がかかった。	1 (0.2)
児童の状態から受入可能な施設がなく、入所調整難航したため。	1 (0.2)
児童の病状の正確な把握のため	1 (0.2)
親権者への説得及び家庭調整に時間がかかった	1 (0.2)
親子関係の調整に時間がかかった	1 (0.2)
調査に時間を要した。	1 (0.2)
保護者との話し合いに時間を要した。	1 (0.2)
里親調整が不調に終わり、施設入所調整に時間を要した。また、保護者の同意が得られず、28条審判の検討等も行っていった。	1 (0.2)
無回答	1 (0.2)

2ヶ月を超えた場合における組織の意思決定状況は、「行う」118件（80.3%）、「行わない」29件（19.7%）となっている（表60）。また、2ヶ月を超えた場合における親権者への伝達状況は「伝達した」64件（43.0%）、「伝達しない」85件（57.0%）（表61）、伝達方法は「口頭」が最も多く38件（60.3%）、次いで「再度の一時保護決定通知書」14件（22.2%）、「その他の再通知」11件（17.5%）となっている（表62）。

一時保護は児童相談所による強大な権限行使である。特に、親権者不同意の一時保護は実質的に重大な親権制限である。このことを踏まえ、児童福祉法は一時保護について、原則2ヶ月を越えることはできないと定めている。したがって、いかなる理由があるにせよ、2ヶ月を超えて一時保護を行う場合は、組織的意思決定を行うとともに、親権者にはその旨連絡する必要があるものと思われる。

表60 2ヶ月を超えた場合、組織の意思決定を行うか n=614

	ケース数 (%)
行う	118 (19.2)
行わない	29 (4.7)
無回答	467 (76.1)

表61 2ヶ月を超えた場合、親権者への伝達を実施したか n=614

	ケース数 (%)
実施した	64 (10.4)
実施しない	85 (13.8)
無回答	465 (75.7)

表62 2ヶ月を超えた場合、親権者への伝達方法 n=614

	ケース数 (%)
再度の一時保護決定通知	14 (2.3)
その他の再通知	11 (1.8)
口頭（面談、電話など）	38 (6.2)
無回答	551 (89.7)

ウ 親権者への保護先の教示

一時保護期間中における親権者への保護先の教示については、「教示した（同意あり）」220件（35.8%）、「教示した（同意なし）」170件（27.7%）、「教示しなかった」198件（32.2%）、「教示の有無に関係なく親権者が保護先を既に知っている」22件（3.6%）となっている（表

63)。

なお、(同意あり、同意なし) は教示した時点での同意の有無を意味している。

保護先を教示しなかった理由(複数回答)では、「児童を取り返しにくるなど、保護先に押しかける」が最多で117件(19.1%)、次いで「親権者が一時保護に同意していない」103件(16.8%)、「調査を円滑に進めるため」70件(11.4%)、「児童が親権者を怖がっている」43件(7.0%)、「児童の心身の状態から面会できないので教示しない」27件(4.4%)、「児童が親権者との面会を拒否している」22件(3.6%)などの順となっている(表64、表64-1)。

平成19年の児童虐待防止法改正により、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、保護者が児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認められるときには、児童の住所又は居所を明らかにしなくてよいこととされたところである。本規定は保護者の居所指定権を実質的に強く制限するものであり、その運用に当っては適切さを期する必要があるが、「調査を円滑に進めるため」に本規定を適用することの妥当性については疑念がなくはない。

表63 親権者へ保護先を教示したか n=614

	ケース数 (%)
教示した(同意あり)	220 (35.8)
教示した(同意なし)	170 (27.7)
教示しなかった	198 (32.2)
教示の有無に関係なく親権者が保護先を既に知っている	22 (3.6)
無回答	4 (0.7)

表64 親権者へ保護先を教示しなかった理由 n=614

	親権者が一時保護に同意していない	調査を円滑に進めるため	児童を取り返しにくるなど、保護先に押しかけることが想定される
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	511 (83.2)	544 (88.6)	497 (80.9)
はい	103 (16.8)	70 (11.4)	117 (19.1)

表 64 親権者へ保護先を教示しなかった理由 n=614

	児童が親権者との面会を拒否している	児童が親権者を怖がっている	児童の心身の状態から面会できないので教示しない
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	592 (96.4)	571 (93.0)	587 (95.6)
はい	22 (3.6)	43 (7.0)	27 (4.4)

表 64 親権者へ保護先を教示しなかった理由 n=614

	一時保護先は誰でも基本的に教えない方針	保護先の教示を求められていない	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	590 (96.1)	601 (97.9)	602 (98.0)
はい	24 (3.9)	13 (2.1)	12 (2.0)

表 64 親権者へ保護先を教示しなかった理由（その他） n=614

	ケース数 (%)
	600 (97.7)
DV 事案であるため	4 (0.7)
28 条での児童養護施設入所ケースで、母の連れ去り等の懸念から一時保護となったため、一時保護について母に伝えていない。	2 (0.3)
保護者が虐待についての理解ができていない。	1 (0.2)
児童が帰宅を希望	1 (0.2)
児童の連れ去り	1 (0.2)
住所を公開していない保護所だったから	1 (0.2)
住所公開していない保護所だったから	1 (0.2)
親権者は所在不明。本児は、里子委託中に里母より虐待を受けたために保護したものであり、一時保護を通知する対象がいなかった。	1 (0.2)
保護者が収監中であったため	1 (0.2)
保護者の代理人弁護士を通じて一時保護先を伝えようとしたが、弁護士が保護者との調整を行ってくれず、結果的に伝えられなかった。	1 (0.2)

エ 保護先を教示しなかったことに対する親権者の納得の状況

保護先を教示しなかったことに対する親権者の納得の状況は、「納得した」62 件(10.1%)、「納得しない」43 件(26.2%)、「不明(意思表示しない等)」59 件(36.0%)となっている(表 65)。

表 65 親権者へ保護先を教示しなかったことは親権者は納得したか n=614

	ケース数 (%)
納得しない	43 (7.0)
納得した	62 (10.1)
不明 (意思表示ない等)	59 (9.6)
無回答	450 (73.3)

③ 一時保護中の面会通信制限

ア 一時保護中における面会通信制限の状況

一時保護中における面会通信制限の状況は、「制限した」が 271 件 (44.1%)、「制限しない」が 337 件 (54.9%) となっている (表 66)。

面会制限をした理由は、「保護者が指導に従わない」82 件 (29.5%)、「子どもの心理的不安」75 件 (27.0%)、「子どもの保護者への恐れ・拒否」56 件 (20.1%) などとなっている (表 67、表 67-1)。

表 66 一時保護中、面会通信制限を行ったか n=614

	ケース数 (%)
制限した	271 (44.1)
制限しない	337 (54.9)
無回答	6 (1.0)

表 67 一時保護中、面会制限をした理由 n=614

	ケース数 (%)
子どもの保護者への恐れ・拒否	56 (9.1)
保護者が指導に従わない	82 (13.4)
子どもの心理的不安	75 (12.2)
子どもへの攻撃	3 (0.5)
保護者の状態不安定	39 (6.4)
子どもへの操作	9 (1.5)
その他	14 (2.3)
合計	278 45.3
無回答	336 (54.7)

表 67-1 一時保護中、面会制限をした理由（その他） n=614

	ケース数 (%)
	600 (97.7)
DV 事案であったため	4 (0.7)
一時保護所の規則	3 (0.5)
DV があったため	2 (0.4)
保護翌日の父の来所・同意まで、念のため非開示とした。	2 (0.3)
子どもの保護者への恐れ・拒否、保護者が指導に従わない、子どもの心理的不安、子どもへの攻撃、保護者の状態不安定、子どもへの操作	1 (0.2)
保護者が虐待行為（乳児揺さぶり症候群）について否認。	1 (0.2)
保護者の情報を秘匿するため	1 (0.2)

イ 親権者が保護先へ押しかけてきたことがあるか

親権者が保護先へ押しかけてきたことがあるかどうかを尋ねた（同意期間中は除く）。「あり」が 45 件（7.3%）、「なし」が 549 件（89.4%）となっている（表 68）。

1 割弱のケースについて親権者が保護先に押しかけてきたことは、一時保護の確実な実施と子どもの心理的ケアの観点から無視できない事実である。接近禁止命令制度の導入等の可能性について検討する必要がある。

表 68 親権者が保護先へ押しかけてきたことがあるか（同意期間中は除く） n=614

	ケース数 (%)
あり	45 (7.3)
なし	549 (89.4)
無回答	20 (3.3)

④ 行政訴訟等

ア 行政不服申し立ての状況

行政不服申し立てが「あった」のは 40 件（6.5%）、「なかった」のは 571 件（93.0%）となっている（表 69）。

行政不服申し立てを提起した結果は、「処分の変更」14 件（37.8%）、「棄却」10 件（27.0%）、「却下」8 件（21.6%）、「本人の意思で取り下げ」4 件（10.8%）、「処分の全部又は一部取消」1 件（0.2%）となっている（表 70）。

筆者らは全国の児童相談所を対象に、平成 10 年度～平成 13 年度上半期までの 3 年半に発生した行政不服申立事件の実態等を把握したが（注 5）、平成 10 年度 1 件、平成 11 年度 14 件、平成 12 年度 26 件、平成 13 年度上半期 28 件と急増していることがわかった。この

調査では、「親権者不同意の一時保護」ケースに限らず、広く児童相談所が対応した全てのケースを対象としているので、単純に比較することはできないが、今回の調査では3ヶ月間の親権者不同意のもとに一時保護されたケースであり、これだけでも40件の事案が発生しており、増加し続けているといえる。また、筆者らの調査では、行政不服申し立て提起の結果として、「却下」42.0%、「棄却」17.4%、「処分の取り消し・変更」0.0%、「係属中」26.1%、「取り下げ」10.1%となっていた。今回の調査では、「処分の変更」が多くなっているのが特徴的であり、その要因についてはさらに精査する必要がある。

表 69 行政不服申し立てが提起されたか n=614

	ケース数 (%)
あり	40 (6.5)
なし	571 (93.0)
無回答	3 (0.5)

表 70 行政不服申し立て提起の結果 n=614

	ケース数 (%)
処分の全部又は一部取消	1 (0.2)
処分の変更	14 (2.3)
棄却	10 (1.6)
却下	8 (1.3)
本人の意思で取下げ	4 (0.7)
無回答	577 (94.0)

イ 行政訴訟提起の状況

行政訴訟の提起が「あった」のは6件(1.0%)、「なかった」のは598件(97.4%)となっている(表71)。

行政訴訟の結果は、「棄却」18件(2.9%)、「本人の意思で取下げ」3件(0.5%)、「却下」3件(0.5%)となっている(表72)。

先に述べた筆者らによる先行調査においても、行政訴訟の件数等を把握しているが(注6)、調査期間内(3年半)に提起された行政事件訴訟は2件にとどまっており、今回の調査は3ヶ月間に親権者不同意で一時保護された児童に関するデータであり、これだけでも6件の提起があり、急増しているといえる。

表 71 行政訴訟が提起されたか n=614

	ケース数 (%)
あり	6 (1.0)
なし	598 (97.4)
無回答	10 (1.6)

表 72 行政訴訟の結果 n=614

	ケース数 (%)
処分の取り消し	0 (0.0)
棄却	18 (2.9)
却下	0 (0.0)
本人による取下げ	3 (0.5)
無回答	593 (96.6)

ウ 親権喪失宣告請求の状況

親権喪失宣告請求を「行った」のは 2 件 (0.3%) であり、「行わなかった」が 590 件 (96.1%) にのぼっている (表 73)。

表 73 親権喪失宣告請求を行ったか n=614

	ケース数 (%)
行った	2 (0.3)
行わない	590 (96.1)
無回答	22 (3.6)

エ 刑事告訴・告発の状況

刑事告訴・告発を「行った」のは 11 件 (1.8%)、「行わなかった」は 581 件 (94.6%) となっている (表 74)。

刑事告訴・告発の内容では、「虐待行為」14 件 (48.3%)、「職員への傷害等」10 件 (34.5%)、「公務執行妨害」3 件 (10.3%) となっている (表 75)。また、罪状 (虐待行為) の具体的内容は表 76 のとおりである。

筆者らは、全国の児童相談所を対象に、平成 17 年度、平成 18 年度の 2 ヶ年に亘り、刑事告訴・告発の実態等を把握しているが (注 7、注 8)、平成 17 年度には 1 年間で 21 件、平成 18 年度には 25 件であった。今回の調査では、3 ヶ月間に親権者不同意で一時保護された児童に関するデータであり、これだけでも 11 件の刑事告訴・告発が行われており、急増しているといつてよい。

表 74 刑事告訴・告発を行ったか n=614

	ケース数 (%)
行った	11 (1.8)
行わない	581 (94.6)
無回答	22 (3.6)

表 75 刑事告訴・告発の内容 n=614

	ケース数 (%)
虐待行為	14 (2.3)
公務執行妨害	3 (0.5)
職員への傷害等	10 (1.6)
その他	2 (0.3)
無回答	585 (95.3)

表 76 虐待行為の罪状内容（その他） n=614

	ケース数 (%)
	603 (98.2)
暴行傷害	3 (0.5)
父が行方不明となり、具体的な指導はできなかった。	2 (0.3)
虐待行為そのものが児童の熱傷であり、病院からの通告の時点で警察に通報し、捜査となった。	1 (0.2)
左眼底骨折による傷害罪	1 (0.2)
実弟の頬と額の傷	1 (0.2)
傷害（右上腕骨顆上骨折）	1 (0.2)
傷害罪	1 (0.2)
妹への身体的虐待の疑い。大腿部へ痣あり。	1 (0.2)

4) 家族支援

① 措置の状況

ア 一時保護終了後の措置

一時保護終了後の措置は、「施設入所措置」246件（40.1%）、「在宅で児童福祉司指導あり」153件（24.9%）、「在宅で児童福祉司指導なし」152件（24.9%）、「里親委託」11件（1.8%）となっている（表77、表77-1）。

虐待の重症度と一時保護終了後の措置とのクロス集計では、重症度が高いほど施設入所の比率が高く、在宅指導であっても児童福祉司指導の比率が高くなる傾向にある（別紙クロス表8）。ただ「生命の危機あり」でも計37.8%のケースが在宅指導になっており、内半

分が児童福祉司指導にもなっていないことは気になるところである。

在宅指導とした理由（複数回答）では、「在宅指導等が可能と判断した」252件（41.0%）、「児童が家庭に戻りたいと希望した」117件（19.1%）などが主なものとなっている（表78、表78-1）。児童が家庭に戻りたいと希望するだけで在宅指導にするのは根拠が薄弱であり、虐待の再発の危険性がある。あくまで虐待再発の危険性はないと考えられ、かつ在宅指導が可能と判断されるケースでない限り、在宅指導を決定してはならないと考えられる。厚生労働省は、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、家庭復帰適否判断のためのチェックリストを示しているが、一時保護を解除する際にもこれを積極的に活用し、総合的な観点に立って判断すべきである。

施設・里親委託における28条申立の有無では、「行った」が37件（14.5%）、「行わなかった」が219件（85.5%）となっている（表79）。

28条申立を行った事例の審判において家裁勧告の有無では、「あり」7件（17.9%）、「なし」32件（82.1%）となっている（表80）。

表77 一時保護終了後の措置 n=614

	ケース数 (%)
在宅で児童福祉司指導有り	153 (24.9)
在宅で児童福祉司指導なし	152 (24.8)
福祉施設入所措置	246 (40.1)
里親委託	11 (1.8)
その他	38 (6.2)
合計	600 97.7
無回答	14 (2.3)

表77-1 一時保護終了後の措置（その他） n=614

	ケース数 (%)
	575 (93.6)
祖母宅で福祉司指導	3 (0.5)
ケース移管とした	2 (0.3)
一時保護委託に切り替え、福祉施設へ	2 (0.3)
児童は父方祖父母宅で生活することとなる。	2 (0.3)
祖父母が引き取り、虐待者（母）と別居	2 (0.3)
母方祖父母が引き取り。また、母に対して母方祖父母に養育させるよう文書で児童福祉司指導を行った。	2 (0.3)
離婚している母が引き取った。（調停も並行して行われ、監護	2 (0.3)

権の一部が母に移った。)	
祖父母宅引き取り	1 (0.2)
18歳を超えてしまうため、一時保護解除と同時に家庭引き取りとなった。	1 (0.2)
28条の申立てを行い、児童養護施設への一時保護委託に切り替えた。	1 (0.2)
委託一時保護	1 (0.2)
一時保護先を変えて継続	1 (0.2)
虐待者が自分の実家で生活することとし、母だけでなく実家の父方祖父母も虐待者を自宅へ帰さないよう協力してくれることになり、虐待者との別居が確定したため。	1 (0.2)
月1回、児童福祉司が家庭訪問。学校から担任、養護教諭等も同席。	1 (0.2)
在宅ではなく、地域支援をベースに親族支援を得て、親族宅で養育。	1 (0.2)
在宅で面接指導（継続）あり	1 (0.2)
児童福祉司指導とはしなかったが、一時保護の機会に向けて関係機関と検討を行った。	1 (0.2)
就労自立	1 (0.2)
叔母が引き取り、虐待者（母）と別居	1 (0.2)
助言終了し、子ども家庭支援センターが引き続き家族の支援を行う。	1 (0.2)
親族の引き取り	1 (0.2)
性虐待の被害を受けていた姉を里親委託。そのなかで、家庭への指導を継続。	1 (0.2)
祖父母が引き取り、虐待者（父母）と別居	1 (0.2)
祖母宅で生活することになったため、居住先を管轄する児童相談所へケース移管し継続して通所指導を依頼した。	1 (0.2)
他児相へ移管。	1 (0.2)
父からの暴力を怖れて祖父母宅で生活していたが、父が連れ戻すことをあきらめたため、祖父母宅に戻った	1 (0.2)
父の姉に引取られて生活することになった。	1 (0.2)
保護先から地域生活を選んだ	1 (0.2)
母の意向による祖父の引取	1 (0.2)
母方祖父母宅への引き取り	1 (0.2)
母方祖母が引き取った	1 (0.2)

表 78 在宅指導とした理由（複数回答） n=614

	在宅指導等が可能と判断した	児童が家庭に戻りたいと希望した	入所調整・里親委託が不調だった	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	362 (59.0)	497 (80.9)	609 (99.2)	584 (95.1)
はい	252 (41.0)	117 (19.1)	5 (0.8)	30 (4.9)

表 78-1 在宅指導とした理由（その他） n=614

	ケース数 (%)
	585 (95.3)
母子での生活が保障されたため	4 (0.7)
虐待者がいなくなったため	2 (0.3)
現状では 28 条申立は困難と判断	2 (0.3)
実母が児童福祉司の指導に従うことを条件に引き取りを要求した。	2 (0.3)
虐待の事実が確認できなかったため。	1 (0.2)
虐待事実が見当たらない	1 (0.2)
虐待者（内縁夫）と母が別居し、母方祖母宅へ戻ったため	1 (0.2)
虐待者が帰国し、児童の安全が確保された。	1 (0.2)
施設等から高校へ通うのを親が認めなかったため、保護が長引くにつれ児童の気持ちが変わった	1 (0.2)
事故の可能性否定せず	1 (0.2)
児童が帰省で家庭に帰った後、児童から「施設に戻りたくない。家に居たい」との訴えが強く、施設に帰ることを拒否した。	1 (0.2)
児童福祉法第 28 条第 1 項に基づく児童福祉施設入所承認の申立を行ったが、祖父母宅での生活が可能であるとのことから却下されたことによる。	1 (0.2)
実父と離婚後、県外で生活していた実母の家庭引取りにより、本児の安全が確保された。	1 (0.2)
実母が児相の指導に従うようになった。	1 (0.2)
実母の監護権が成立し、本児の希望する実母への引取りが可能となったため	1 (0.2)
主治医意見をふまえ、児童の今後の治療、嚥下等訓練に際して家族の協力（付添いによるケア等）が不可欠であると判断したため。	1 (0.2)
性虐待者であった兄が他府県に行ったため、安全が確保された。	1 (0.2)
父親の本児への対応を反省したため	1 (0.2)
父母別居中の虐待者ではない父への引取り	1 (0.2)
保護者の知人が法 30 条の同居人届けを提出し、保護者の代わりに養育すること	1 (0.2)

となった

母親が児童相談所の提示した条件に一定の理解を示したため	1 (0.2)
母方祖父・継祖母宅引取りとなる。	1 (0.2)
里親宅から家出し、保護所に保護することを決定したが、本児が全く拒否し、姉宅に戻した。	1 (0.2)

表 79 「施設・里親措置」において児童福祉法第 28 条の申し立てを行ったか n=614

	ケース数 (%)
行った	37 (6.0)
行わなかった	219 (35.7)
無回答	358 (58.3)

表 80 当該事例の審判で家裁勧告はあったか n=614

	ケース数 (%)
あり	7 (1.1)
なし	32 (5.2)
無回答	575 (93.6)

イ 施設入所措置・里親委託における面会通信制限の実施状況

施設入所措置・里親委託における面会通信制限の実施状況では、「実施した」が 72 件 (28.5%)、「しない」181 件 (71.5%) となっている (表 81)。

表 81 「施設・里親措置」において虐待防止法の面会通信制限を実施したか n=614

	ケース数 (%)
実施した	72 (11.7)
しない	181 (29.5)
無回答	361 (58.8)

ウ 施設入所措置・里親委託における接近禁止命令の状況

施設入所措置・里親委託における接近禁止命令の状況では、「実施した」が 2 件 (0.8%)、「しない」238 件 (99.2%) となっている (表 82)。実施件数は少ないが、現行制度において接近禁止命令ができるのは 28 条ケースに限定されているからとも考えられる。今後、同意ケースについても接近禁止命令が出せる制度の是非等について検討する必要がある。

表 82 「施設・里親措置」において接近禁止命令を実施したか n=614

	ケース数 (%)
実施した	2 (0.3)
しない	238 (38.8)
無回答	374 (60.9)

② 援助活動

ア 施設入所措置・里親委託における家庭復帰の実施状況

施設入所措置・里親委託における平成 22 年 2 月 1 日までの家庭復帰の実施状況は、「実施した」が 17 件 (6.9%)、「しない」231 件 (93.1%) となっている (表 83)。家庭復帰後の虐待の再発状況では、「あり」が 3 件 (10.7%)、「なし」が 25 件 (89.3%) となっている (表 84)。

家庭復帰を実施したケース 17 件の内、家庭復帰後虐待が再発したケースが 3 件、すなわち 17.6%も見られたということは大きな問題といえる。先述したように、国の家庭復帰判断のためのチェックリストの積極的な活用が望まれる。

表 83 「施設・里親措置」において施設・里親実施後家庭復帰を実施したか n=614

	ケース数 (%)
実施した	17 (2.8)
しない	231 (37.6)
無回答	366 (59.6)

表 84 家庭復帰後、再度の虐待はあったか n=614

	ケース数 (%)
あり	3 (0.5)
なし	25 (4.1)
無回答	586 (95.4)

イ 児童福祉司の保護者指導措置の有無

家庭復帰の際における児童福祉司の保護者指導措置の有無では、「実施した」が 15 件 (40.5%)、「しない」が 22 件 (59.5%) となっている (表 85)。先に述べた国の通知「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」は保護者への援助のためのガイドラインを盛り込んでいるが、28 条ケースについては原則児童福祉司指導措置等を、同意入所ケースについては必要に応じて児童福祉司指導措置等をとるよう述べている。本調査の対象となったケースは親権者不同意のもとにおける一時保護から施設入所等の措置がとられたものであり、すべてが 28 条ケースとは限らないが、当然一部に 28 条ケースが含

まれていると考えられること、たとえ同意入所であっても、かつて親権者は一時保護に不同意であったことからその態度は不安定な場合が少なくないと考えられること、何よりも施設入所等の期間が短いことから、どれだけ家族再統合に向けた援助がなされたのか疑問があることなどの理由から、やはり児童福祉司指導等の措置をとるべきであると考えられる。

表 85 児童福祉司の保護者指導（27条1項2号）の措置をかけたか n=614

	ケース数 (%)
実施した	15 (2.4)
しない	22 (3.6)
無回答	577 (94.0)

ウ 知事勧告の実施状況

指導に関する知事勧告の実施状況は、「行った」が0件（0.0%）、「行わなかった」が20件（96.7%）となっている（表 86）。

表 86 知事勧告を行ったか n=614

	ケース数 (%)
行った	0 (0.0)
行わなかった	20 (3.3)
無回答	594 (96.7)

エ 児童福祉司の保護者指導以外の保護者援助

児童福祉司の保護者指導以外の保護者援助の実施状況では、「実施した」が16件（55.2%）、「しない」が13件（44.8%）となっている（表 87）。

表 87 児童福祉司の保護者指導以外の保護者援助を実施したか n=614

	ケース数 (%)
実施した	16 (2.6)
しない	13 (2.1)
無回答	585 (95.3)

オ 保護者援助の方法

保護者援助の方法では、「通所」10件（30.3%）、「訪問」16件（48.5%）、「他機関利用」7件（21.1%）となっている（表 88）。

表 88 保護者援助の方法 n=614

	通所による実施	訪問による実施	他機関利用	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
なし	604 (98.4)	598 (97.4)	607 (98.9)	614 (100.0)
実施	10 (1.6)	16 (2.6)	7 (1.1)	0 (0.0)

カ 保護者援助の実施者

保護者援助の実施者は、「児童福祉司」26件(74.3%)、「児童心理司」3件(8.6%)、「医師」0件(0.0%)、「保健師」3件(8.6%)、「看護師」0件(0.0%)などとなっている(表89、表89-1)。

表 89 保護者援助の実施者 n=614

	児童福祉司	児童心理司	医師
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	588 (95.8)	611 (99.5)	614 (100.0)
はい	26 (4.2)	3 (0.5)	0 (0.0)

表 89 保護者援助の実施者 n=614

	保健師	看護師	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	611 (99.5)	614 (100.0)	611 (99.5)
はい	3 (0.5)	0 (0.0)	3 (0.5)

表 89-1 保護者援助の実施者(その他) n=614

	ケース数 (%)
	611 (99.5)
施設職員	1 (0.2)
児童相談所相談員	1 (0.2)
地元担当 CW	1 (0.2)

キ 保護者援助の効果

保護者援助の効果は、「好転した」17件(60.7%)、「少し好転した」8件(28.6%)、「変化なし」3件(10.7%)、「少し悪化した」0件(0.0%)、「悪化した」0件(0.0%)となっている(表90)。実施件数は少ないが、援助を実施したケースでは概ね好転しているといえる。

表 90 保護者援助の効果 n=614

	好転した	少し好転した	変化なし
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	596 (97.1)	606 (98.7)	611 (99.5)
はい	17 (2.8)	8 (1.3)	3 (0.5)
無回答	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 90 保護者援助の効果 n=614

	少し悪化した	悪化した	不明
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	614 (100.0)	614 (100.0)	614 (100.0)
はい	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

ク 家族再統合プログラムの実施状況

家族再統合プログラムの実施状況では、「実施した」が 5 件 (0.8%)、「しない」が 26 件 (4.2%)、「無回答」 583 件 (95.0%) となっている (表 91)。なお、「家族再統合プログラム」とは、分離された家族が再び一緒に生活できるだけでなく、別々に暮らしていても関係修復が図れるためのプログラムと定義した。具体的には、児童を含む家族援助の文章化された方針及び期間を定め、援助内容や援助方法、対応機関などが示されているものとした。

実施件数が極めて少ないのは、本調査項目の対象となるケースは、調査対象期間である 3 ヶ月間に親権者不同意の一時保護がなされ、その後施設入所等の措置がとられ、かつ家庭復帰したケースであり、対象数が少ないことによるものと考えられる。

表 91 家族再統合援助プログラムを実施したか n=614

	ケース数 (%)
実施した	5 (0.8)
しない	26 (4.2)
無回答	583 (95.0)

ケ 家族再統合援助プログラムの対象

家族再統合援助プログラムの対象では、「両親」、「子ども」「家族」がいずれも 3 件、「父親のみ」が 1 件、「母親のみ」「親子」はなかった。(表 92)

表 92 家族再統合援助プログラムの対象 n=614

	父親のみ	母親のみ	両親	親子
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	613 (99.8)	614 (100.0)	611 (99.5)	614 (100.0)
はい	1 (0.2)	0 (0.0)	3 (0.5)	0 (0.0)

表 92 家族再統合援助プログラムの対象 n=614

	子ども	家族	その他
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	611 (99.5)	611 (99.5)	614 (100.0)
はい	3 (0.5)	3 (0.5)	0 (0.0)

コ 家族再統合援助プログラムの効果

家族再統合援助プログラムの効果では、「好転した」が1件、「変化なし」が3件で、「少し好転した」「少し悪化した」「悪化した」はみられなかった(表 93)。先述したように、本調査項目については、プログラムの実施期間が極めて短いことから、効果について一定の傾向を見出すことは困難である。フォローアップ調査が望まれるところである。

表 93 家族再統合援助プログラムの効果 n=614

	好転した	少し好転した	変化なし
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	613 (99.8)	614 (100.0)	611 (99.5)
はい	1 (0.2)	0 (0.0)	3 (0.5)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 93 家族再統合援助プログラムの効果 n=614

	少し悪化した	悪化した	不明
	ケース数 (%)	ケース数 (%)	ケース数 (%)
いいえ	614 (100.0)	614 (100.0)	614 (100.0)
はい	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

おわりに

全国の児童相談所を対象に、親権者等不同意の一時保護の実態を把握した。一時保護は強大な行政権限であり、虐待を受けている児童を保護するうえで極めて有効な装置である。それであるがゆえに、時としてこれに同意しない保護者との間で熾烈な対立関係を生じる要因ともなる。児童の権利保障を最優先することを使命とする児童相談所は、必要に応じこれを積極的に活用することを求められる一方で、権限の行使により傷ついた保護者との信頼関係を修復し、保護者とのパートナーシップのもとに共に問題解決に向けた歩みを開始することを求められる。これら相矛盾する機能を自由自在に使いこなし、本来の使命を全うすることこそが児童相談所の専門性の核をなすものであり、わが国の児童相談所が今直面している最大の課題であるといっても過言ではない。

本調査は、これらの課題の解決策を探るための一助とするために実施されたものである。調査の結果、多くの児童相談所が親権者等の同意を得るべく努力を払いつつ、必要な場合においては親権者等の同意が存在しなくとも積極的に児童の一時保護を行っていること、これらの権限行使により傷ついた保護者との信頼関係を構築し、家族援助を行うために、様々な取り組みを工夫し、実践することにより効果を挙げている児童相談所も少なくないことなどが明らかになった。しかし、その一方で行政不服申立事件や行政事件訴訟など保護者からのリアクションも激化しており、その対応に苦慮している実態なども明らかになった。

厚生労働省社会保障審議会の虐待死に関する検証では、児童相談所が関与しながら子どもを守れなかった事案は大幅に減少しつつある。その背後には児童相談所の積極的な介入姿勢があることは間違いないであろう。長年、児童相談所は保護者との良好な人間関係を基盤とした受容的なソーシャルワーク（ソフトアプローチ）を専門性の拠り所としてきたため、保護者との関係性に配慮する結果、介入に慎重になり過ぎ、結果的に子どもを救いきれず社会的批判に晒されてきたことは事実である。しかし、その後児童虐待防止法の制定とも相まって、児童相談所は子どもの安全確保を最優先した毅然たる姿勢をとるようになった。最近では、児童相談所が保護者の前で一步も揺るがない社会の壁として敢然と立ち上がる強い姿勢（ハードアプローチ）で臨んだ結果、却って保護者との強い信頼関係が形成されるケースが少なくないことも報告されるようになった（注9）。一方、国では現在、親権制度のあり方について検討が行われているが、その中で、保護者に対する指導の実効性を高めるため、司法が積極的に関与すべきであるとの意見も存在する。児童相談所が自己完結的にソフト・ハードの各アプローチを使いこなすのがいいのが、司法のバックアップを得る方がいいのか、ひいては相矛盾する機能を機関によって分離させるべきなのか、活発な議論が望まれるが、本調査結果はその際の有力な手がかりを与えてくれるであろう。

いずれにしろ、制度改正に伴い児童相談所の権限は強化されつつあり、このことは児童の安全確保と権利を擁護する上で重要なことであるが、これらに係る児童相談所の業務量

は増える一方である。また、権限の強化により保護者との対立関係も今後益々増え、これらの対応に係る負担は一層増大していくものと予想される。

求められる業務が増大・困難化しているにもかかわらず、児童相談所の体制が質量ともに追いついていないことは種々の調査研究の指摘するところである。その中で、児童相談所職員は疲弊しきっており、バーンアウト問題も深刻化しつつある。筆者らの調査では、平成17年4月以降、虐待ケースへの対応に伴うストレス等が原因と考えられる事由により、配置転換や休職、退職した職員がいる児童相談所は全児童相談所の43.5%にのぼっていることがわかった（注10）。

どんなによい制度ができてこれらを担う人材が疲弊しきっているようでは、制度そのものが画餅に帰することを関係者は肝に銘ずるべきである。児童相談所の業務のありようを考える場合、これを支える人材のあり方も常にセットで考えることの必要性を強調しておきたい。

最後になったが、多忙を極める現場にあって本調査にご協力いただいた全国の児童相談所の方々には心からお礼を申し上げる次第である。

注1：才村純（2006）『児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究』平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書（財団法人こども未来財団委託研究）

注2：才村純（2007）『児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究』平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書（財団法人こども未来財団委託研究）

注3：全国児童相談所長会（2009）「全国児童相談所における虐待の実態調査」『全児相』通巻第87号別冊,129

注4：日本子ども家庭総合研究所編（2009）『子ども虐待対応の手引き：平成21年3月31日厚生労働省の改正通知』有斐閣,101

注5：才村純（2002）『児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究』日本子ども家庭総合研究所紀要第38集（平成13年度）,279 - 283

注6：才村純（2002）『児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究』日本子ども家庭総合研究所紀要第38集（平成13年度）,285

注7：才村純（2006）『児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究』平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書（財団法人こども未来財団委託研究）

注8：才村純（2007）『児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究』平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書（財団法人こども未来財団委託研究）

注 9：津崎哲郎（2003）『新たな理念としての父性的ソーシャルワーク論』少年育成第 48 卷第 3 号、大阪少年補導協会

注 10：才村純（2007）『児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究』平成 18 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書（財団法人こども未来財団委託研究）,55

II 参考資料1

クロス表1 被虐待児自身の一時保護意向と虐待理由

		虐待理由				合計	
		身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト		
被虐待児自身 の一時保護 意向	希望	ケース数	167	43	17	74	301
		被虐待児自身の一時保護 意向の%	55.5%	14.3%	5.6%	24.6%	100.0%
		虐待理由の%	57.6%	58.1%	54.8%	34.1%	49.2%
		総和の%	27.3%	7.0%	2.8%	12.1%	49.2%
拒否		ケース数	18	8	1	16	43
		被虐待児自身の一時保護 意向の%	41.9%	18.6%	2.3%	37.2%	100.0%
		虐待理由の%	6.2%	10.8%	3.2%	7.4%	7.0%
		総和の%	2.9%	1.3%	.2%	2.6%	7.0%
意向不明		ケース数	30	8	8	40	86
		被虐待児自身の一時保護 意向の%	34.9%	9.3%	9.3%	46.5%	100.0%
		虐待理由の%	10.3%	10.8%	25.8%	18.4%	14.1%
		総和の%	4.9%	1.3%	1.3%	6.5%	14.1%
年齢的に確 認できず		ケース数	52	2	0	56	110
		被虐待児自身の一時保護 意向の%	47.3%	1.8%	.0%	50.9%	100.0%
		虐待理由の%	17.9%	2.7%	.0%	25.8%	18.0%
		総和の%	8.5%	.3%	.0%	9.2%	18.0%
確認してい ない		ケース数	9	5	1	14	29
		被虐待児自身の一時保護 意向の%	31.0%	17.2%	3.4%	48.3%	100.0%
		虐待理由の%	3.1%	6.8%	3.2%	6.5%	4.7%
		総和の%	1.5%	.8%	.2%	2.3%	4.7%
その他		ケース数	14	8	4	17	43
		被虐待児自身の一時保護 意向の%	32.6%	18.6%	9.3%	39.5%	100.0%
		虐待理由の%	4.8%	10.8%	12.9%	7.8%	7.0%
		総和の%	2.3%	1.3%	.7%	2.8%	7.0%
合計		ケース数	290	74	31	217	612
		被虐待児自身の一時保護 意向の%	47.4%	12.1%	5.1%	35.5%	100.0%
		虐待理由の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の%	47.4%	12.1%	5.1%	35.5%	100.0%

クロス表2 被虐待児自身の一時保護意向と 被虐待期間

		被虐待期間							合計	
		1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	不明		
被虐待児自身の一時保護意向	希望	ケース数	40	20	23	36	59	90	33	301
		被虐待児自身の一時保護意向の%	13.3%	6.6%	7.6%	12.0%	19.6%	29.9%	11.0%	100.0%
		被虐待期間の%	38.5%	35.1%	45.1%	43.9%	48.4%	61.6%	66.0%	49.2%
		総和の%	6.5%	3.3%	3.8%	5.9%	9.6%	14.7%	5.4%	49.2%
拒否	ケース数	9	5	3	5	8	11	2	43	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	20.9%	11.6%	7.0%	11.6%	18.6%	25.6%	4.7%	100.0%
		被虐待期間の%	8.7%	8.8%	5.9%	6.1%	6.6%	7.5%	4.0%	7.0%
		総和の%	1.5%	.8%	.5%	.8%	1.3%	1.8%	.3%	7.0%
意向不明	ケース数	21	7	3	11	20	17	7	86	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	24.4%	8.1%	3.5%	12.8%	23.3%	19.8%	8.1%	100.0%
		被虐待期間の%	20.2%	12.3%	5.9%	13.4%	16.4%	11.6%	14.0%	14.1%
		総和の%	3.4%	1.1%	.5%	1.8%	3.3%	2.8%	1.1%	14.1%
年齢的に確認できず	ケース数	29	21	16	16	18	5	5	110	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	26.4%	19.1%	14.5%	14.5%	16.4%	4.5%	4.5%	100.0%
		被虐待期間の%	27.9%	36.8%	31.4%	19.5%	14.8%	3.4%	10.0%	18.0%
		総和の%	4.7%	3.4%	2.6%	2.6%	2.9%	.8%	.8%	18.0%
確認していない	ケース数	3	1	4	7	6	6	2	29	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	10.3%	3.4%	13.8%	24.1%	20.7%	20.7%	6.9%	100.0%
		被虐待期間の%	2.9%	1.8%	7.8%	8.5%	4.9%	4.1%	4.0%	4.7%
		総和の%	.5%	.2%	.7%	1.1%	1.0%	1.0%	.3%	4.7%
その他	ケース数	2	3	2	7	11	17	1	43	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	4.7%	7.0%	4.7%	16.3%	25.6%	39.5%	2.3%	100.0%
		被虐待期間の%	1.9%	5.3%	3.9%	8.5%	9.0%	11.6%	2.0%	7.0%
		総和の%	.3%	.5%	.3%	1.1%	1.8%	2.8%	.2%	7.0%
合計	ケース数	104	57	51	82	122	146	50	612	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	17.0%	9.3%	8.3%	13.4%	19.9%	23.9%	8.2%	100.0%
		被虐待期間の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の%	17.0%	9.3%	8.3%	13.4%	19.9%	23.9%	8.2%	100.0%

クロス表3 被虐待児自身の一時保護意向と虐待の重症度

		虐待の重症度					合計	
		生命の危機あり	重度虐待	中程度の虐待	軽度の虐待	虐待の危機あり		
被虐待児自身の一時保護意向	希望	ケース数	6	67	144	67	10	294
		被虐待児自身の一時保護意向の%	2.0%	22.8%	49.0%	22.8%	3.4%	100.0%
		虐待の重症度の%	15.8%	42.4%	56.7%	54.0%	47.6%	49.4%
		総和の%	1.0%	11.3%	24.2%	11.3%	1.7%	49.4%
拒否	ケース数	6	10	18	6	2	42	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	14.3%	23.8%	42.9%	14.3%	4.8%	100.0%
		虐待の重症度の%	15.8%	6.3%	7.1%	4.8%	9.5%	7.1%
		総和の%	1.0%	1.7%	3.0%	1.0%	.3%	7.1%
意向不明	ケース数	2	23	25	25	5	80	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	2.5%	28.8%	31.3%	31.3%	6.3%	100.0%
		虐待の重症度の%	5.3%	14.6%	9.8%	20.2%	23.8%	13.4%
		総和の%	.3%	3.9%	4.2%	4.2%	.8%	13.4%
年齢的に確認できず	ケース数	21	32	38	14	3	108	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	19.4%	29.6%	35.2%	13.0%	2.8%	100.0%
		虐待の重症度の%	55.3%	20.3%	15.0%	11.3%	14.3%	18.2%
		総和の%	3.5%	5.4%	6.4%	2.4%	.5%	18.2%
確認していない	ケース数	1	10	13	3	1	28	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	3.6%	35.7%	46.4%	10.7%	3.6%	100.0%
		虐待の重症度の%	2.6%	6.3%	5.1%	2.4%	4.8%	4.7%
		総和の%	.2%	1.7%	2.2%	.5%	.2%	4.7%
その他	ケース数	2	16	16	9	0	43	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	4.7%	37.2%	37.2%	20.9%	.0%	100.0%
		虐待の重症度の%	5.3%	10.1%	6.3%	7.3%	.0%	7.2%
		総和の%	.3%	2.7%	2.7%	1.5%	.0%	7.2%
合計	ケース数	38	158	254	124	21	595	
		被虐待児自身の一時保護意向の%	6.4%	26.6%	42.7%	20.8%	3.5%	100.0%
		虐待の重症度の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の%	6.4%	26.6%	42.7%	20.8%	3.5%	100.0%

クロス表4 虐待の重症度 と一時保護開始と解除時の親権者の同意

			一時保護開始と解除時の親権者の同意			合計
			同意なし→ 同意なし	同意なし→ 同意あり	同意あり→ 同意なし	
虐待の重症 度	生命の危機 あり	ケース数	8	29	1	38
		虐待の重症 度の%	21.1%	76.3%	2.6%	100.0%
		一時保護開 始と解除時 の親権者の 同意の%	5.9%	7.3%	2.9%	6.7%
		総和の%	1.4%	5.1%	.2%	6.7%
重度虐待		ケース数	53	97	8	158
		虐待の重症 度の%	33.5%	61.4%	5.1%	100.0%
		一時保護開 始と解除時 の親権者の 同意の%	39.0%	24.4%	23.5%	27.9%
		総和の%	9.3%	17.1%	1.4%	27.9%
中程度の虐 待		ケース数	60	164	17	241
		虐待の重症 度の%	24.9%	68.0%	7.1%	100.0%
		一時保護開 始と解除時 の親権者の 同意の%	44.1%	41.3%	50.0%	42.5%
		総和の%	10.6%	28.9%	3.0%	42.5%
軽度の虐待		ケース数	14	90	5	109
		虐待の重 症度の%	12.8%	82.6%	4.6%	100.0%
		一時保護開 始と解除時 の親権者の 同意の%	10.3%	22.7%	14.7%	19.2%
		総和の%	2.5%	15.9%	.9%	19.2%
虐待の危惧 あり		ケース数	1	17	3	21
		虐待の重症 度の%	4.8%	81.0%	14.3%	100.0%
		一時保護開 始と解除時 の親権者の 同意の%	.7%	4.3%	8.8%	3.7%
		総和の%	.2%	3.0%	.5%	3.7%
合計		ケース数	136	397	34	567
		虐待の重症 度の%	24.0%	70.0%	6.0%	100.0%
		一時保護開 始と解除時 の親権者の 同意の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の%	24.0%	70.0%	6.0%	100.0%

クロス表5 一時保護開始と解除時の親権者の同意 と児童への虐待に対する意識

	児童への虐待に対する意識					合計	
	虐待も否認	行為は認めるが虐待は否認	虐待認知について曖昧	虐待を認知	不明「答えない」		
一時保護開始と解除時の親権者の同意 同意なし→同意なし	ケース数	48	73	9	7	7	144
	一時保護開始と解除時の親権者の同意の%	33.3%	50.7%	6.3%	4.9%	4.9%	100.0%
	児童への虐待に対する意識	46.2%	31.1%	9.2%	6.4%	22.6%	24.9%
	総和の%	8.3%	12.6%	1.6%	1.2%	1.2%	24.9%
同意なし→同意あり	ケース数	49	143	87	98	21	398
	一時保護開始と解除時の親権者の同意の%	12.3%	35.9%	21.9%	24.6%	5.3%	100.0%
	児童への虐待に対する意識	47.1%	60.9%	88.8%	89.1%	67.7%	68.9%
	総和の%	8.5%	24.7%	15.1%	17.0%	3.6%	68.9%
同意あり→同意なし	ケース数	7	19	2	5	3	36
	一時保護開始と解除時の親権者の同意の%	19.4%	52.8%	5.6%	13.9%	8.3%	100.0%
	児童への虐待に対する意識	6.7%	8.1%	2.0%	4.5%	9.7%	6.2%
	総和の%	1.2%	3.3%	.3%	.9%	.5%	6.2%
合計	ケース数	104	235	98	110	31	578
	一時保護開始と解除時の親権者の同意の%	18.0%	40.7%	17.0%	19.0%	5.4%	100.0%
	児童への虐待に対する意識	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	総和の%	18.0%	40.7%	17.0%	19.0%	5.4%	100.0%

クロス表6 虐待の重症度と児童への虐待に対する意識

		児童への虐待に対する意識				合計	
		虐待も否認	行為は認めるが虐待は否認	虐待認知について曖昧	虐待を認知		不明「答えない」
虐待の重症 生命の危機あり 度	ケース数	19	9	3	7	0	38
	虐待の重症度の%	50.0%	23.7%	7.9%	18.4%	.0%	100.0%
	虐待に対する意識	18.8%	3.8%	2.9%	6.1%	.0%	6.4%
	総和の%	3.2%	1.5%	.5%	1.2%	.0%	6.4%
重度虐待	ケース数	43	61	19	22	11	156
	虐待の重症度の%	27.6%	39.1%	12.2%	14.1%	7.1%	100.0%
	虐待に対する意識	42.6%	25.8%	18.4%	19.1%	30.6%	26.4%
	総和の%	7.3%	10.3%	3.2%	3.7%	1.9%	26.4%
中程度の虐待	ケース数	22	118	48	42	22	252
	虐待の重症度の%	8.7%	46.8%	19.0%	16.7%	8.7%	100.0%
	虐待に対する意識	21.8%	50.0%	46.6%	36.5%	61.1%	42.6%
	総和の%	3.7%	20.0%	8.1%	7.1%	3.7%	42.6%
軽度の虐待	ケース数	11	46	27	36	2	122
	虐待の重症度の%	9.0%	37.7%	22.1%	29.5%	1.6%	100.0%
	虐待に対する意識	10.9%	19.5%	26.2%	31.3%	5.6%	20.6%
	総和の%	1.9%	7.8%	4.6%	6.1%	.3%	20.6%
虐待の危惧あり	ケース数	6	2	6	8	1	23
	虐待の重症度の%	26.1%	8.7%	26.1%	34.8%	4.3%	100.0%
	虐待に対する意識	5.9%	.8%	5.8%	7.0%	2.8%	3.9%
	総和の%	1.0%	.3%	1.0%	1.4%	.2%	3.9%
合計	ケース数	101	236	103	115	36	591
	虐待の重症度の%	17.1%	39.9%	17.4%	19.5%	6.1%	100.0%
	虐待に対する意識	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	総和の%	17.1%	39.9%	17.4%	19.5%	6.1%	100.0%

クロス表7 児童への虐待に対する意識 と児童相談所からの指導への理解

			児童相談所からの指導への理解					合計
			概ね指導受入	消極的に指導受入	指導拒否	不明	その他	
児童への虐待に対する意識	虐待も否認	ケース数	20	40	37	3	4	104
		児童への虐待に対する意識	19.2%	38.5%	35.6%	2.9%	3.8%	100.0%
		児童相談所からの指導への理解	8.7%	18.9%	32.2%	13.0%	19.0%	17.3%
		総和の %	3.3%	6.6%	6.1%	.5%	.7%	17.3%
行為は認めるが虐待は否認		ケース数	67	96	63	4	9	239
		児童への虐待に対する意識	28.0%	40.2%	26.4%	1.7%	3.8%	100.0%
		児童相談所からの指導への理解	29.0%	45.3%	54.8%	17.4%	42.9%	39.7%
		総和の %	11.1%	15.9%	10.5%	.7%	1.5%	39.7%
虐待認知について曖昧		ケース数	42	51	5	4	1	103
		児童への虐待に対する意識	40.8%	49.5%	4.9%	3.9%	1.0%	100.0%
		児童相談所からの指導への理解	18.2%	24.1%	4.3%	17.4%	4.8%	17.1%
		総和の %	7.0%	8.5%	.8%	.7%	.2%	17.1%
虐待を認知		ケース数	92	24	4	1	0	121
		児童への虐待に対する意識	76.0%	19.8%	3.3%	.8%	.0%	100.0%
		児童相談所からの指導への理解	39.8%	11.3%	3.5%	4.3%	.0%	20.1%
		総和の %	15.3%	4.0%	.7%	.2%	.0%	20.1%
不明「答えない」		ケース数	10	1	6	11	7	35
		児童への虐待に対する意識	28.6%	2.9%	17.1%	31.4%	20.0%	100.0%
		児童相談所からの指導への理解	4.3%	.5%	5.2%	47.8%	33.3%	5.8%
		総和の %	1.7%	.2%	1.0%	1.8%	1.2%	5.8%
合計		ケース数	231	212	115	23	21	602
		児童への虐待に対する意識	38.4%	35.2%	19.1%	3.8%	3.5%	100.0%
		児童相談所からの指導への理解	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		総和の %	38.4%	35.2%	19.1%	3.8%	3.5%	100.0%

クロス表8 虐待の重症度と一時保護終了後の措置

		一時保護終了後の措置				合計	
		有り	なし	福祉施設入所措置	里親委託		その他
虐待の重症度 生命の危機あり	ケース数	7	7	21	0	2	37
	虐待の重症度	18.9%	18.9%	56.8%	.0%	5.4%	100.0%
	一時保護終了後の措置	4.8%	4.6%	8.8%	.0%	5.9%	6.3%
	総和の%	1.2%	1.2%	3.6%	.0%	.3%	6.3%
重度虐待	ケース数	35	22	84	2	11	154
	虐待の重症度	22.7%	14.3%	54.5%	1.3%	7.1%	100.0%
	一時保護終了後の措置	23.8%	14.6%	35.0%	18.2%	32.4%	26.4%
	総和の%	6.0%	3.8%	14.4%	.3%	1.9%	26.4%
中程度の虐待	ケース数	70	58	99	3	17	247
	虐待の重症度	28.3%	23.5%	40.1%	1.2%	6.9%	100.0%
	一時保護終了後の措置	47.6%	38.4%	41.3%	27.3%	50.0%	42.4%
	総和の%	12.0%	9.9%	17.0%	.5%	2.9%	42.4%
軽度の虐待	ケース数	28	55	32	4	3	122
	虐待の重症度	23.0%	45.1%	26.2%	3.3%	2.5%	100.0%
	一時保護終了後の措置	19.0%	36.4%	13.3%	36.4%	8.8%	20.9%
	総和の%	4.8%	9.4%	5.5%	.7%	.5%	20.9%
虐待の危機あり	ケース数	7	9	4	2	1	23
	虐待の重症度	30.4%	39.1%	17.4%	8.7%	4.3%	100.0%
	一時保護終了後の措置	4.8%	6.0%	1.7%	18.2%	2.9%	3.9%
	総和の%	1.2%	1.5%	.7%	.3%	.2%	3.9%
合計	ケース数	147	151	240	11	34	583
	虐待の重症度	25.2%	25.9%	41.2%	1.9%	5.8%	100.0%
	一時保護終了後の措置	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	総和の%	25.2%	25.9%	41.2%	1.9%	5.8%	100.0%

Ⅲ 参考資料2 「親権者不同意の一時保護に関する調査」記入要領

「親権者不同意の一時保護に関する調査」記入要領

<全般的な事項>

○ 「調査対象となるケース」について

- ・ 本調査のケース調査では、「**ケース調査の対象となる一時保護の期間**」、「**親権者**」・「**同意**」・「**不同意**」の定義等については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課から全国の児童相談所長宛に依頼のあった、『「アンケートご協力をお願い（21年9月依頼）」（その結果は、平成21年11月30日付「児童虐待を主訴とする一時保護の状況（集計結果）」としてまとめられている。）』（以下、「国調査」という。）に記述されている内容と基本的に同じにしています。
- ・ ただし、本調査のケース調査では、「同意あり（一時保護開始時点）→同意あり（一時保護終了時点）」は、調査の対象から除外します。また、主訴が「虐待」のケースとします。（ただし、調査の中で、虐待が確認できたケースも含まれます。）この点が、国調査と異なります。
- ・ したがって、本調査のケース調査で「**調査対象となるケース**」は、①平成21年4月1日～7月31日の間に一時保護が終了したケース、②「虐待」のケース、③一時保護開始時と終了時のいずれかに「**親権者が一時保護に不同意**」であるケースの、**3点のいずれにも該当するケース**になります。
- ・ なお、「ケース調査の対象となる一時保護の期間」については、一時保護開始日が4月1日以前であっても、一時保護終了が4月1日～7月31日であれば、すべて回答に含めてください。

○ 「親権者」について

- ※ 国調査と定義を同じにしています。以下の記述は、国調査の内容を記したものです。
 - ・ 本調査の「**親権者**」とは、未成年後見人を含みます。
 - ・ 一時保護の開始から終了までの間に、親権者の意向を確認できなかったケースがある場合、それを除きます。
- ※ 「一時保護の開始から終了までの間に、親権者の意向を確認できなかったケース」とは、棄児ケース（親権者不明）と、「保護者」が親権者以外の者であることのみが明らかな場合です。
 - 前者について、一時保護期間中に親権者が現れて意向確認できた場合は、除外せずに件数に含めます。
 - 後者の典型は、父母ともに行方不明で、親族が保護者となっていることを児童相談所も知っており、もっぱらその保護者とやりとりをした場合です。なお、児童相談所の実務では、少なくとも一時保護の段階では、保護者が自ら「私は親ではない」

等と言わない限り、その保護者を親権者とみなして実務を進めることが多いので、親権者以外の者であることが「明白な」場合だけ、除外して下さい。

○ 「虐待」について

- ・ 本調査の「虐待」のケースとは、当初の相談主訴が「虐待」のケース、一時保護中に主訴を「虐待」に変更したケース、主訴は虐待ではないが調査の中で「虐待」が確認できたケースです。なお、虐待の事実がなかった（非該当）・虐待の事実が判明しなかったケースは、本調査の対象ケースから除きますが、虐待の疑いで一時保護を実施したケースのうち、平成22年2月1日時点までに虐待の事実があると判断した場合は、対象とします。

○ 「一時保護」について

- ・ 本調査のケース調査の「一時保護」とは、行政処分としての「一時保護」（「虐待」のみ）です。一時保護の場所、一時保護委託か否かは問いません。
- ・ 一時保護開始後、親権者等が一方的に児童を取り返す、あるいは児童が自らの意思で一方的に離脱することなどもあります。一時保護の終了を行政として判断して解除した時点が「終了時点」であり、それまでは一時保護が継続していると考えて下さい。

○ 「同意」「不同意」について

※ 国調査と定義を同じにしています。以下の記述は、国調査の内容を記したものです。

- ・ 本調査の「同意」「不同意」とは、「親権者の同意」の有無に着目します。児童の同意の有無は問いません。
- ・ 国調査の定義は次のとおりです。
 - (1) 「同意がある」か「同意がない」か、及び一時保護中に意向が明確に変化したか否かは、以下のような例を目安に、親権者の対応ぶりから実質的に判断してください。所内で「職権保護」と呼ばれているかどうかは問いません。なお、一時保護の開始時点での目安は「開始時」、一時保護中での目安は「継続中」と付記しました。
 - (2) 「同意がある」の例示
 - * (開始時・継続中) 親権者自ら児童の一時保護を積極的に求めている。
 - * (開始時・継続中) 児童相談所職員等の勧奨・説得により、一時保護について親権者が「わかりました」等と明確に意思表示している。
 - * (開始時) 親権者が、事前に協議した際には「わかりました」等と明確に意思表示はしていないが、一時保護を開始する児童相談所の手続には反対せず、一時保護を円滑に開始した。
 - * (継続中) 一時保護開始後、親権者が、「わかりました」等とは言わないが、児童

取り返しの要求をしないまま、児童相談所への来所や家庭訪問などに応じ、相談援助が円滑に進んでいる。

(3) 「同意がない（不同意）」の例示

- *（開始時）「迷子」ケースについて、この調査では、一時保護開始時には「同意がない」とみなす。「置き去り」ケースや、「棄児」ケースで一時保護期間中に親権者が現れた場合も、同様に「同意がない」とみなす。
 - *（開始時）学校や保育園で児童を一時保護し、親権者には事後に連絡をとるなど、親権者と協議しないまま児童相談所が一時保護を開始した（警察による身柄付き通告を含むが、警察が事前に親権者に一時保護を同意させている場合は除く。）
 - *（継続中）親権者が、児童取り返しの要求はしないものの、「児童相談所が勝手に子どもを連れて行った」「こっちが頼んだわけではない」等と反発し、児童相談所への来所や家庭訪問などに保護者が応じないなど、相談援助が円滑に進まない。
 - *（継続中）親権者が「子どもを返してください」等と児童取り返しの要求を明確に意思表示している。
- ・ 親権者の意向が幾度も変化を繰り返した場合については、一時保護開始時点と終了時点のみに着目してお答え下さい。
- ※ 一時保護中に親権者が行方不明になるなどして意向が確認できなくなった場合は、最後に確認できた親権者の意向を、一時保護「終了時点」の意向としてください。

○ 調査基準日について

本調査の機関調査について、調査基準日が記されていない項目があります。この場合は、「調査基準日」は平成22年2月1日としてください。

<個別的事項>

※ 調査項目と併記して記述しています。

【 I 機関調査】

1 相談件数についてうかがいます。

ア 平成21年4月から7月末日までの相談件数は何件ですか

: ●件

- ・ 各児童相談所において、当該期間に相談受理した総件数を入力してください。

イ 平成21年4月から7月末日までの虐待相談件数は何件ですか

: ●件

- ・ 各児童相談所において、当該期間に相談受理した虐待相談件数を入力してください。

2 一時保護についてうかがいます。

ア 平成21年度4月1日現在一時保護所の定員数は何人ですか

：●人

- ・ 一時保護所を所管している児童相談所が回答してください。一時保護所を所管していない児童相談所は「0人」と回答してください。

イ 平成21年度4月1日現在一時保護所の入所実員数は何人ですか

：●人

- ・ 一時保護所を所管している児童相談所が回答してください。一時保護所を所管していない児童相談所は「0人」と回答してください。

ウ 平成21年4月～7月末日までの間に一時保護が終了したケースは何人ですか

：●人

- ・ ここには、「一時保護委託」も含まれます。また、「虐待」以外のケースも含まれます。同期間に、同一のケースが2回、一時保護を終了した場合は、2人となります。

エ 平成21年4月～7月末日までの間に一時保護（虐待のみ）が終了したケースは何人ですか

：●人

- ・ ここには、「一時保護委託」も含まれます。ただし、「虐待」のケースのみです。同期間に、同一のケースが2回、一時保護を終了した場合は、2人となります。
- ・ 不同意による一時保護件数の把握は、ケース調査の積み上げによるため機関調査では、項目を設けません。

オ 一時保護の実施にあたって、「親権者の同意」を得ることにに関して、どのように考えていますか。下記の選択肢から選んでください

：①同意をとるよう最大限努力する②なるべく同意をとるよう努力する③必ずしも同意をとることにこだわらない④その他【●】

- ・ 組織として方針が特に定まっていない場合は、大勢を占める意見の選択肢を選んでください。

3 家族再統合または家族援助プログラム（担当職員がケースワークで行う助言・訪問等を除く）についてうかがいます。

ア 組織として確立・実施しているプログラムはありますか

：①有る②無い③準備中：

- ・ 「家族再統合または家族援助プログラム」とは、分離された家族が再び一緒に生活できるだけでなく、別々に暮らしていても関係修復が図れるためのプログラムと

します。具体的には、児童を含む家族援助のための文章化された方針及び期間を定め、援助内容や援助方法、対応機関などが示されているものとします。

- ・ 各児童相談所の中で取り組んでいるもののほか、各児童相談所のケースについて中央児童相談所等で集中的に対応している場合でも、その内容を選択してください。民間団体、NPO等に委託している場合も含まれます。各児童相談所のケースがプログラムを受けられている状況に着眼して回答してください。

アー1 アの質問で①「有る」の場合、実施体制について、下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①専門チーム対応②専門チームはないが心理、医師等が対応③民間に委託④精神科に委託⑤他の行政機関委託⑥民間機関と共同実施⑦児童福祉施設委託⑧保健センター等と共同実施⑨児童福祉施設と共同実施⑩その他【●】 ⑪準備中⑫実施していない

アー2 アの質問で①「有る」の場合、プログラムの対象を下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①父親のみ②母親のみ③両親④親子⑤子ども⑥家族⑦その他【●】

- ・ 誰を対象としたプログラムなのか、プログラムの種類別に選択してください。

アー3 アの質問で①「有る」の場合、プログラムの実施方法を下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①グループ②セルフグループ③個別④その他【●】

アー4 アの質問で①「有る」の場合、活用しているプログラムを下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①ペアレントトレーニング②マイトリー③サインズオブセーフティ④カウンセリング⑤児童相談所で作成したプログラム⑥特になし⑦その他【●】

4 保護者対応についてうかがいます。

ア 同一の事例において、「親権者不同意の一時保護担当者」と「その後の援助担当者」とを分けていますか

：①原則分けている②原則分けていない③その他【●】

イ 家族再統合に向け、虐待を認めていない保護者との関係改善のために実施していることを下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①今後の方針・条件の提示②家族再統合までの見込期間の提示③家族再統合プログラム参加奨励④その他【●】 ⑤特になし

5 不同意の一時保護への組織的な対応についてうかがいます。

ア 円滑に対応するため、専管組織などの対応を実施していますか

：①課・班等の専管組織で対応②組織はないが担当職員を配置③その他【●】 ④専管組織・担当職員配置はない

アー1 アの質問で④以外（専管組織等の対応がある）の場合、専管組織等の専任・兼任等別を下記の選択肢から選んでください

：①専任②兼任③その他【●】

アー2 アの質問で④以外（専管組織等の対応がある）の場合、職員数は何人ですか

：●人

アー3 アの質問で④以外（専管組織等の対応がある）の場合、具体的職務内容を下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①通告受理②初期調査③援助方針決定④援助全般⑤法的対応⑥その他【●】

イ 円滑に対応するため、警察との連携について実施していることを下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①OBを職員配置②都道府県単位で協議会③所轄署単位で協議会④児相からの援助要請⑤④以外のケースへの一時保護の協力⑥保護者等からの業務妨害・威力妨害（疑い踏む）等への対応⑦連携窓口の設置⑧連携していない⑨その他【●】

ウ 円滑に対応するため、弁護士との連携について実施していることを下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①職員（非常勤含む）配置②顧問弁護を定期契約③顧問弁護を随時契約④会議等のスーパーバイズ⑤連携していない⑥その他【●】

エ 円滑に対応するため、職員に対して実施していることを下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①不同意による一時保護の対応について特別研修を実施②集合研修に盛り込んで実施③OJTの中で対応④マニュアル等の作成⑤特になし⑥その他【●】

オ 円滑に対応するため、そのほかに組織的に対応していることはありますか

：具体的内容●

カ 円滑に対応するため、今後制度等で必要と思われることを下記の選択肢から選んでください【上位2位まで】

：①児童相談所の役割のPR②児童虐待防止への社会的な認知③児童福祉司の増員④弁護士の職員配置⑤一時保護実施における司法の関与⑥一時保護実施における警察の関与⑦家族再統合プログラムの充実⑧職員のメンタルヘルス⑨職員の対応技術の向上⑩専門職の任用⑪その他【●】

【Ⅱ ケース調査】（一時保護委託も含みます）

（当初質問）

ア シート「参照 全国児童相談所長一覧」を参照の上、全国児童相談所長会における児童相談所番号を入力してください。（1～201の数値）

：ブロック●、都道府県●、児童相談所名●

イ 当該ケースの児童を一意に識別できる番号（※貴児童相談所で使用している記録の

番号)をご記載ください。

: ●

- 各児童相談所内で使用している児童票番号をそのまま入力できるようになっています。半角の文字・数字で入力してください。

ウ 上の質問イにおいて、きょうだいがいる場合は、そのきょうだいに付した番号(※貴児童相談所で使用している記録の番号)をご記入ください。

: ●

- 8人まで入力できるようになっています。9人以上のきょうだいがいる場合は、全児相事務局までご連絡ください。

1 被虐待児の状況についてうかがいます。

(被虐待児の状況)

ア 被虐待児童の性別を選んでください

: ①男②女

イ 被虐待児童の年齢(一時保護時点)何歳ですか

: ●歳

- 満年齢で入力してください。1歳未満は0歳としてください。

ウ 被虐待児童自身の一時保護の意向を下記の選択肢から選んでください。

: ①希望②拒否③意向不明④年齢的に確認できず⑤確認していない⑥その他【●】

- 確認できた場合は、一番最初に確認した内容を入力してください。意向に変化があっても、変化後の内容は反映しないでください。

エ 一時保護の主たる虐待理由を下記の選択肢から選んでください。【1つのみ選択】

: ①身体的虐待②心理的虐待③性的虐待④ネグレクト

オ 虐待を受けた期間を下記の選択肢から選んでください。

: ①1月未満②1月以上3月未満③3月以上6月未満④6月以上1年未満⑤1年以上3年未満⑥3年以上⑦不明

- 一時保護開始時までの期間とします。
- 主たる虐待者及び従たる虐待者を含めての期間とします。

カ 通告機関を下記の選択肢から選んでください。【1つのみ選択】

: ①本人②警察③医療機関④児童家庭支援センター⑤市区町村の相談窓口⑥都道府県⑦近隣知人⑧虐待者⑨家族親族⑩学校⑪幼稚園⑫保育園⑬保健センター・保健所⑭その他【●】

- 名称にとらわれず、機能をもとに選択してください。
- 児童相談所に通告した機関を選択してください。

キ 虐待の重症度を下記の選択肢から選んでください。

: ①生命の危機あり②重度虐待③中程度の虐待④軽度の虐待⑤虐待の危機あり

- 児童の心身の状況から選択してください。

- ・ 重症度は「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成21年3月：全児相）で実施した調査項目と同様の定義とします。内容は次の通りです。
 1. 生命の危機あり：身体的虐待等によって、生命の危機に関わる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの。
 2. 重度虐待：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性があるもの。
 3. 中程度の虐待：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。
 4. 軽度の虐待：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理がみられない。
 5. 虐待の危惧あり：虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

2 親権者、虐待者等の状況についてうかがいます。

（親権者、家族等の状況）

ア 児童の親権者及び年齢（一時保護時点）を選択・記入してください。【複数回答】

：①実父●歳②実母●歳③継養父●歳④継養母●歳⑤父母の兄弟姉妹●歳⑥祖（曾）父母●歳⑦実父の内縁の妻●歳⑧実母の内縁の夫●歳⑨児童の兄弟姉妹●歳⑩その他 [●]

イ 一時保護開始時点と一時保護解除時点における、親権者の同意の状況を下記の選択肢から選んでください

：①同意なし→なし②同意なし→あり③同意あり→なし

- ・ 親権者の意向が幾度も変化を繰り返した場合については、一時保護開始時点と終了時点のみに着目してお答え下さい。
- ・ 「同意なし→同意なし」とは、一時保護開始時点で保護者の同意がなく、一時保護解除時点においても同意がないもの
- ・ 「同意なし→同意あり」とは、一時保護開始時点で保護者の同意がないが、一時保護解除時点においては同意があったもの
- ・ 「同意あり→同意なし」とは、一時保護時点では保護者の同意があったが、一時保護解除時点においては同意がないもの

※ 「同意あり→同意あり」は、調査の対象外です。

イー1 イの質問で、①「同意なし→なし」とご回答された方にお聞きします。同意がなかった理由を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

：①「虐待行為」を否定②児相への信頼欠如・不満③担当不信・不満④児童に会いたい⑤期間が長い・

家庭復帰の見通しが不明⑥世間体・親族等の意見による⑦その他【●】

イー2 イの質問で、②「同意なし→あり」とご回答された方にお聞きします。同意がなかった理由を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

：①「虐待行為」を否定②児相への信頼欠如・不満③担当不信・不満④児童に会いたい⑤期間が長い・家庭復帰の見通しが不明⑥世間体・親族等の意見による⑦その他【●】

イー3 イの質問で、②「同意なし→あり」とご回答された方にお聞きします。「同意あり」に変化した理由を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

：①「虐待行為」を認める②児相への信頼③担当者を信頼④児童に会える⑤期間が短い・今後の家庭復帰の見通しがたつた⑥世間体・親族等の意見による⑦あきらめ⑧その他【●】

イー4 イの質問で、③「同意あり→なし」とご回答された方にお聞きします。「同意なし」に変化した理由を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

：①「虐待行為」を撤回②児相への信頼欠如・不満③担当不信・不満④児童に会いたい⑤期間が長い・家庭復帰の見通しが不明⑥世間体・親族等の意見による⑦その他【●】

ウ 児童の同居家族を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

：①実父②実母③継養父④継養母⑤親権者の兄弟姉妹⑥祖（曾）父母⑦実父の内縁の妻⑧実母の内縁の夫⑨児童の兄弟姉妹⑩その他【●】⑪同居家族がいない

- ・ 別居は除きます。
- ・ ⑨「児童の兄弟姉妹」には、再婚等による連れ子も含まれます。

エ 親権者を除き「不同意」の家族（明確に意思表示があるもの）を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

：①実父②実母③継養父④継養母⑤親権者の兄弟姉妹⑥祖（曾）父母⑦実父の内縁の妻⑧実母の内縁の夫⑨児童の兄弟姉妹⑩その他【●】⑪親権者以外の「不同意」の家族はいない

- ・ 別居を含みます。
- ・ 一時保護期間中に、一回以上「不同意」の意思表示があった場合とします。

オ 「児童の一時保護」についての抗議行動の内容を下記の選択肢から選んでください。

【複数回答】

：①特になし②頻回な苦情③暴言④脅迫⑤職員への暴力（未遂含む）⑥ブログでの非難⑦地域への抗議のピラマキ⑧第三者団体を通じた集団圧力⑨職員への名誉毀損（疑を含む）⑩威力業務妨害（疑を含む）⑪設備破壊⑫自殺自傷又はほのめかし⑬児童連れ去り⑭その他【●】

（主たる虐待者等の状況）

カ 主たる虐待者を下記の選択肢から選んでください。

：①実父②実母③継養父④継養母⑤祖（曾）父母⑥実父の内縁の妻⑦実母の内縁の夫⑧その他【●】

- ・ 必ずしも同居している場合にかぎりません。

キ 主たる虐待者の年齢は何歳（一時保護時点）ですか

：●歳

ク 主たる虐待者の就労状況を下記の選択肢から選んでください。【1つのみ選択】

: ①正規就労(自営含む) ②非正規雇用③家事手伝い④家事専念⑤無職⑥学生⑦不明⑧その他 [●]

- ・ 一時保護時点の状況を選択してください。主な状態で結構です。
- ・ 「正規就労」は、会社経営、自営業及び家族として自営業の手伝いを正規雇用従事者と同程度に勤務している場合も含まれます。
- ・ 「非正規雇用」は、雇用形態が期間で定められている状態や限られた時間や曜日のパート労働などです。
- ・ 「家事手伝い」は、家庭内の収入を伴わない労働とします。
- ・ 「家事専念」は、内職を行っている場合も含まれます。
- ・ 「無職」は、月に数日間の不定期労働も含まれます。
- ・ 「学生」は、アルバイト労働等をしていても、「学生」とします。

ケ 主たる虐待者の心身の状況(疑い含む)を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

: ①精神病(うつ状態) ②精神病(統合失調症) ③精神病(①②以外のその他) ④神経症⑤人格障害
⑥知的障害⑦アルコール依存⑧薬物依存⑨発達障害⑩身体的問題⑪疾病⑫特になし

コ 主たる虐待者の「児童への虐待に対する意識」を下記の選択肢から選んでください。

: ①行為も虐待も否認②行為は認めるが虐待は否認③虐待認知について曖昧④虐待を認知⑤不明(「答えない」を含む)

- ・ 「しつけ」を理由として虐待を否認するケースは、②「行為は認めるが虐待は否認」を選択してください。

サ 主たる虐待者の「児童相談所からの指導への理解」を下記の選択肢から選んでください。

: ①概ね指導受入②消極的に指導受入③指導拒否④不明⑤その他 [●]

3 児童相談所の対応状況についてうかがいます。

(一時保護実施の状況)

ア 一時保護に至るまでに実施した調査等を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

: ①来所面接(調査のための面接に限る) ②家庭訪問調査③関係機関訪問調査④立入調査⑤出頭要求
⑥再出頭要求⑦臨検搜索⑧その他 [●]

イ 虐待防止法の警察署長援助要請を実施しましたか

: ①実施した②実施せず

イー1 イの質問で、①「実施した」とご回答された方にお聞きします。援助要請の内容について、下記の選択肢から選んでください。【主なもの1つ】

: ①念のため警察署・居所・保護所等付近で待機②警告・行為禁止のための立ち入り(警察官職務執行法) ③危害予防・損害拡大・被害者救済の立ち入り(警察官職務執行法) ④現行犯逮捕(刑事訴

訟法) ⑤職員への危害の場合の制止⑥保護者への説得⑦児童の安全確認⑧その他 [●]

ウ 一時保護を行った当日、親権者への一時保護実施の説明に要した時間について、下記の選択肢から選んでください。

: ①接触なし・0分②接触有り・0分(接触したが、前日までに説明が済んでおり、了解が得られていた等) ③5分以内④5分超~30分以内⑤30分超~1時間以内⑥1時間超~2時間以内⑦2時間超~3時間以内⑧3時間超~4時間以内⑨4時間超

・ 一時保護時点での同意の有無に関係なく回答してください。

エ 一時保護を行った当日、親権者と対応した職員は何人ですか

: ●人

オ 一時保護実施後、児童相談所から親権者への連絡の状況について記入してください。(注意: 次の「カ」に「親権者から児童相談所への連絡の状況」の項目があります。)

【複数回答】

: ①面接●回(来所・訪問等) ②電話●回③手紙●回④その他 [●: ●回]

・ 児童家庭の援助活動のために、児童相談所から親権者に働きかけた状況を把握するものです。

・ 「働きかけ」が、児童相談所からなのか、親権者からなのか、明確ではない場合があると思います(例: 双方の合意による場合など)。その場合でも、児童相談所と親権者のいずれか、「働きかけ」の程度の大きいほうで判断してください。

・ 「来所訪問」は児相の呼びかけに応じた回数とします。親権者からの連絡により来所した場合は、次の項目で回答してください。「訪問」は、面会できない場合も含みます。「電話」は、面談の約束だけの場合も含みます。

・ 連絡できなかった項目には「0」と回答してください。

カ 一時保護実施後、親権者から児童相談所への連絡の状況について記入してください。(注意: 前の「オ」に「児童相談所から親権者への連絡の状況」の項目があります。)

【複数回答】

: ①面接●回(来所・訪問等) ②電話●回③手紙●回④その他 [●: ●回]

・ 児童の件について、親権者から児童相談所に働きかけがあった状況を把握するものです。

・ 「働きかけ」が、児童相談所からなのか、親権者からなのか、明確ではない場合があると思います(例: 双方の合意による場合など)。その場合でも、児童相談所と親権者のいずれか、「働きかけ」の程度の大きいほうで判断してください。

・ 「来所訪問」は親権者が自発的に来所した回数とします。児相からの連絡により来所した場合は、前の項目で回答してください。「訪問」は、児相担当者が不在で面接できない場合も含みます。「電話」は、面談の約束、苦情の場合も含みます。

・ 連絡がなかった項目には「0」と回答してください。

キ 「虐待の疑い」という言葉を使って告知しましたか

: ①した②しない

キー1 キの質問で、②「しない」とご回答された方にお聞きします。「虐待の疑い」以外で告知した内容について、下記の選択肢から選んでください。

: ①不適切な養育の疑い②児童の心身の調査③養育困難④特に理由を告知していない⑤その他 [●]

ク 一時保護決定通知書の交付状況を下記の選択肢から選んでください。

: ①交付した②交付しなかった③その他 [●]

- ・ 一時保護期間中の交付の有無等を回答してください。一時保護した当初、交付できなくても、一時保護期間中に最終的に交付できた場合は、「交付した」を選択してください。
- ・ 受け取りを拒否され、交付できなかった場合は、「交付しなかった」を選択してください。
- ・ 「受け取りを拒否され、交付できなかった場合」とは、「突っ返された」、「破られた」、「書留等で郵送した通知書を意識的に受領しなかった（「受領しなかった」と思われる場合も含む）」、「返送してきた」などです。
- ・ 親権者等から、口頭で「受領しない」旨の発言があっても、通知書が受領されていれば「交付した」として整理してください。

クー1 クの質問で、①「交付した」とご回答された方にお聞きします。交付した時期、交付方法を下記の選択肢から選んでください。

: ①一時保護当日交付（手交その他の方法による）、②後日交付（手交による）③後日交付（事前に電話等の連絡後、郵送等による）④後日交付（事前に電話等で連絡せず、郵送等による）⑤その他 [●]

- ・ 「当日交付」とは、一時保護を実施した当日、親権者等が通知書を受領した場合（「受領した」と思われる場合も含む）を指します。「後日交付」とは、一時保護を実施した翌日以降、親権者等が通知書を受領した場合（「受領した」と思われる場合も含む）を指します。一時保護決定通知書の発行日や、郵送で発送した日とは限りません。

クー1-1 クー1の質問で、②～⑤「後日交付」とご回答された方にお聞きします。当日交付しない理由を下記の選択肢から選んでください。

: ①その場で一時保護の判断をしたので準備できなかった②親権者が混乱していた（若しくは混乱すると予測された等）ため当日交付しなかった③当日、親権者等が受け取らなかった（若しくは、事前に受け取り拒否を表明していた等）④当日、親権者等に会っていない⑤親権者等の問題ではなく、事務処理の都合による⑥その他 [●]

クー2 クの質問で、②「交付しなかった」とご回答された方にお聞きします。その理由を下記の選択肢から選んでください。

①受け取りを拒否された②誰が親権者等なのかは判明しているが、連絡がつかなかった③誰が親権者

等なのか判明しなかった④その他【●】)

- ・ 親権者等は判明しているが、「受け取りを拒否」を理由に連絡がつかない場合は、①「受け取りを拒否された」を選択してください。

ケ どの場所から一時保護を実施したかを下記の選択肢から選んでください。

: ①自宅②近隣知人宅③医療機関④学校⑤幼稚園⑥保育園⑦親族宅⑧警察の身柄通告⑨児童家庭支援センター⑩市区町村の相談窓口⑪保健センター・保健所⑫その他【●】

- ・ 学校の帰宅途中に一時保護した場合は「学校」を選択してください。

(一時保護所・保護委託先での状況)

コ 一時保護先を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

: ①一時保護所、②福祉施設(一時保護委託)③病院(一時保護委託)④里親(一時保護委託)⑤警察(一時保護委託)⑥市区町村のショートステイ(一時保護委託)⑦その他市区町村機関(一時保護委託)【●】⑧民間シェルター(一時保護委託)⑨その他【●】

サ 一時保護期間は何日間でしたか

: ①1日②2～3日③4～7日④8～14日⑤15～21日⑥22～28日⑦28～35日⑧36日～2か月未満⑨2か月以上～3か月未満⑩3か月以上～4か月未満⑪4か月以上～5か月未満⑫5か月以上～6か月未満⑬6か月以上～1年未満⑭1年以上

- ・ 一時保護開始日を1日目とします。

サー1 サの質問で、⑨～⑭のうち「2か月を超えた」とご回答された方にお聞きします。その理由を下記の選択肢から選んでください。【1番大きな理由を1つのみ回答】(注意)⑨は、「2か月を含んでいます」が、以下の設問は「2か月を超えた」事例(ケース)のみご記入ください。

: ①施設満床②施設入所調整に時間がかかった③里親不足④里親委託調整に時間がかかった⑤28条審判待ち⑥児童の入院治療の影響⑦親権・監護権申し立て審判待ち⑧親権者との連絡がなかなかつかない⑨親権者への説得に時間がかかった⑩児童の説得に時間がかかった⑪その他【●】⑫特にな

サー2 サの質問で、⑨～⑭「2か月を超えた」とご回答された方にお聞きします。2か月を超える場合、組織の意思決定を行いますか

: ①行う②行わない

サー3 サの質問で、⑨～⑭「2か月を超えた」とご回答された方にお聞きします。2か月を超えることについて親権者への伝達を実施しましたか

: ①実施した②実施しない

サー3-1 サー3の質問で、①「実施した」とご回答された方にお聞きします。伝達方法を下記の選択肢から選んでください。

: ①再度の一時保護決定通知②その他の再通知③口頭(面談、電話など)④その他【●】

シ 親権者に対し保護先を教示しましたか

：①教示した（同意あり）②教示した（同意なし）③教示しなかった④教示の有無に関係なく親権者が保護先を既に知っている

- ・ 一時保護した期間を通して、「教示した」か「教示しなかった」等かを選択してください。
- ・ 1つのケースで一時保護の場所を変更した場合は、一時保護の期間が長いほうの保護先について、該当する内容を選択してください。
- ・ 教示した場合は、教示した時点の「同意の有無」を選択してください。

シー1 シの質問で、③「教示しなかった」とご回答された方にお聞きします。その場合、親権者に「教示しなかった」のは何故ですか。下記の選択肢から選んでください。

【複数回答】

：①親権者が一時保護に同意していない②調査を円滑に進めるため③児童を取り返しにくるなど、保護先に押しかけることが想定される④児童が親権者との面会を拒否している⑤児童が親権者を怖がっている⑥児童の心身の状態から面会できないので教示しない⑦一時保護先は誰でも基本的に教えない方針⑧保護先の教示を求められていない⑨その他【●】

シー2 シの質問で、③「教示しなかった」とご回答された方にお聞きします。親権者は納得しましたか

：①納得しない②納得した③不明（意思表示ない等）

（一時保護中の面会通信制限）

ス 面会通信制限を行いましたか

：①制限した②制限しない

スー1 スの質問で、①「制限した」とご回答された方にお聞きします。その理由を下記の選択肢から選んでください。

：①子どもの保護者への恐れ・拒否②保護者が指導に従わない③子どもの心理的不安④子どもへの攻撃⑤保護者の状態不安定⑥子どもへの操作⑦その他【●】

セ 親権者が保護先へ押しかけてきたことがありましたか（同意期間中は調査対象から除く）

：①有り②無し

（行政争訟等）

ソ 行政不服申し立てが提起されましたか

：①有り②無し

ソー1 ソの質問で、①「有り」とご回答された方にお聞きします。その結果を下記の選択肢から選んでください。

：①処分の全部又は一部取消②処分の変更③棄却④却下⑤本人による取下げ

- ・ 「棄却」は、審理の対象となったが、請求が認められないことをいいます。「却下」は、訴訟要件等を満たさないため、審理に入らないこと（門前払い）です。不服申立ての審理は行政庁が行うため、行政庁による処分の変更が可能となっています。

タ 行政訴訟が提起されましたか

：①有り②無し

ター1 タの質問で、①「有り」とご回答された方にお聞きします。その結果を下記の選択肢から選んでください。

：①処分の取消②棄却③却下④本人による取下げ

チ 親権喪失宣告請求を行いましたか

：①行った②行わない

ツ 刑事告訴・告発を行いましたか

：①行った②行わない

ツー1 ツの質問で、①「行った」とご回答された方にお聞きします。その具体的内容を下記の選択肢から選んでください。

：①虐待行為（罪状内容●）②公務執行妨害（内容●）③職員への傷害等（罪状内容●）④立入調査拒否罪④その他【●】【複数回答】

4 家族支援についてうかがいます。

（措置の状況）

ア 一時保護終了後の措置を下記の選択肢から選んでください。

：①在宅で児童福祉司指導有り②在宅で児童福祉司指導なし③福祉施設入所措置④里親委託⑤その他【●】

アー1 アの質問で、①②「在宅」とご回答された方にお聞きします。在宅措置の理由を下記の選択肢から選んでください【複数回答】

：①在宅指導等が可能と判断した②児童が家庭に戻りたいと希望した③入所調整・里親委託が不調だった④その他【●】

アー2 アの質問で、③④「施設・里親措置」とご回答された方にお聞きします。児童福祉法第28条の申し立てを行いましたか

：①行った②行わなかった

アー2-1 アー2の質問で、①「行った」とご回答された方にお聞きします。当該事例の審判で家裁勧告はありましたか。

：①有り②無し

アー3 アの質問で、③④「施設・里親措置」とご回答された方にお聞きします。虐待防止法の面会通信制限を実施しましたか。

：①実施した②しない

アー4 アの質問で、③④「施設・里親措置」とご回答された方にお聞きします。接近

禁止命令を実施しましたか。

：①実施した②しない

（援助活動）

ア－５ アの質問で、③④「施設・里親措置」とご回答された方にお聞きします。施設・里親措置後、平成２２年２月１日までに家庭復帰を実施しましたか

：①実施した②実施しない

ア－５－１ ア－５の質問で、①「実施した（施設入所等後、家庭復帰）」のご回答された方にお聞きします。家庭復帰後、再度の虐待はありましたか

：①有り②無し

ア－５－２ ア－５の質問で、①「実施した（施設入所等後、家庭復帰）」のご回答された方にお聞きします。児童福祉司の保護者指導（２７条１項２号）の措置をかけたか

：①実施した②実施しない

ア－５－２－１ ア－５－２の質問で、①「実施した（保護者指導）」のご回答された方にお聞きします。知事勧告を行いましたか

：①有り②無し

ア－５－３ ア－５の質問で、①「実施した（施設入所等後、家庭復帰）」のご回答された方にお聞きします。保護者援助（前記ア－５－２以外の援助）を実施しましたか

：①実施した②しない

ア－５－３－１ ア－５－３の質問で、①「実施した（保護者援助）」のご回答された方にお聞きします。実施方法を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

：①通所による実施②訪問による実施③他機関利用④その他【●】

ア－５－３－２ ア－５－３の質問で、①「実施した（保護者援助）」のご回答された方にお聞きします。どなたが対応されましたか。【複数回答】

：①児童福祉司②児童心理司③医師④保健師⑤看護師⑥その他【●】

ア－５－３－３ ア－５－３の質問で、①「実施した（保護者援助）」のご回答された方にお聞きします。効果はどうでしたか。【複数回答】

：①好転した②少し好転した③変化なし④少し悪化した⑤悪化した⑥不明

ア－５－４ ア－５の質問で、①「実施した（施設入所等後、家庭復帰）」のご回答された方にお聞きします。家族再統合ないしは家族援助プログラム（担当職員がケースワークで行う助言・訪問等を除く）を実施しましたか。

：①実施した②しない

- ・ 本プログラムの有無について、機関調査でも組織として実施しているかをお聞きしています。
- ・ 「家族再統合または家族援助プログラム」とは、分離された家族が再び一緒に生

活できるだけでなく、別々に暮らしていても関係修復が図れるためのプログラムとします。具体的には、児童を含む家族援助のための文章化された方針及び期間を定め、援助内容や援助方法、対応機関などが示されているものとしします。

- ・ 各児童相談所の中で取り組んでいるもののほか、各児童相談所のケースについて中央児童相談所等で集中的に対応している場合でも、その状況を選択してください。

民間団体、NPO等に委託している場合も含まれます。各児童相談所のケースがプログラムを受けられている状況に着眼して回答してください。

ア-5-4-1 ア-5-4の質問で、①「実施した（家族援助プログラム）」とご回答された方にお聞きします。対象者を下記の選択肢から選んでください。【複数回答】

：①父親のみ②母親のみ③両親④親子⑤子ども⑥家族⑦その他【●】

ア-5-4-2 ア-5-4の質問で、①「実施した（家族援助プログラム）」とご回答された方にお聞きします。効果はどうでしたか。【複数回答】

：①好転した②少し好転した③変化なし④少し悪化した⑤悪化した⑥不明

